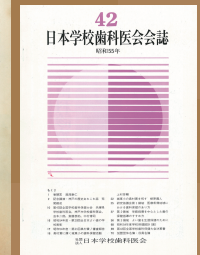
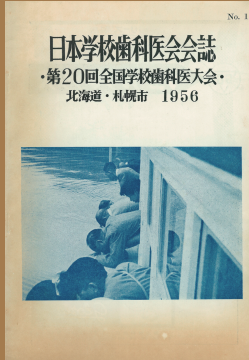
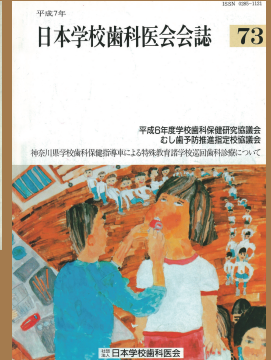
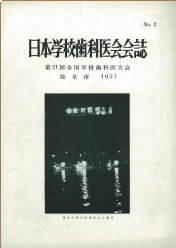
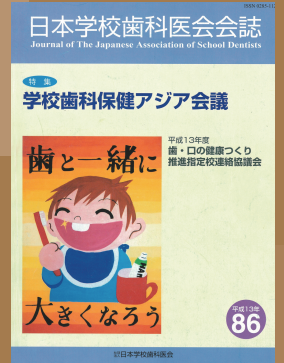


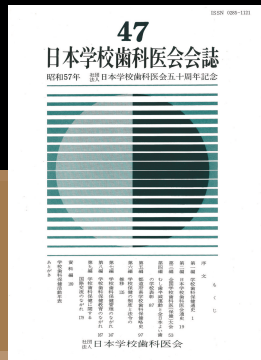


特集

会誌100号記念座談会
日学歯会誌の過去・現在・未来
学校歯科保健活動に役立つ会誌のあり方について考える

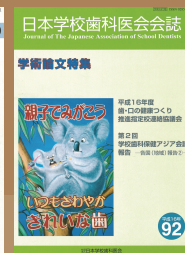
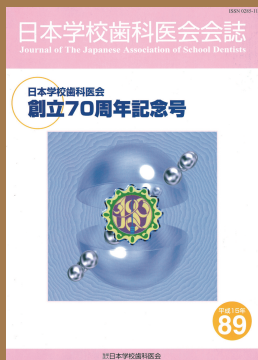


平成20年度
No.1



日本学校歯科医会会誌

JOURNAL OF THE JAPANESE ASSOCIATION OF SCHOOL DENTISTS



日学歯広場

全日本学校歯科保健優良校表彰の理念と展望
— 一 規程変更と平成21年度からの実施内容 —



委員会便り

「健康日本21」と学校歯科保健：健康診断結果を保健教育にどう生かすか？
「健康日本21」への学校歯科医としての関わりに関する資料作成委員会

普及委員会の活動について
普及委員会



地域レポート

愛媛県 学校歯科健康診断電算化ソフト「健康診断システム」について 坂 宗尚

岩手県 二戸歯科医師会での歯科保健活動について
— 学校歯科保健につなげる就学前の子どもたちへの対応 — 岩淵 壮之助



巻頭言 (社)日本学校歯科医会 会長 松島 悌二 3

祝 辞 (社)日本歯科医師会 会長 大久保満男 4

(財)日本学校保健会 会長 唐澤 祥人 5

特集

会誌100号記念座談会

日学歯会誌の過去・現在・未来

学校歯科保健活動に役立つ会誌のあり方について考える

石川行男・中田郁平・野溝正志・相澤 恒・赤坂守人・丸山進一郎・佐橋永吉

資料 会誌「目次」にみる日本学校歯科医会会誌第100号の歩み 23

6

特集

日学歯広場

全日本学校歯科保健優良校表彰の理念と展望—規程変更と平成21年度からの実施内容—

● 執行部の立場から 丸山進一郎

● 学識者の立場から 安井利一

46

日学歯広場

委員会便り

「健康日本21」への学校歯科医としての関わりに関する資料作成委員会

「健康日本21」と学校歯科保健：健康診断結果を保健教育にどう生かすか？

「健康日本21」への学校歯科医としての関わりに関する資料作成委員会 委員（鶴見大学歯学部 探索歯学講座 教授）花田信弘

50

委員会便り①

普及委員会

普及委員会の活動について

(社)日本学校歯科医会 普及担当常務理事 金森市造

52

委員会便り②

地域レポート

愛媛県 学校歯科健康診断電算化ソフト「健康診断システム」について

愛媛県歯科医師会 学校歯科保健 担当理事 坂 宗尚

54

地域レポート①

岩手県 二戸歯科医師会での歯科保健活動について

—学校歯科保健につなげる就学前の子どもたちへの対応—

岩手県二戸歯科医師会 専務理事 岩淵壮之助

62

地域レポート②

シリーズ

文部科学大臣賞受賞校 —全日本学校歯科保健優良校表彰最優秀校— のその後 Vol. 4

◆埼玉県さいたま市立桜木小学校 74

◆北海道旭川市立台場小学校 78

73

シリーズ
最優秀校のその後

資料

中央教育審議会答申

子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために
学校全体としての取組を進めるための方策について

84

中教審答申

名 簿

加盟団体 107

役員・顧問・参与 108

107

名 簿

インフォメーション 「会誌」投稿原稿募集について 22

第72回全国学校歯科保健研究大会（予告） 82

加盟団体だより 70

出版物案内 72

編集後記 109

●表紙について

100号を記念し、本会会誌バックナンバーの中から、第1号や記念号など節目となるものやデザインの異なるものなどをピックアップし、特別バージョンの表紙デザインにしました。

上より 9号、12号、6号、86号、2号、73号、1号、42号、17号、37号、47号、89号、80号、92号、94号、96号、99号。

6月22日は 学校歯科医の日



平成19年度 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール
最優秀入選作品より 波多野 楓さんの作品

昭和6年（1931年）6月22日、
日本で初めて各学校に学校歯科医を置くことが
「学校歯科医及幼稚園歯科医令」により
制度化されたことを記念しています。

常に時代を見据えて

日本学校歯科医会会誌はこの号をもって、昭和32年7月の第1号から数えて、100号の発行となりました。第1号は北海道で開催された第20回全国学校歯科医大会の大会記として発行されましたが、その後、徐々に学校歯科保健の学術的な内容も載せられるようになり、今日に至っております。一言で100号と申し上げますが、大きな節目であり、これまで編集に携わってこられた先生方のご苦勞をはじめ、加盟団体の皆様や会員各位のご協力のお陰様と存じ、衷心より感謝を申し上げます次第です。

現在の学校歯科保健は、先輩諸兄のご功績により確実に発展しておりますが、社会環境が急激に変化している現在、子どもたちが抱える健康課題も多様化し、生活習慣に起因する疾病の増加などが問題となっております。歯科保健をみても確かにむし歯の減少傾向は続いておりますが、健康の基本でもある「食べる」ということに関して、咀嚼など口腔機能の未発達などが課題となっております。このような現状の中で、これまで以上に教育者としての視点を持ちながら、歯・口の健康づくりを通して子どもたちの健康教育に積極的に参画していくことが我々学校歯科医に求められていると感じております。

行政も子どもたちを取巻くこうした社会環境に対応すべく、本年は、文部科学省中央教育審議会から次世代を担う子どもたちの心身の健康と安全・安心の確保に関する方策が答申され、また、学校保健法の一部改正に関する法律案が国会を通過し、次年度より「学校保健安全法」として施行されるに至っております。

本会も常に時代を見据えて事業の展開を図り、「生きる力」を備えた子どもたちの育成に寄与してまいりたいと存じます。そして、会誌も本年度より年3号となりますが、さらに内容の充実を図り、会員各位へより有意義な情報を提供してまいりたいと考えておりますので、皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ第100号発刊のことばといたします。



社団法人 日本学校歯科医会
会長 松島 悌二



社団法人 日本歯科医師会
会長 大久保満男

創刊100号記念に寄せて

このたび、日本学校歯科医会誌が創刊100号を迎えられましたことに、日本歯科医師会を代表してお祝いを申し上げます。

今、われわれはわが国の少子化と同時に、子どもたちの学力や体力の低下に危機感を抱いています。しかし、ここでわれわれが心すべきは、慌てふためいていたずらに危機を叫ぶのではなく、教育という百年の体系を、じっくりと構えてみせる態度でしょう。学力の低下を単に試験点数だけに求めるのではなく、子どもたちの考える能力をどのように養うか、集中力をどう高めるのか等、この問題を様々な角度から、われわれ大人こそが根底から考える能力や集中力を高めていかねばならないことだと思います。

今の社会にとっての大きな危機は、未来に向けての目標をもてないことにあるといわれています。これから長い人生を送らねばならない子どもたちにとって将来の目標を持たない社会は、言い換えれば味気ない時間しか持てないということでしょう。もちろん急いで付け加えますが、目標や夢は必ずしも実現可能ではない、いやむしろ裏切られることが多いのですが、だからこそというべきでしょうか、自らの人生の中で、人は現実に裏切られながら、それを乗り越え、育っていく。つまり目標や夢を持たない子どもたちは、そんな体験なしで大人になる。それこそが、今の大人になれない大人が存在する理由なのでしょう。

歯科には無縁なことと思われるでしょうが、「生きる力を支える歯科」と訴えるとき、この「生きる」ということの根底にある意味を、われわれ自身が確りと確認し、それを学校歯科教育の中でどのように伝えていくのか、それが今後問われることになると思います。

このような意味において、極めて大切な学校歯科医会の今後の益々のご発展を祈念して、挨拶といたします。

C O N G R A



財団法人 日本学校保健会
会長 唐澤 祥人

祝 辞

このたびの社団法人日本学校歯科医会会誌100号の発刊を心よりお祝い申し上げます。また、社団法人日本学校歯科医会におかれましては、歯・口の健康づくりの活動を通じて、心身ともに健全な子どもたちの育成に日々ご尽力されていることに敬意を表す次第です。

現在、子どもたちを取巻く社会環境は急速に変化し、健康面での課題も不登校、薬物乱用などメンタルヘルスに関する問題や、アレルギーをはじめとする基本的な生活習慣にかかわる疾病の増加、また、子どもたちを巻き込んだ事件や事故なども多くなり、学校だけではなく一般社会においても深刻さを増しております。こうした現状の中で、学校保健にたずさわる関係者には、これまで以上に子どもたちの状況を日々把握し的確な対応を図っていくことが求められております。

国も新たな課題への対応策について中央教育審議会に諮問するとともに、学校保健法の一部改正について審議し、平成21年度からは「学校保健安全法」として施行されるに至っておりますが、今後は、学校保健関係者がさらに連携を図りながら、子どもたちの安全を守るとともに、健康づくりを進めていかなければならないと考えております。

本会は、学校保健全体の発展と普及を目的とし子どもたちの健康に関する様々な調査研究を行っておりますが、歯科保健については「食と咀嚼に対する実態等調査委員会」などにおいて社団法人日本学校歯科医会との連携を図りながら推進しているところでございます。心身ともに健康な子どもの育成には、歯・口の健康は欠かすことのできないものであり、また、健康教育の教材としても大切なものです。歯科の特性を生かしながら「生きる力」をもった子どもたちの育成のために、貴会が益々有意義な活動を展開されることをお願いする次第です。

少子化が叫ばれておりますが、次世代を担う子どもたちに健全な心と身体を持ってもらうために、本会も貴会をはじめ関係団体とさらに連携を図り、子どもたちの健康づくりのための事業を展開してまいりたいと考えておりますので、今後も引き続きご協力のほどをお願い申し上げます。

最後になりましたが、社団法人日本学校歯科医会のさらなるご発展と学校歯科医の方々の益々のご健勝、ご活躍を祈念し祝辞といたします。

T U L A T I O N S

100

日学歯会誌の過去・現在・未来

学校歯科保健活動に役立つ会誌のあり方について考える



平成20年4月3日

●出席者●

歴代広報担当常務理事

石川行男

中田郁平

野溝正志

相澤 恒

学識者

赤坂守人

会誌・広報紙発行人

丸山進一郎

現広報担当常務理事

佐橋永吉

●司会●

広報第一委員会委員長

末高英世

今期執行部も折り返し点を迎え、残り半分となりました。平成20年度から、会誌はいままでの年2回から年3回の発行となります。これに伴い広報委員会では従来からの会誌の内容についての検討を重ね、今期になり数々の変更を加えてまいりました。

この度、会誌100号記念号にあたり、特集で「日学歯会誌の過去・現在・未来」と題して会誌のあり方についての座談会を行いました。会誌発行人である丸山専務理事、会誌に関わりの深かった歴代の広報担当常務の先生方、さらには学識者で日学歯と関わりの深い赤坂先生をお招きし、会誌発行における苦労話や裏話、また今期からの会誌の内容変更についてのご意見、今後の会誌のあり方についての積極的なご提言をいただきました。今後この座談会の内容を反映しながら、これまで以上に魅力ある会誌づくりをめざし、会員と日学歯とをさらにしっかりと結ぶ太いパイプとしての役割を担うとともに、学校歯科保健の学術誌として会員の皆様や教育現場の先生方にとって有意義な情報を提供していきたいと考えております。

広報担当常務理事 佐橋永吉

今年度から会誌は年3回

■**司会(末高)** 本日はお忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。日本学校歯科医会の会誌が100号を迎え、その記念座談会ということで、比較的最近、広報担当常務を務めた先生方、また日学歯の広報活動を古くからご存知の先生、さらには日学歯と関わりの深い学識の先生にお話をうかがいたいと思います。司会を務めさせていただく広報第一委員会委員長、末高と申します。よろしくお願いいたします。まず、はじめに丸山専務から座談会の趣旨を説明していただきたいと思います。

■**丸山** 記念すべき100号ということで、特別にこのような企画をさせていただきます。ちょうどこの平成20年度から会誌が年3回の発行になりまして、今、会誌の機能を根本から見直す作業をしております。いままで踏襲されてきたスタイルも含め、記事について、佐橋常務を中心

に委員会で見直して、学術的なテーマで特集を組むこと、それから広報「日学歯」と共に会員と会を結ぶ大きなパイプの役割を強化することなど、会誌の機能を高めていこうと、ずいぶん内容も変わってきています。そこで本日は、過去を振り返りつつ、今後の会誌のあり方を考えてみようという座談会を開かせていただきました。

お集まりいただいた方々は、それぞれいままでも会誌の編集に関わってこられた常務理事、それから学識の赤坂先生ですので、歴史なども交えてお話しいただければと思います。「会誌の発行回数」という資料(表1)にもありますように、創刊(図1)当初は年1回の発行であったのが、昭和43年(1968年)から年2回の発行となりました。そして、広報紙が昭和52年(1977年)に始まり、その頃が会員との連絡を密にするようになった時期と思われる。その延長に今日

があるわけです。

■**司会** それでは、本日お集まりいただいた歴代の担当常務の先生方より自己紹介を含め、担当役員になられた当時の時代背景や状況などについて、お話をうかがいたいと思います。まず、古い時期をご存知の石川先生、よろしくお願いたします。

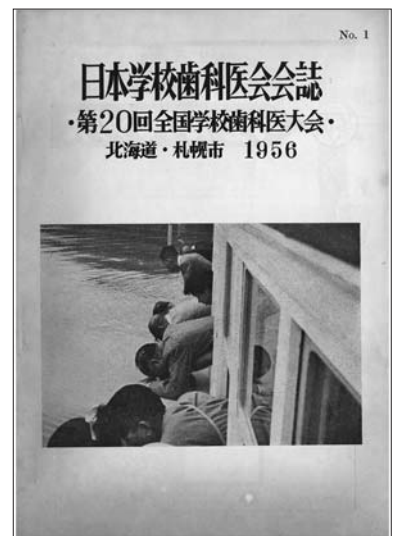


図1

表1 日本学校歯科医会会誌の発行回数

昭和32年(1957年)に、前年度行われた第20回全国学校歯科保健研究大会(北海道)の記念号として出されたのが「日本学校歯科医会会誌」の第1号であり、以降、年1回の発行は昭和41年(1966年)まで続いた。当時は、大会の折に総会を開催していたので、その報告のためのものともいえる。

昭和42年(1967年)からは、年2回の発行となる。

ちなみに、昭和43年(1968年)より、1回は従前通り、大会をメインに取り上げ、もう1回の方で大会以外のものをメインの記事にし、第13号では、「ヨーロッパにおける学校歯科サービス」や座談会「学校と学校歯科の谷間」、「加盟団体だより」等を掲載している。

年2回発行は昭和47年(1972年)まで続き、昭和48年(1973年)からは、年3回の発行で、内容の構成を「大会号」「講習会号」「その他の記事号」とし、昭和52年(1977年)までこの方式で発行している。この間、昭和51年3月20日付けで「学術刊行物」の郵政大臣の認可を受け、今日に至っている。

その後、昭和52年(1977年)、広報紙「日学歯」の創刊に伴い^(*)、昭和53年から会誌の発行は年2回に戻った。なお、平成10年(1998年)に初めて学術論文の特集が生まれ、以降、「その他の記事号」が「学術号」として扱われるようになる。

そして、平成20年度より年3回の発行となる。

*創刊初年の広報紙発行回数は年2回で、翌年の昭和53年度に年3回になり、創刊から3年目の昭和54年度から現在の年4回のスタイルになった。

元号 年 (西暦)	発行回数	備考
昭和32年(1957年)	年1回	第1号 (第20回全国学校歯科保健研究大会記録)
昭和42年(1967年)	年2回	
昭和43年(1968年)		「大会号」・「その他の記事号」
昭和48年(1973年)	年3回	「大会号」・「講習会号」 「その他の記事号」
昭和52年(1977年)		広報紙「日学歯」創刊
昭和53年(1978年)	年2回	前年度より広報紙「日学歯」発行のため、会誌は減回。
平成10年(1998年)		「大会号」・「学術号」
平成20年(2008年)	年3回	

100号にいたるまで

昭和52年にスタートした 広報紙の発行が、 会誌の方向性を変えた

■石川 私は昭和52年(1977年)に、湯浅泰仁先生が日学歯の会長をなさっている時に担当常務になりました。湯浅先生と私の父、そして私は、日本歯科大学(日本歯科医専)の同窓なので、ある時、湯浅先生からうちの父に電話がかかってきて、お前の息子にちょっと手伝ってもらえないかと言われて、日学歯の広報活動に尽力することになったわけでございます。

この昭和52年(1977年)に、ちょうど湯浅先生の発案で第1回の広報紙が発行され、総会をはじめとする報告を会員の方々へお届けする役割を担うことになったため、それが結果的に、会誌の方向性を参考書的な役割を果たすものへと変えることになったのだと思います。ちなみに、広報の題字は湯浅先生がお書きになって、その後も代々、会長を務められた先生方の筆によるものとなっております。また、私の担当時、広

報紙の1月号の巻頭を飾った富士山の写真は、私が撮影したもので、ことに「赤富士」は1年に1回か2回しか見られない現象なので皆さんに喜んでいただいた覚えがあります(図2)。私は平成3年(1991年)まで担当させていただきました。実は、私は主に広報紙を担当しておりますが、会誌を主に担当されていたのが、大阪の宮脇祖順先生なのですが、残念ながら現在は他界されておられます。

■司会 宮脇先生はじめ、多くの方々の遺業の上に今日の会誌があると思いますと、感慨深いものがございます。

今、お話があったように広報紙が発行されるようになったことで、会誌の性格も変化していったと思うのですが、現在の会誌に至る過程などを交えながら、中田先生、お話しただけですか。

日学歯会誌第1号の前にも、 学校歯科の 「雑誌」があった！

■中田 私は平成7年(1995年)から



石川行男
歴代広報担当常務理事

2期会誌・広報を担当させていただきました。私の前までは会誌は会誌、広報紙は広報紙というように委員の先生が分かれていた時代だったのですが、私の時から会誌・広報紙の委員は1つという形の方が意思の疎通が図りやすいので1つになって、そのスタイルが今日までずっと続いております。

会誌の歴史について、私もちょっと調べてみました。会誌は、昭和7年(1932年)に設立された日本連合学校歯科医会の当時の機関誌として、「学校歯科衛生」という名称で文部省体育課内より昭和9年(1934年)に第1号が発行されています(図3)。そして昭和32年(1957年)に日本学校歯科医会として第1号の会誌が発行されました。

会誌100号に至るまでの流れについては、資料＜会誌「目次」にみる日本学校歯科医会会誌第100号の歩み＞を本号p23～43に掲載しております。

平成7年、疾病志向から 健康志向へ。会誌で 学術論文を積極的に掲載

■中田 私自身の担当時を振り返りますと、まず、会員の先生方にかかして会誌を読んでいただくか、会



図2



図3



中田郁平
歴代広報担当常務理事

誌・広報紙というものには常にこの問題がございます。それをまず私のテーマとしてあげさせていただき、それから会員との双方向性の関係性を考え、「大会に参加していかがでしたか」というような、会員の先生方の声などを載せさせていただいて、現在までそうした内容が浸透しているのではないかと考えております。

年2回発行される内容としては、私が担当する前までは、1号は全国大会要項の圧縮版で、あとの1号が、各加盟団体の記事をはじめ、いろいろな報告を中心とした内容が主にまとめられていました。

その頃、すでに日学歯の役員をなさっていた野溝先生、ちょっとお話しいただけますか。

■野溝 私が日学歯の役員を務め始めた平成3年(1991年)頃を振り返ってみますと、当時、会誌・広報は担当役員を櫻井善忠先生(現東京都学校歯科医会会長)が務められておりました。会誌・広報紙の基礎を確立された時代です。内容としては、本会主催の全国大会のほか、全国学校保健研究大会、学校歯科医協議会、文部省の学校保健研究協議会、さらには全国各ブロックの学校保健研究

大会など、学校歯科保健に関わる事業内容について周知を徹底する役割が中心だったと思います。

そして、平成7年(1995年)、西連寺愛憲先生が会長となり、中田先生が広報担当常務になられたわけです。平成7年(1995年)というと、学校歯科保健にとっては非常に記念すべき年で、学校保健法の施行規則の改正があって、CO・GOが導入され、疾病志向から健康志向にパラダイム・シフトが図られたわけです。当然、日学歯も会誌・広報紙で、この「新しい学校での健康診断」の普及啓発に全力を挙げることになるわけで、中田先生はそれを念頭に置き、学術論文掲載の実現に積極的に取り組んでおられたと思います。

■中田 そうですね。もちろん、いろいろな会議や事業の報告を載せることも大切なのですが、会誌は年2回発行されるわけですから、そのうちの1号を学術的な内容を中心とする号にしたほうがよろしいのではないかと、赤坂先生とも相談をして、年1回は学術号にしようという方針になり、理事会で諮り、それを平成10年(1998年)の第80号(図4)で実現し、学術的な内容を掲載する流れとして、今日までずっと続いていると思います。

■司会 日学歯の会誌のイメージを思い描くとき、最初にパツと思ひ浮かぶのは、学術的な内容という気がいたしますが、それは、中田先生の時代に築かれたものが受け継がれてきたからなんですね。どのように継続していったのか、野溝先生、よろしくお願ひいたします。

加盟団体の 活動報告を通して、 情報交換の場を提供

■野溝 現在は日学歯の会計担当として役員をさせていただいていま

す。私は学校歯科一辺倒で、昭和56年(1981年)に地元茨城県歯科医師会の学校歯科の委員会に入り、その後、平成3年(1991年)、日学歯の会長が加藤増夫先生の時に、同じ茨城県の石井謙二郎先生の後任として日学歯の役員になりました。この年に、社団法人日本学校歯科医会の創立20周年、学校歯科医制度60周年の記念式典が行われ、私は年齢も役員の中で一番若かったため、肩の荷の重さのうちひしがれそうになりながら、まず制度委員会の担当として会員増強に取り組みました。地元の会員を3倍に増やし、日学歯全体も大幅な増員となりました。

そして、平成9年度より、中田先生のあと、3期6年間、広報担当常務になりました。

担当時を振り返りますと、1冊は大会号で、1冊は学術号という中田先生が作られたスタイルが、当時、会員の先生方に大変好評でしたので、ぜひ私もということで受け継ぎました。

学術号としては、会から会員への情報の一方的な伝達だけでは、やはりもったいないというか、それではあまり会誌の役割を果たさないので



図4



野溝正志
歴代広報担当常務理事

はないか、やはり双方向的に、会員、加盟団体からの情報を取り上げるべきではないかと考え、加盟団体の取り組みを連載して情報交換の場を提供しようと企画しました。本当は熱心な活動をしている学校歯科医個人の紹介をたくさん行いたかったのですが、なかなか原稿があがってこなかったんです。それで各加盟団体の活動報告を順番に掲載するという形になりました。

また、会員の生の声を反映させるべく健康診断に関する会員による座談会など、少しでも会誌を身近に感じてもらえそうな企画をいろいろ考

えたんです。しかし、それは企画倒れで実行できず、今、思い出しても残念に思っています。ですので、会員の生の声をぜひこれからの会誌づくりの中で生かしていただけたいなと思っています。

それから体裁ですが、平成12年(2000年)10月に発行した第84号(図5)の時に、その頃、公文書がほとんどA4サイズになっていたものだから、B5判をA4判に変えました。ただ、その時、「いきなりA4にすると本箱が窮屈で収納しにくくて嫌られるよ」という意見もあり、日歯の「雑誌」もちょっと小さめの変形のA4判だったので日学歯の会誌もそれに揃えました。その後、私のあと、相澤先生が担当常務になられた平成17年度発行の第94号(図6)から定形のA4判ですね。

日学歯の歴史を収録した記念号は、現在も役立っている

■野溝 内容の話にもどりますと、平成13年(2001年)には学校歯科医制度70年、それから社団法人設立30周年の記念事業としてアジア会議が開かれ、会誌の第86号(図7)はアジア会議の特集号という形になりました。翌年の平成14年には日学歯創立

70周年という記念すべき年で、この時にも会誌第89号(図8)は日学歯創立70周年記念特集号という形になりました。ですから、その2年間は、通常の学術号に相当する2冊が特別な内容の特集というちょっと変則的な形になりました。また、変則的という点では、70周年記念号は会誌の編集委員の方々ではなく、役員の方々に編集委員になっていただきました。

実は、昭和57年(1982年)に私が初めて手にした日学歯の会誌第47号(図9)が、「日本学校歯科医会50周年記念誌」だったんです。以来ずっと、広報紙や大会要項と共に会誌を全部手元に持っていました。それから20年後にまさか自分が日学歯の役員として70周年記念号を作るとは思ってもみませんでした。たまたま、そういう巡り合わせになったのですが、全部の資料をすべて持っていたので大変役に立ちました。

振り返ってみると、日学歯の節目節目に関わりながら仕事をさせていただいたと思っています。

■司会 今お話にあがった日学歯50周年記念号、70周年記念号はどちらも、日学歯の歴史を知る上で非常に役立つ内容で、現在でも、日学歯の活動について調べる時や、問い合わ



図5



図6



図7



相澤 恒
歴代広報担当常務理事

せがあった時に、真っ先に開く資料のひとつとして関係者の皆さんが重宝にしておられます。実は、今回の会誌100号記念の特集でも、資料を作成する際になくてはならない資料でした。

届いた時ばかりではなく、後々になって役立つ内容がしばしば会誌に掲載されてきました。その時代に即した会誌の役目があると思うのですが、相澤先生の時はいかがでしたでしょうか。

初の試みとして、 ひとつのテーマで各分野の 論文を集めた「食」

■相澤 私が広報委員会を担当させていただいたのは、西連寺会長から松島会長に交代された平成17年(2005年)の4月から平成18年(2006年)の2年間でございます。広報関連の委員会に私が関係したのは、それが初めてでして、かなり戸惑ったことは戸惑ったのですが、当時、担当理事であった佐橋先生はじめ、委員会の委員の先生方、それから事務局のサポートが非常に大きかったので、何とか2年間無事に仕事をすることができました。

私は大学を卒業しまして10年間、歯学部の放射線学教室に在籍し、その間に、教授、後輩の出版物のお手伝いをし、また自分自身の著作も医歯薬出版から出しまして、そんなわけで出版物を作ることにはわりあい慣れていたのかなと思います。そして日学歯関係では、さきほどお話のあった70周年記念号の編集委員の中に入りまして、この仕事をしたことが大きなきっかけで、スムーズに広報委員会の仕事に関われたのかなという思いがしています。

会誌を担当した当時、たった2年

間ですけれども、先ほどから話が出ているように、年間2冊のうち、1冊は大会号で、もう1冊が学術号ということで発行しました。また、「会員の先生方にどうしたらページをめぐって読んでもらえるだろうか」ということが、それぞれ歴代の先生方が一番ご苦労された点だろうと思いますが、私もそれを第一に考えました。

まず大会号については、少しでも会員の皆さんに大会の様子をお伝えできればという思いで、その当日の現場の状況をできるだけ会誌に掲載するため、委員会の先生方には大変負担をおかけしましたが、委員全員に取材をお願いしました。そんなことをして、だいぶ評判もよくなったのではないかと自画自賛しています。

もう1冊の学術号では、ひとつのテーマで複数の学術論文を掲載するという新たな試みをいたしました。私が担当になった平成17・18年に、世間で食育についての報道がかなり頻繁にされるようになりまして、日学歯でも松島会長をはじめ、食育についての事業展開をぜひ実現しようという方向でしたので、今日、お見えになっている赤坂先生に電話、FAXでいろいろご指導を頂戴しながら食育について学校歯科医に必要な内容を整理し、「食」というひとつのテーマに基づいて様々な立場の方に論文を依頼し、第96号(図10)に掲載いたしました。この特集は非常に評判がよくて、その次の学術号での食育特集の第2弾につながったのではないかなと思っています。

■司会 今期がスタートしたばかりの時、すぐに「食育」第2弾を特集することができたのは、前期の方々が作られた96号という土台のおかげだと思います。そのあたりを含め、現在の会誌について、佐橋先生、お話をお願いいたします。



図8



図9

なぜ、
会員は会誌を読まなく
なったのか？

■佐橋 前期発行した96号「食」の特集は、「捨てられない1冊」という感想もいただいたほど、多くの先生方から反響がありました。今期、その第2弾を第98号(図11)で企画し、第1弾の時点では、ご報告できなかった日学歯としての「食」に対するスタンスを会員の皆様にお知らせいたしました。今期は、学術的な内容も含め、日学歯の方向性や考え方を会員の方々にしっかりお伝えしていきたいと考えております。

私は日学歯の役員になってまだ2

期目なのですが、今期、広報担当常務を仰せつかった際、広報担当の中田副会長と丸山専務から「とにかく抜本的に見直してみてください」とおっしゃっていただき、それならば抜本的に変更すべき所はバツサリ変更しようという方向で、委員会で検討させていただきました。

歴代の広報担当常務のご努力がその時々々の会誌に反映されつつも、いままでの会誌がどうして会員の皆様方に読んでいただけなかったのか、どんどん捨てられてしまった会誌が多かったのか、ということをしと考えてみますと、やはり従来から会誌が大会号と学術号の2本立てになっていたということが、現在の会員の先生方のニーズからどんどん遠ざかっていってしまった原因ではないかという結論に広報委員会でもとまりました。特に大会号をひもといて見ますと、毎年同じような内容ばかりになりやすいという傾向がみられました。しかも毎回150ページ相当ございました。見る側からするとボリュームが150ページというのはかなり多いのではないかと。だから、ま

ずページ数を100ページ程度に落として、もう少し内容もわかりやすく整理しないとやはり会員の先生たちからは見てもらえないのではないかと。まず会誌を見てもらわないと意味がないので、そこに原点をおこすという方針をたて、検討を進めてまいりました。

特に平成20年度から年3回ということが決まりましたので、これを機会に、いままでの大会号と学術号というのをやめて、1年間を通してコンスタントに多方面の内容をお届けする年3回の機関誌という形でとらえさせていただきます。その中で全国大会は報告という形で入れ込み、内容もいままでは大会要項の圧縮という形で、ほとんど要項と同じ内容を掲載した形になっていたのですが、それを平成19年度末発行の第99号(図12)を見ていただくとわかりますが、大会要項の転載は基本的なデータのみにとどめ、それ以外の内容はすべて割愛し、そのかわりに座長や基調講演者の方々から事後抄録をいただいて、それを報告という形で掲載させていただいております。



図10



図11

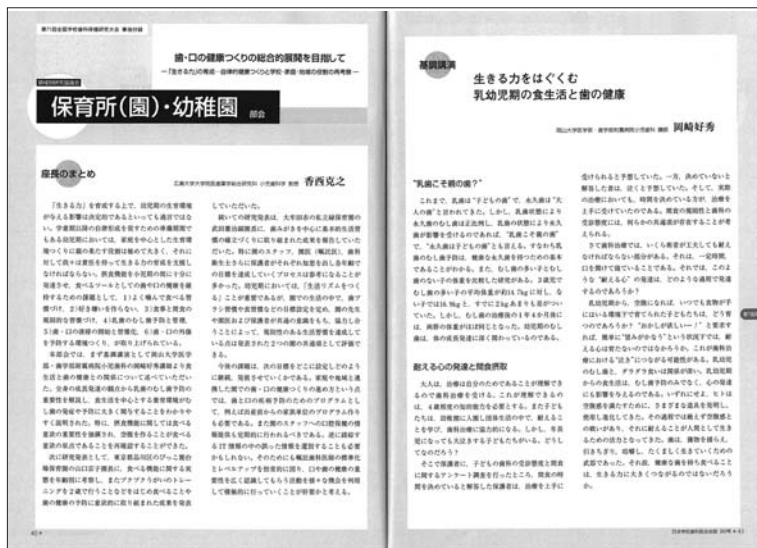


図12

日学歯の見解や活動を 紹介する「日学歯広場」 「委員会便り」が登場

■佐橋 今後、開かれた日学歯の機関誌として掲載すべき内容を考えますと、日学歯の執行部の意見、考え、それから諮問委員会の活動報告などいろいろあります。これまで会員の先生たちに積極的にお伝えできず、答申の内容などが会員の方々に届いていなかったと聞いております。現在、答申については本会ホームページの会員専用サイトで公開しておりますが、さらに会誌でも改善をはかり、各委員会からのコーナーとして、随時、委員会が現在どういうことを検討中なのか、今後、どういう形で進めていくのかというコーナーを平成19年度より「委員会便り」(図13)という形で作らせていただいています。

さらに、「日学歯広場」(図14)という形で、執行部と学識者とそれぞれの立場から、日学歯の事業や取り組みに対する見解や背景を説明するコーナーを設け、会員に対する啓発的な記事を1つ2つ入れるという形で、内容を加えてきているのが現状です。

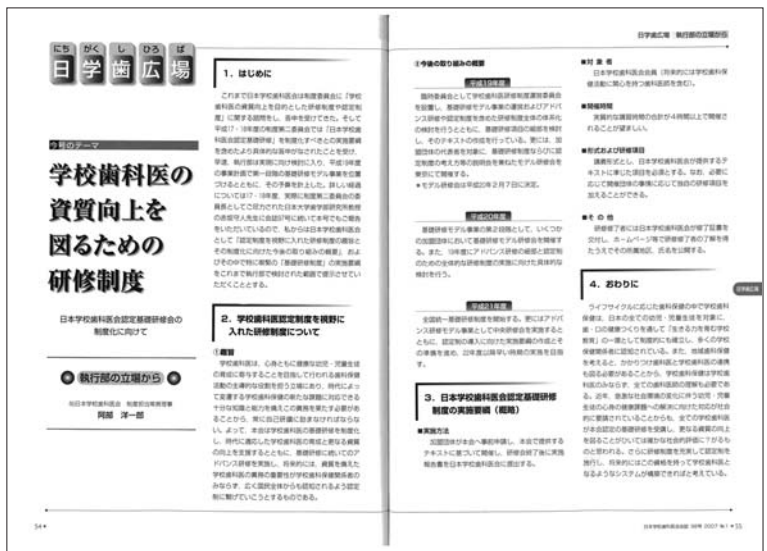


図14

■司会 こうして会誌を担当されてきた常務の方々のお話をまとめてうかがいますと、いろいろ歴史があって、重みを感じます。それでは、次に、日学歯の活動に、学識者として深く関わってくださっている赤坂先生より、お話をうかがいたいと思います。

■赤坂 たぶん私だけがここに集められた皆さんと経歴が異なる者として、違った視点で会誌について話すように要求されているのだと思います。

そうした視点から話に入る前に、

今、話にあがっていた問題について一言申し上げますと、最近、少しずつ日学歯の各担当常務理事の原稿が掲載されるようになりましたけれど、それでも、まだ執行部の各常務理事の顔が見えてこない。ですから、ぜひ、「日学歯広場」や「委員会便り」をきっかけに、会誌に常に巻頭言でも提言でも、各常務が何を考えているのか、あるいは常務として関わっている委員会のさまざまな情報を流すといったことなども大変必要なことだと思います。

会誌は、 会員の資質向上の 力になる

■赤坂 私自身の日学歯との関わりを少し話させていただきます。平成5年(1993年)の埼玉の全国大会で初めて講師として呼ばれました。ちょうどその時、学校保健の中でも保健教育を重視する流れを示すかのようになり、領域別研究協議会の中に「口腔機能部会」が設置されていたんです。そして平成7年(1995年)あたりから、学校歯科健康診断のマニュアルの改正で、日学歯の取り組みも、いままでのう蝕を中心にした疾病志向の学校歯科保健から、非常に多様性

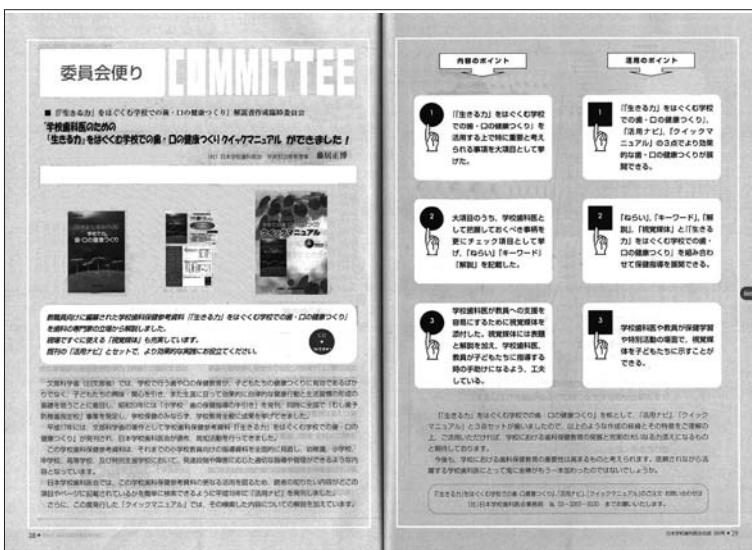


図13



赤坂守人
日本大学歯学部研究所 教授

のある内容に広がり、皆様ご存じのように、口腔機能あるいは歯列・咬合ということで森本俊文先生や黒田敬之先生はすでに日学歯と強い関わりを持っていました。また、私だけではなく、各委員会の学識者の中にいろいろな分野の人たちが入ってきたということだろうと思います。

学識と言いましても、大学人とい

うのは、保健のことはよくわかっていません。それは、現在の大学のカリキュラムに問題があるのだと思いますが、日本の歯科医療制度が疾病を中心としており、ヨーロッパ、アメリカのように Health というものを重視する歯科教育が十分なされていないからなんです。ですから、私たち大学人と言いましても、当初、ほとんど学校歯科についてはわからない状態で日学歯に関わってきたと思います。同時に、私は必要に迫られて学ばなければならないということで教えられてきました。

先ほどお話にありましたように、ちょうど中田先生が執行部に加わった頃から、執行部の若手の人たちから学術団体としての会誌が意識され始め、それは日学歯全体の活動を含め、学校歯科という分野そのものの転換期にきた証拠だと思っています。そのような時に会誌というものが、会員の資質向上には非常に大きな力になるわけです。専門の学会での主要な活動というのは、当然、学術的な

研究発表と同時に、機関誌の内容というのが最も重視されますし、当然、その査読を中心に編集にあたる編集委員の質が会誌の質につながるわけですので、非常に重要な役割を、会誌の編集委員を含め、発行に関わる者はみな担っているわけです。

正直言って、私も初めの頃、会誌は全く積んどくだけでした。というのも、いつも同じパターンだったからです。ただ、どうしても、学術特集の時には読むようになりまして。のちほど今後の企画とか、会誌のあり方について、まとめたものを見ながら、私の評価を加え、お話ししたいと思います。

■司会 先生方のお話をうかがっておりますと、学校歯科保健の活動の方向性によって、会誌の果たす役割も変化してきていると感じます。そこで、これからの日学歯の会誌には、どのようなあり方が望まれるのか、今後の方向性について、ご意見をうかがいたいと思います。

今、会誌に求められていること

まず、 会員にページを めくってもらうために

■中田 今度は年3回ということで、これがどういう形で今後の内容に生かされるか、今、担当の佐橋常務はすごく頭が痛いと思います。それから末高委員長を脅かすわけではないですが、日学歯の存在感がこの3回にかかってくるのではないかと思います。では、どういう形が一番いいのか、といっても、まだ私としても模索中ですし、今、ここにいらっしゃる先生方も、どういう方向でやっていくかというのは当

然、試行錯誤の最中だと思います。1冊は全国大会の報告を含むという形をなくすわけにいかないと思いますので、それを踏まえて、あと、2回を学術号としてみるのも、ひとつの方法だと思いますし、加盟団体に依頼すれば、いろいろな原稿が集まってくると思います。

本日ご出席の方々が口をそろえておっしゃられるように、いかにして会員の先生方にページをめくっていただくかというのが日学歯の今後の会誌・広報紙の課題だと思います。ですから、私も歴代の担当として期待しながら、心配もしています。

時間がかかると思いますが、その時代にあった会誌になってくれればと思います。

会員を啓発する風格と、 明日の現場に役立つ 実用性と

■野溝 会誌を見ていただくと、その時代が見えてくると思います。私の時はどちらかというと健康診断を主体としながら、それに関わるようなものを話題に取り上げていたのですが、最近の、私のあと、相澤先生、佐橋先生になってからの会誌を見ると、今の時代が抱えるいろいろな健

康課題に対する歯科の専門性を生かした取り組みの事例や、日学歯の取り組んでいる事業の情報などが会誌の中で非常に多く紹介されるようになってきました。そういう意味では日学歯の会誌らしくなってきたのかなと、見るたびに喜びつつ、編集委員の先生方に感謝をしているところでございます。

これからのことですが、広報紙は定款に定められているように、総会をはじめ、いわゆる事業報告を中心とする内容にならざるを得ないので、ホームページと共に素早い情報の伝達ということが重要視されると思いますが、そうすると、やはり会誌は日学歯の顔という役割を担うことになるのだと思います。

年3回となり、広報委員は大変ご苦勞なさるかと思いますが、やはり学術誌らしい風格のある内容にしてもらいたいですし、それだけでなく、会員に明日の現場ですぐ使っただけのような具体性のある内容も載せて欲しいと思います。欲深いこと言うようですが、そんな気がしております。

最後に、私は現在、会計の立場でするので、一言だけ付け加えますと、平成20年度の予算の中で会誌広報関係は、事業費活動支出の中で16%を占める予算を計上してございますので、それだけ期待が大きいということをご理解いただいて、立派な会誌を作っていただきたいと思います。

「学識」「加盟団体」 「他職種」「日学歯」の 4つがキーワード

■相澤 予算の16%を占めるということですので、現在の佐橋常務が一番苦勞なさるでしょうね。

会誌の発行を年2回から3回に増やすという方針は、ちょうど平成18年(2006年)に、平成19年度予算編成

の理事会の場で決定されたんです。本来なら昨年度平成19年度から年3回の発行にしてほしいというのが、理事会の席上、皆様のご意向だったのですが、私はその当時の担当常務としまして、「19年度からは無理だ。1年間だけ猶予が欲しい。その間に何とか準備して、20年度からは年3回の発行にしますので」と強く申しまして、役員の方々には大変ご迷惑になったかと思いますが、理事会で承認を頂戴したというのが経緯でございます。

日学歯の会誌に載せる論文や情報の内容としては、4種類のものがあろうかと思いますが、まず大学の学識の先生方から、次にそれぞれの加盟団体から、それから3番目に他の職種の団体や個人の方から、そして4番目に日学歯そのもの、執行部や委員会から、この4種類のものに分けて考えると、どういうふうに向きつけしていったらいいのか、見えやすいのではないかと思います。

このところ、認定学校歯科医制度(仮称)が話題になっていますが、その制度を踏まえた時に、日学歯の発行する会誌が会員の資質向上を促すものとして、もっと権威のあるものになっていかなければならないわけでは、権威あるものとするにはどうしたらいいのだろうかと考えた時に、この4つのテーマを念頭に置いて、それぞれの内容を継続的に充実させるにはどうしたよいか、またどういうふうに散りばめたり、統合したりするのか、日学歯としての方向性をしっかり踏まえながら、何を載せていくのかということ委員会の中でしっかり検討して、日学歯の活動にふさわしい内容になってもらえたら私は切に願っています。

日学歯と会員の接点は、全国大会、研修会、そして会誌、広報紙、ホー

ムページなど限られたものしかありません。ですから、会誌の果たす役割は大変重要です。

新しく必要だと考えた コーナーを 継続させる

■佐橋 今、相澤先生から、会誌のベースとなる4つの柱について、非常に参考になる示唆をいただいたのですが、私も、それはこれから考えていくべき部分だと思っています。いままでの年2回は、学術号と大会号というそれぞれ単独で別々という感じの形だったものですから、私は先ほどから申し上げておりますが、1冊の会誌は年間3冊出す中の1冊、つまり1/3であるという捉え方で今後進めていくべきだと思います。その中で、学識だとか、加盟団体、他の組織からの情報、それから日学歯の情報を掲載するコーナーを常時設けて、見やすい形で誌面を構成していく、そういう形こそが一番理想ではないのかと考えています。

また、いままで私が携わっていた中では、会誌の原稿を依頼する1~2ヶ月前になり慌てて話し合っただけの内容を決めた場合が多かったのですが、これからは年3回のうちのどこでどの情報を掲載するのかを考えながら、かなり早い段階から内容を検討し進めていかないとはいけません。それには、やはり我々の委員会だけの情報では無理なわけですから、他の各担当常務理事に協力と連携をお願いし、各委員会の先生方のお知恵も拝借したいと考えております。また、各会員の方々へ投稿募集のインフォメーションも100号から掲載(▶p22)いたしますので、ぜひご寄稿いただければと思います。

現在は、どのような情報が得られ、実際にはいつそれを掲載できるの

か、年間予定表にしながら、内容を調整する作業をしています。最初から、これも、あれもというのは無理だと思います。ページ数を減らしながらも、新しく必要と考えたコーナーを作り、さらにそのコーナーの内容をだんだん充実させていけば、

冊子の中身そのものが豊かになっていくと思います。従って、今年度は新設したコーナーをしっかりと継続して、無事3回発行したいと考えています。

■**司会** 我々には学校歯科保健の専門家としての確な実践活動をするこ

とが求められているので、必要とする内容も大変多様であることが先生方のご意見からわかります。それを踏まえて、今後、学術的な内容をどのように掲載していったらよいか、赤坂先生のご意見をうかがいたいと思います。

会誌にふさわしい学術的な内容とは？

これまでに掲載された論文は、秀逸ながら、いつも単発

■**赤坂** それでは過去の会誌の論文の内容を振り返りつつ、今後、会誌をどのようにしたらいいか、私からの提言のようなものを述べさせていただきます。

日学歯は学術団体ですから、当然学術的な内容というものが会員の資質向上に直結するもののひとつになるわけです。もちろん資質向上の方法には、これから始まる研修制度の問題をはじめ、いろいろからんでくると思います。そういうことを踏まえ、広報委員会のメンバーは、執行

部が今の学校歯科保健について、どういう方向で、何を会員に発信しようとしているのかを把握し、それを実際に編集して会誌に載せるわけです。今後は、特に編集を担当する常務の力量が問われると思います。また、その編集方針を具現化するための広報委員会の委員長そして各委員の、編集する能力が必要になってくるだろうと思います。

会誌について平成5年(1993年)から調べ、この15年ほどの間に会誌に掲載された論文の一覧(表2)を作成してみたところ、中田先生が会誌の担当になられた頃に学術的内容が積極的に入ってきています。平成9年(1997年)に吉田先生と猪俣先生、これはたぶん編集の側から依頼したのだと思いますが、大変すばらしい論文が掲載されています。私はこの論文ですいぶん学ぶことができました。ここでは保健教育ということが系統立って述べられています。

その後、いよいよ平成10年(1998年)に初めて特集「学術論文」というのが出まして、ご覧のような内容が出ているわけですが、それ以後、学術特集を見ますと、結局、単発的な論文なんです。今後は編集が理念を持って、会誌で取り上げるテーマを系統立てて明確にしながら日学歯として掲載を依頼する必要があります。

■**中田** やはり、歴史ですよ。日学歯の歴史が積み重ねられて、会誌もテーマに基づく学術論文の掲載というところまで来たんですね。

■**丸山** 要するにその時その時の時代に求められて会誌も変わってきたのだと思います。

■**中田** やはり最初に作るのは大変ですよ。今のように流れがわかってくるといいんですけども、今、ご指摘のあったように、単発では物足りないといっても単発で頼むしかないんですよ、最初は。

■**赤坂** 最初は当然だと思います。

■**中田** 知っている先生のところに行き、「お願いします」と頭を下げていった時代ですから、我々の時は。

■**丸山** そういう単発の論文が出るようになったので、最近は地域での取り組みを記した個人の原稿も出てきたということですね。

■**赤坂** そうだと思います。

■**中田** 今はアンテナを張ってあるから、あそこに頼めばこういう研究や取り組みをしているから取り上げてみようというようなことができるようになってきました。現執行部は各地域の養護部会の先生方ともコンタクトがあるので、それを生かして原稿を頼めば、今後いろいろな方向から論文が集まると思います。



丸山進一郎
会誌・広報紙発行人

表2 日本学校歯科医会誌 学術論文関係リスト [68号(1993)~98号(2007)まで検索]

- 76号 1997 ・小学校の歯科保健指導における生活習慣の形成に関する研究, 北田豊治(杏林大), 吉田瑩一郎(日体大)
- 77号 1997 ・学校歯科保健の一考察, 猪股俊二(国際武道大)
- 80号 1998 **特集 学術論文集**
 ・新しい学校歯科健康診断について, 赤坂守人(日本大・歯)
 ・新しい学校歯科健康診断(顎関節と咬合異常), 福井初雄(日学歯)
 ・歯の萌出の遅れについて, 松本光彦(日本大・歯科病院)
 ・小学校歯科保健教育が児童に及ぼす影響, 渡邊理人(日体大), 吉田瑩一郎(日体大), 安井利一(明海大・歯)
 ・高知県における学校歯科保健調査と今後の課題について, 高島恭一(高知県歯)
 ・児童への咀嚼に関する保健指導を歯科衛生士学生が試みた事例報告, 瀬戸純子, 他(日本大・歯・衛生専門)
- 82号 1999 **学術特集**
 ・わが国の学校歯科保健とアジア諸国, 森本 基(日学歯・日本大・歯)
 ・パラダイム・シフト—学校歯科医の自己改革を目指して, 西野瑞穂(徳島大・歯)
 ・歯科と遺伝子, 前田隆秀(日本大・松戸歯)
 ・小児における歯の外傷の歯科的対応, 中島一郎(日本大・歯)
 ・CO(要観察歯)の現状と将来, 柘植紳平(日学歯)
- 84号 2000 **学術特集**
 ・日本食をおいしく食べられ, 日本語を美しく話せる表情豊かな子どもの育成をめざして, 大山喬史(東京医歯大)
 ・歯周病と生活習慣病, 伊藤公一(日本大・歯)
 ・学校給食の形態による食習慣への影響, 口の健康づくりの実践的手段としての評価, 飯島英世, 高木祐三(東京医歯大)
 ・歯科と遺伝子(後編), 前田隆秀(日本大・松戸歯)
 ・むし歯は生活の仕方が関わって起こる病気, 小学校の保健の教科書を読む, 谷 宏(北海道大・歯)
 ・これからの学校歯科保健, 米満正美(岩手医科大・歯)
 ・歯科健診時の顎関節の診査について, 堀 稔(日本大・歯)
- 85号 2001 ・「健康日本21」と学校歯科保健, 岡田昭五郎(東京医歯大・歯)
- 87号 2002 ・学校歯科保健における歯科臨床検査を用いたリスク評価法についての検討(岩手県歯, 宮古歯, 岩手医科大・歯)
- 90号 2003 **学術特集**
 ・文部科学省「歯・口の健康づくり推進指定校」にみる学校歯科保健活動の成果と課題について, 安井利一(明海大・歯)
 ・文部科学省学校歯科保健に関する参考資料「生きる力をはぐむ歯・口の健康づくり」解説, 木暮義弘(泰明小・校長)
 ・養護学校における歯科健康教育, 保護者へのアプローチ, 足達淑子, 他(東京医歯大附病院・歯衛生)
- 92号 2004 **学術論文特集**
 ・1984年から1999年までの健診結果から考察した学校歯科保健, 森主宣延(鹿児島大・歯)
 ・食育: 次世代に「生きる力」を伝えられる子どもを育て, 西野瑞穂(徳島大・歯)
 ・心と身体の健康増進と肥満, 黒田敬之(東京医歯大・歯)
 ・咀嚼運動と顎関節症, 鶴山賢太郎(日本大・松戸歯), 前田隆秀(日本大・松戸歯)
 ・「児童虐待」に対する学校歯科医の役割と対応, 赤坂守人(日本大・歯)
 ・「咬合育成」を課題とした歯科健康教育, 歯・口の健康づくり推進指定校における実践, 三輪全三, 武井啓一, 高木祐三(東京医歯大)
- 94号 2005 **学術論文**
 ・自作学校歯科健康診断ソフトについて, 小鹿典雄(茨城県歯)
 ・相模原市立小中学校における学校歯科健康診断の成績, 過去9年間の歯垢の付着状況および歯肉炎の罹患状況について(相模原歯)
 ・歯の萌出異常, 前田隆秀(日本大学・松戸歯)
 ・児童への保健教育としての「咀嚼育成」支援への取り組み, 咀嚼評価としてチューインガム法を用いて, 長澤治子, 他(日本大・歯・衛生専門)
- 96号 2006 **特集「食」, 食育基本法施行から1年, 学校歯科医の果たすべき役割とは?**
 I 行政の立場から, 子どもたちに対する食育の推進について, 宮内健二(文部科学省・スポーツ・青少年局)
 II 小児医学・小児保健学の立場から, 小児保健と食育, 高野 陽(東洋英和女学院大・人間科学)
 III 学校歯科の立場から, ①学校歯科保健として「食育」をどのように捉え, 関わるか, 学校歯科医の新たな健康教育の構築に向けて, 赤坂守人(日本大・総合科学研究所)
 ②「食文化」の継承と「日本型食生活(食生活指針)」の推進, 西野瑞穂(徳島大)
 ③歯・口の健康づくりの観点から「食教育」を考える, 瀬川 洋(奥羽大・歯)
 IV 学校現場の立場から, まんのう町「食育ネットワークモデル事業」その取り組みと経過の考察, 大月陽子(香川県歯)
- 学術論文**
 ・各種飲料のエナメル質脱灰作用, 清水邦彦, 他(日本大・松戸歯)
 ・岩手県二戸市学校保健会の活動と二戸市立小学校での歯科保健活動, 菅 弘志(岩手県歯)
 ・福島県における学校歯科保健の取り組み, 他律的健康づくりから自律的健康づくりへの変容を目指した教材の検討, 瀬川 洋(奥羽大・歯), 他(福島県歯)
- 98号 2007 ・児童への心肺蘇生法, AEDの体験学習, 中島 丘, 長坂 浩(明海大・歯)



末高英世
広報第一委員会 委員長

難解な原著論文より、 今日の健康課題を わかりやすく示した総説論文

■赤坂 そうですね。とにかく学術論文については、まず、いろいろな学会にアンテナを張ってなければいけないわけです。一番重要なものとして、まず口腔衛生学会の中に、学校保健に関係する論文や発表がかなりあります。それから小児歯科学会、あるいは障害者歯科とか、もっと大きい意味でとらえた Health の部分では、小児保健学会などでも児童に関する非常にいい論文や発表が出ています。そうした内容を執筆している学識者に原稿をお願いするといいのです。

ただし、どなたに依頼するにせよ、原著論文をお願いしてもたぶん投稿は難しいと思います。お願いしても日学歯の会誌は、研究者として発表するには残念ながらインパクトが弱いので断られる可能性が高いですし、また、仮に原著論文をいただいたとしても、時には専門的過ぎて、一般の歯科医にはなかなか理解できない内容や必要としない内容になってしまうわけです。いままでも、そういうことが起きていたかもしれま

せん。実際、日学歯の会誌の性質を考えると、原著論文である必要はなく、むしろ、わかりやすく示された総説論文や原著論文を総説論文化するように依頼したほうが会員の活動に役立つはずですよ。

書き手も 読み手も学ぶ

■赤坂 また、私は教授職にある者よりむしろ准教授クラス、あるいは講師クラスに依頼した方がよいと思います。なぜ教授はだめかということ、学校の問題が山積していて大変忙しく、論文などは若手にやらせることが多くなるわけです。ただし、そうすると、若手の大学人は学校保健というのをほとんどわかっていません。ですから、やはり編集サイドから、いわゆる日学歯の特徴はどういうものか、どういう読者なのか、執筆者に十分に理解してもらうために説明する必要があります。また若手の大学人は、将来の学識として学校歯科保健の活動を支える人たちですから、学校歯科保健が直面する今日の健康課題を的確に彼らに理解してもらうことは、すなわち未来の学校歯科保健を構築することにつながるわけですので、依頼の仕方をしっかり考えておく必要があると思います。

会誌から学ぶというのは、会員ばかりでなく、寄稿する者も日学歯の会誌を通して学校歯科について学ぶということです。決して専門学会誌に原著論文を掲載するような感覚で、研究実績として投稿してもらうものではないということです。それが第1点だと思います。

テーマに基づいて、 各分野の 論文を集める

■赤坂 2点目は、学術的なテーマ

をとりあげた企画です。相澤先生が担当のときに、「食」をテーマとした特集を実現するため、私も関わりましたが、今後も、学術的なテーマを掲げて特集する必要があると思います。もちろん、各号でシリーズとして掲載するのでもかまいません。

やはり、いままでは、健康診断の問題にしても、まだ中途半端で終わってしまっているんです。もう少しきめ細かく、別の分野の人たちも含めた特集を出す。だから、3~4人の執筆者で、例えばCO・GOの問題をもう一度洗い直すとか、スポーツ歯学の問題もあるし、それから摂食の問題はこの間の「食」の特集でかなり切り込んだわけですが、まだまだ足りません。とにかく今日のテーマがたくさんあるわけです。これからは児童・生徒の心の問題も大きな問題になるわけですから、いろいろな分野の人たち、学校歯科医だけではなくて、学校長、養護教諭、心理の専門家、そういう人たちを含んだ特集を出していくことで、学校歯科医としてなすべきことが会員にも見えてくるはずですよ。

たとえば、日医のほうでは、皆様ご存じの「日本医師会雑誌」に1年間に1号、必ず学校保健をテーマにした特集を出しています。それはすべて、地域で学校保健をしている学校医とか、もちろん学識者として大学の先生が関わってしっかりと内容を企画されているんです。そういうようなことをもう少し日学歯の会誌でもする必要があると思います。

モニター制を導入し、 フィードバックを

■赤坂 3点目は読者のフィードバックが全然見えません。フィードバックできるようにするには、会誌に対する読者の声、幾つかの声を掲

載したらよいと思います。読者の中から常にモニターする人たちをお願いしておいて、そして、その人たちがその記事に対してどう反応しているか。記事をあとで読んだ人たちも共有できるようにしないと、皆さんがおっしゃっている双方向性が欠けてしまうのではないかと感じています。

■**司会** 貴重なお話をいただき、我々にとって頭の痛いこと、大変だなと思う面もあります。実際、学識者の方に、日学歯の活動を踏まえた読みやすい論文をお寄せいただくには、どうしたらよいのでしょうか。

読者に役立つ論文を 実際に集めるには？

■**赤坂** 学識者をうまく利用することです。1つの特集を出す時に年間計画を立てるとしますので、学識1人くらいに企画の段階で入ってもらって、テーマに基づいて、どのような分野の人たちに執筆をお願いするかを相談し、そこで名前があがった方に編集委員が実際に執筆をお願いする。そういうようなことが必要かなと思います。

そのためには、先ほどお話ししたように、編集委員、あるいは日学歯に関わっている学識者に前もってお願いしておき、学会の論文・発表について、「あっ、これは学校歯科保健として重要な研究である」とアンテナを張る必要があります。ただし、学会で発表された内容をそのまま会誌に出しても、会員は困るわけですから、それを総説論文的に砕いて執筆していただく。しかも、編集の人たちが時々査読に加わりながら、「このへんを直していただけますか」としないと、総説論文でも、専門の医療の雑誌に掲載される論文ではないかと思われるような内容が出

てきてしまうんです。これでは、その論文の内容が、子どもたちの保健にどういうふうに役立つかということが全然見えてこないわけです。それでは、会員は読んでくれない。ですから、査読が必要なんです。「先生」の原稿の編集は失礼だからと、論文をもらってそのままパッと掲載するのではなくて、そこで二方向にディスカッションし合って、初めて書いた者も学ぶんです。ああ、なるほど、学校保健というのはこういうものなのかと。

■**野溝** つい、学識の先生の論文に手を加えるのは失礼だと思ってしまうんです。

■**中田** そう、そう。それに、赤坂先生に「教授に頼まなくていいよ」なんて言われても、なかなかそうはいかないんですね。

■**赤坂** でも、教授も昔と違いますし、今の若い人は受けてくれますよ。

■**相澤** 私が「食」をまとめた時に、赤坂先生や松島会長の紹介で、それぞれの分野のオーソリティーの先生方の論文を載せたのですが、変更や加筆をお願いしたい時に若い先生のほうがお願いしやすい面がありました。

仕事熱心な 若手に期待

■**赤坂** 会誌の歴史、その重みがだんだん出てくれば、書く者も、これはちゃんと気を入れて書かなければいけないということになるんです。だから、逆に、執筆を依頼された人間が、日本学校歯科医会の会誌なんて大して読まれていないだろうという受け止め方だと、もう片手間ですよ。だから、常に編集の人が査読をして、「このへんはカットするように」とか、きちんと意見を述べる。そうすると、だんだんこれはまずい

なとか、もっと気合を入れなければとなる。そういう緊張関係がなければならぬですね。

■**相澤** 私の時から、編集委員に奥羽大学の瀬川准教授に入っていたきましたが、赤坂先生がおっしゃったように若い先生が委員会の中に入ってくざると、いろいろな面で助かるんですね。

■**赤坂** そうですね。

■**相澤** 教授だと、ちょっと。

■**赤坂** 頼んでも、また言えないしね。

■**相澤** 肩書きにこだわらず、精力的に仕事をしていただける准教授や講師の先生方が参加してくざるとありがたいですね。

■**中田** 講師も忙しいでしょう。

■**赤坂** 確かに講師は仕事もあるけれども、自分が行った仕事や研究の内容が外に広まるということは一番うれしいことです。ですから、結果的に論文の後に教授の名前が出ていてもいいですよ。

最初に執筆者を探す時は、講師クラスの論文をポイントに見て、これはいいと。そしてコンタクトして、こちらの意図を伝えながら、しっかりとやりとりすると、その講師も個



佐橋永吉
現広報担当常務理事



人の業績として評価される。そして会誌も評価される。そうになると、忙しい中でも講師は決して断らないですよ。

■相澤 やはり会誌の権威がもっと高まり、論文なり、文章を載せていただいた学識の先生方が大学に戻った時に業績として認めてもらえるような会誌になって欲しいと私は切に思います。そうして、大学に戻られた先生方の実績として評価してもらえれば、論文の執筆者の幅ももっと広がると思います。

地域密着型の 学校歯科医が、 調査研究の未来をひらく

■赤坂 現在、大学では、子どもに関する学術研究は倫理問題からほとんど困難な状態になっています。特に健康教育についての介入研究というのがほとんどできなくなると思います。学会をみてもわかります。まさに日学歯は、そういう点でも、非常に独自性を出せる。会員の先生方が持っているフィールドで学校の先生とペアになって調査研究する、実は会誌を見るとそういう学術論文が

少しずつ最近出てまいりました。県の学校歯科の先生と県の歯科大学の先生とが共同で行った研究について総説的なものは出てはいるのです。けれども、もっと、そういう研究をしていかないと、今後、日本の児童・生徒の健康教育についての効果を示した介入研究は、ほとんどできなくなってしまいます。まさに日学歯の会誌こそ、そういうものを大いに取り上げていくことが非常に重要な面になっていくと思います。

そのような刺激のためにも、地域の学校歯科医＝臨床医として、臨床活動と同時に、研究的なエビデンスができる目を養い、研究活動を通して学ぶ。そうした活動を支える場としての役割が、今後の会誌にはあるだろうと思います。期待したいなと思っています。

■司会 1つ質問してよろしいですか。個人情報保護法がございしますが、研究活動を行う場合、子どもたちに対してはどうなのでしょう。

■赤坂 学校歯科医の強みというのは、そういう世論がある中で調査をしようする時、学校歯科医は保護者、子ども、担任の先生や養護教諭の先

生とのコミュニケーションがあるということです。あくまでも調査が可能か否かは信頼関係ですから、もちろん今、養護教諭の先生に調査を依頼すると、一番矢面に立つのは学校ですから、そのへんは非常にナーバスになっています。現実には大学の先生がポコッと行って調査したいと言っても全然受け付けません。そこがこれからの地域における学校歯科医の寄与する部分にもつながることだと思います。

■司会 我々も、一步一步前進しながら、皆様の要求に応じていきたいと思っています。

忙しい臨床医の 立場を考えた 誌面づくり

■赤坂 あと、できれば学術論文はサマリーを400～600字くらいで最初に出しておく。そうすると、サマリーを読んだだけでも、その論文のおおよその内容がわかるわけです。さらに興味があれば、またその論文を読む。昔の学会の雑誌というのはみんなサマリーを後ろに載せたものですが、今、サマリーが一番前

で、タイトルの次というスタイルが主流になっています。それによってさまざまな情報をどんどん入れて、細かいことはまた時間があれば本文で、ということが可能になるんです。日学歯の会誌もそうすると、濃縮されたものがサマリーに出るわけですから、会員はその部分を読むだけでも、かなりの情報が得られる。そういう技術的なことも考えていく必要があると思います。

■**司会** 臨床医としての自分の日常を振り返ることで、会誌の誌面を工夫してみることも大切ですね。発行人として丸山専務、いかがですか。

■**丸山** 歴代の担当常務の先生方から、また、赤坂先生から、会誌への熱い思いをお伝えいただいて、そし

て非常にいいご提言をいただいております。

私も、月刊の「小児歯科臨床」という雑誌の創刊に携わり、いかに読者に読んでもらい、それから雑誌の持つ性格性をいかに出していくかということを検討した経験があるので、佐橋常務からアドバイスを求められると、そのつもりでサゼーションしています。今、本当に佐橋常務が苦労されているのは、先生方からいただいたアドバイス、それを具現化することです。

これから年3回の発行になりますけれども、さまざまな提言をきちんと踏まえて、形になっていくと私も期待しております。さきほど赤坂先生もおっしゃっていたモニター制、

これは私もちょっと考えていたことなのですが、今後もぜひ会員と日学歯、双方向の声のツールとして、会誌の機能を検討していきたいなと思います。発行を重ねることにより良い会誌にしていきたいと思いますので「乞うご期待!」ということで、今後とも先生方のご意見をお寄せいただきたいと思います。

■**司会** 貴重なご意見、また参考になるお考えがたくさんありました。先生方、本当にありがとうございました。いただいたご意見やお考えを踏まえ、今後、一層充実した会誌ができるように、佐橋常務も私も頑張りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。





「会誌」投稿原稿募集

本会では、さらに開かれた日学歯をめざし、より一層、会員の皆様と会との双方向的な情報交換ができるようにと検討を重ねた結果、今後は広く一般会員の皆様方からの投稿を募集し、その原稿をこの会誌の中で積極的にご紹介することとなりました。

つきましては、**学校歯科保健に関する研究・取り組み・学校での講話例など**、**学校歯科保健活動に役立つ幅広い内容**について、会員の皆様方による原稿を積極的にお寄せいただきますようお願い申し上げます。

なお、ご寄稿にあたりましては、ご所属の日学歯加盟団体を通じて投稿いただくことになっておりますので、下記の要領にてご執筆の上、「日本学校歯科医会会誌：投稿原稿」と明記し、加盟団体へお送りください。

また、お寄せいただきました原稿につきましては、本会にて掲載の採否を検討させていただきますことをご了承ください。

今後さらに学校歯科保健に役立つ充実した会誌の発行をめざして努力していく所存ですので会員の皆様方のご理解ご協力よろしくようお願い申し上げます。

(社)日本学校歯科医会 広報担当常務理事 佐橋永吉

投稿原稿について

【テーマ】学校歯科保健活動に役立つ内容（学校歯科保健に関する研究・取り組み・学校での講話例など）

【文字数】本文8,000字（400字詰原稿用紙20枚）程度まで（会誌約6ページ分）

【図表数】図表 B5用紙2枚におさまる範囲の数（会誌約2ページ分）

【文献の記載】引用文献には本文の該当部にナンバーをふり、原稿の最後に文献一覧を必ず記載

個人情報について

個人の特定が可能な児童生徒・保護者の方々についての表現やデータが原稿内にある場合には、原稿掲載について、ご本人（児童生徒の場合は学校ならびに保護者）の承諾を必ず得てくださいますようお願い申し上げます。

提出方法

「日本学校歯科医会会誌：投稿原稿」と明記の上、加盟団体へお送りください。

■投稿原稿についてのお問い合わせは下記まで
(社)日本学校歯科医会事務局 TEL 03-3263-9330

会誌「目次」にみる 日本学校歯科医会会誌第100号の歩み

平成19・20年度 広報第一委員会

会誌の編集を担当している広報第一委員会では、この度、第100号を発行するにあたり、これまでの会誌のあゆみを「目次」を通して振り返ってみたいと考え、第1号から第99号に掲載された「目次」（第39号～72号については、表紙記載の「もくじ」）を年表の形式でまとめてみました。

参考として、学校歯科保健に関連する出来事もあげています。

記載にあたっては、内容を区分するために必要に応じて「:」（コロン）や「,」（読点）を、執筆者名については「（ ）」（小カッコ）を編集の際に付し、また、誌面の都合上、掲載を省略した内容については、「他」「他*題」などと明朝体で表記し、各種大会、協議会等についてタイトルおよび講演者（発表者）名を省略した場合は、「講義1～4」などと表記しました。

なお、既刊の日本学校歯科医会会誌の「目次」のほかに、作成にあたって参照した主な資料は下記の通りです。

（主要参考文献）

- ・ 社団法人日本学校歯科医会：日本学校歯科医会会誌第47号（社団法人日本学校歯科医会会誌五十周年記念），1982
- ・ 社団法人日本学校歯科医会：創刊よりの推移，日本学校歯科医会会誌，82：134-138，1999
- ・ 社団法人日本学校歯科医会：日本学校歯科医会会誌第89号（日本学校歯科医会創立70周年記念号），2003
- ・ 学校保健・安全実務研究会：新訂版 学校保健実務必携，第一法規株式会社，2006
- ・ 榊原悠紀田郎：学校歯科保健史話，医歯薬出版株式会社，1990

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
1931(昭和6)年 6月22日			「学校歯科医及幼稚園歯科医会」公布
1932(昭和7)年 4月8日		※日本聯合学校歯科医会の機関誌として、『学校歯科衛生』第1号を1934(昭和9)年に発行 以降第10号(1943(昭和18)年)までつづく	日本聯合学校歯科医会設立 奥村鶴吉, 日本聯合学校歯科医会理事長就任
1954(昭和29)年 10月7日			日本学校歯科医会設立 向井喜男, 日本学校歯科医会会長就任 加盟団体 25学校歯科医会
1955(昭和30)年 11月23・24日	日本学校歯科医会会誌の前段階的なものとして「第19回全国学校歯科医大会誌」が発行される	※第19回全国学校歯科医大会の大会誌の中に日本学校歯科医会の記事を入れ込むという方式で発行 大会の記事の他に日本学校歯科医会作成の『学校歯科医の手引き』を掲載	第19回全国学校歯科医大会(東京) 学童う歯半減運動発足

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
1957(昭和32)年 7月10日	日本学校歯科医学会会誌第1号 [※年1回発行] 	表紙写真 阿寒湖のマリモ見学 本誌の発刊について 第20回全国学校歯科医大会記録 日本学校歯科医学会記録 第3回総会 研究発表：学校歯科保健に於ける歯科指導について(榎本正義) 他12題 ※表題「日本学校歯科医学会誌」 副題「第20回全国歯科医大会」 として発行 本誌は日本学校歯科医学会第2回総会において本会の会誌を刊行することにきめたのにしたがって、北海道学校歯科医学会の諒承をえて、会誌として刊行したが、内容は第20回全国歯科医大会記である。(会誌第1号「本誌の発刊について」より引用)	
1958(昭和33)年 9月	日本学校歯科医学会会誌第2号	巻頭の言葉 研究：岐阜県下小学校に於ける齲歯皆無運動実施状況について(蒲 宣雄) 他11題 座談会：学校保健法をめぐって (岡本清親・向井喜男・湯浅泰仁・竹内光春・榎原悠紀田郎) 第21回全国学校歯科医大会記録 日本学校歯科医学会記録 第4回総会 他 各会消息：名古屋市学校歯科医学会 他5団体 資料：学校保健法 他 編集後記	学校保健法公布(4月10日)
1959(昭和34)年 4月	日本学校歯科医学会会誌第3号	綜説：ニュージーランド学校歯科の教えるもの(竹内光春) 研究：口腔衛生児童劇の演出について(後藤宮治) 他11題 第22回全国学校歯科医大会記事 第5回日本学校歯科医学会総会記事 日本学校歯科医学会昭和34年度会務報告 他 編集後記	奥村賞設定(4月) 「中学校保健体育指導書」 (9月15日 文部省発刊) 日本学校安全会法公布 (12月17日)
1960(昭和35)年 9月	日本学校歯科医学会会誌第4号 	改訂学習指導要領と歯科衛生教育(山田 茂) 参考資料：小学校学習指導要領の抜萃について 研究：奈良県におけるう歯半減運動(富森光弘) 他15題 奥村賞について 調査：学校歯科実情調査について 学校歯科寸言 第23回全国学校歯科医大会 日本学校歯科医学会のうごき：学校保健法にもとづく、健康診断のうち、歯の検査を初診行為とみなすことの不当性についての意見書 他 文献紹介 編集後記 [※表紙のデザイン変更]	全日本よい歯の学校表彰事業発足 「小学校体育指導書」 (3月28日 文部省発刊)
1961(昭和36)年 9月	日本学校歯科医学会会誌第5号	特別発表：むし歯半減運動実施上の問題点とその打開策について(向井喜男) 研究：歯の健康診断の事後措置に関連した教科学習(森茂一郎) 他11題 第24回全国学校歯科医大会 学校歯科寸言 日本学校歯科医学会だより：第2回奥村賞受賞について 他 紹介	
1962(昭和37)年 10月	日本学校歯科医学会会誌第6号	巻頭言：学校歯科に新しい力を 特別寄稿：学校保健をかえりみて(高橋恒三) 研究発表：横浜市における学校歯科保健事業について(森田純司) 他11題 資料：本校の学校歯科保健の概要(本田小学校) 他1校 第25回全国学校歯科医大会 日本学校歯科医学会だより：学校歯科医の執務状況の調査について 他 紹介：金沢市の学校歯科中央診療所方式 他8題	連絡を密接にしてニュース性をとりあげた、日本学校歯科医学会特報第一号発行(1962年5月)

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
1963(昭和38)年 9月	日本学校歯科医学会会誌第7号 	<p>巻頭言</p> <p>特別講演：学校歯科衛生、特に学校歯科医の問題について(西尾雅七)</p> <p>研究：本校におけるう歯対策(久保内健太郎 他) 他2題</p> <p>実践：本校の学校歯科医保健の概要(京都市立朱雀第八小学校) 他1校</p> <p>資料：エゼールの人形 他2題</p> <p>大会：第26回全国学校歯科医大会</p> <p>総会：日本学校歯科医学会総会</p> <p>奥村賞：第4回奥村賞授賞</p> <p>よい歯の学校：第3回日本よい歯の学校表彰</p> <p>予告：第27回全国歯科医大会・歯科衛生研究協議会</p> <p>ニュース：日学歯録音テープの御案内 他</p> <p><u>※表紙のデザイン変更</u></p>	日本学校歯科医学会 特報第二号発行 (1963年5月)
1964(昭和39)年 8月	日本学校歯科医学会会誌第8号	<p>巻頭言</p> <p>特別講演：学校管理と学校保健(細谷俊夫)</p> <p>シンポジウム：学校歯科医の効果的な執務はどうあるべきか(司会：向井喜男)</p> <p>研究：本校に於ける児童並びに家庭の歯科衛生の実態とその対策(伴 佐喜子) 他5題</p> <p>答申案：学校歯科における疾病の予防措置の問題点を解決して、その円滑な実施をはかるには何うしたらよいか</p> <p>資料：いわゆる熊本式へき地学童歯科診療の資料 他2題</p> <p>大会：第27回全国学校歯科医大会の記</p> <p>総会：日本学校歯科医学会総会</p> <p>奥村賞：第5回奥村賞授賞</p> <p>よい歯の学校：第4回日本よい歯の学校表彰</p> <p>教育入門講座：明治以降の学校教育(仲 新) 他2題</p> <p>予告：第28回全国学校歯科医大会 他</p> <p>ニュース：文部省課長の更迭 他</p>	「学校病予防の手引き」 (2月 文部省発刊) 日本学校歯科医学会 特報第三号発行 (1964年5月)
1965(昭和40)年 8月	日本学校歯科医学会会誌第9号	<p>巻頭言</p> <p>特別講演：よい歯の学校運動の教育的意義(細谷俊夫)</p> <p>シンポジウム：よい歯の学校運動の分析(司会：細谷俊夫)</p> <p>研究：学童の日常使用させる歯刷牙の研究(柿野恵一) 他3題</p> <p>特集：ニュージーランド学校歯科サービス—その起源と発達— (リユーエリン・サンダース)</p> <p>大会：第29回全国学校歯科医大会の記</p> <p>総会：日本学校歯科医学会第11回総会</p> <p>奥村賞：第6回奥村賞授賞</p> <p>よい歯の学校：第5回全日本よい歯の学校表彰</p> <p>資料：へき地学校歯科管理費補助金のうち歯科医師の派遣に係る補助金の取り扱いについて 他</p> <p>予告：第29回全国学校歯科医大会 他</p> <p>ニュース：本会会長に科学技術庁・文部省より“歯質の後天的改善の野外調査”委託 他</p>	日本学校歯科医学会 特報第四号発行 (1965年7月)
1966(昭和41)年 10月	日本学校歯科医学会会誌第10号	<p>巻頭言</p> <p>特別講演：教育評価について(肥田野直)</p> <p>総説：疫学的齲蝕発病理論と齲蝕予防填塞法の概要(竹内光春)</p> <p>大会：第29回全国学校歯科医大会の記</p> <p>総会：日本学校歯科医学会第12回総会</p> <p>研究協議会：第3次う歯半減運動の企画はいかにすべきか</p> <p>特集：学校歯科の手びき</p> <p>奥村賞：第7回奥村賞(該当なし)</p> <p>よい歯の学校：第6回 全日本よい歯の学校表彰</p> <p>予告：第30回全国歯科医大会 他</p> <p>資料：地方交付税における学校歯科医などの報酬に関する質疑解答について 他5題</p> <p>ニュース：叙勲 他</p>	『学校歯科の手引き』発刊 (日本学校歯科医学会)

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
1967(昭和42)年 6月	日本学校歯科医学会会誌第11号 ※年2回発行 	<p>巻頭言</p> <p>記念講演：全国学校歯科医大会30回の歩み(向井嘉男) 他3題</p> <p>大会：第30回全国学校歯科医大会</p> <p>総会：日本学校歯科医学会第13回総会</p> <p>研究協議会：第4回学校歯科衛生協議会</p> <p>よい歯の学校：第7回全日本よい歯の学校表彰</p> <p>奥村賞：第8回奥村賞(該当なし)</p> <p>予告：第31回全国学校歯科医大会予告</p> <p>資料、ニュース、陳情、訃報、記念メダル、理事会だより 他</p> <p>編集を終えて、「学校歯科の手びき」ご希望の向きへ</p> <p>表紙：古代アッシリアのレリーフと甲骨文字(歯)を主題にしたもの(司 修)</p> <p>※表紙のデザイン変更</p>	
1967(昭和42)年 12月	日本学校歯科医学会会誌第12号	<p>巻頭言</p> <p>特別講演：「学校歯科の手びき」活用のために(榊原悠紀田郎)</p> <p>大会：第31回全国学校歯科医大会 名古屋大会の記</p> <p>総会：日本学校歯科医学会第14回総会</p> <p>研究協議会：初のワークショップの試み</p> <p>よい歯の学校：第8回全日本よい歯の学校表彰</p> <p>奥村賞：第8回奥村賞 (香川県多度津町立多度津小学校)</p> <p>第32回全国学校歯科医大会(熊本)予告</p> <p>陳情：第31回全国学校歯科医大会要望事項の陳情について</p> <p>日本学校歯科医学会役員名簿、日本学校歯科医学会加盟団体名簿、ニュース、編集を終えて</p>	
1968(昭和43)年 3月	日本学校歯科医学会会誌第13号	<p>巻頭言</p> <p>ヨーロッパにおける学校歯科サービス(今西孝博)</p> <p>歯科実践：児童生徒の口腔衛生に関する理解度調査(東京都学校歯科医学会学術委員会) 他5題</p> <p>私のくふう：おはぐろに教えられること(井原協一) 他7題</p> <p>外野席から：將軍と兵(岡野岳郎) 他3題</p> <p>趣味・小品：天神さん(梅谷秀文) 他6題</p> <p>座談会：学校と学校歯科の谷間(阿部カツ 他5名)</p> <p>学校拝見：あふれる清潔感(滋賀県野洲西小学校)</p> <p>加盟団体だより：青森 他24団体</p> <p>第32回全国学校歯科医大会(熊本県)要項</p> <p>調査資料：歯の保健衛生についての質問</p> <p>◇こんなことが知りたい◇(川村敏行)</p> <p>陳情：学校保健法施行規則の一部改正と就学時健康診断の事後処置に関する疑視措置についての要望</p> <p>省令：学校保健法施行規則の一部改訂</p> <p>編集大綱ならびに原稿募集、バッジのこと、ニュース・文部省異動 他</p> <p>編集を終えて</p> <p>※大会と関係ない記事をメインとする号となる</p>	
1968(昭和43)年 10月	日本学校歯科医学会会誌第14号	<p>巻頭言</p> <p>特別講演：学校保健の評価(甲斐直義)</p> <p>大会：第32回全国学校歯科医大会</p> <p>総会：日本学校歯科医学会第15回総会</p> <p>研究協議会：昭和43年度学校歯科衛生研究協議会</p> <p>よい歯の学校：第9回全日本よい歯の学校表彰</p> <p>奥村賞：第10回奥村賞(該当なし・推薦の記に富山市八人町小学校)</p> <p>予告：第33回全国学校歯科医大会予告 滋賀県</p> <p>表紙：古代アッシリアのレリーフと甲骨文字(歯)を主題にしたもの(司 修)</p> <p>会計報告、陳情、理事会だより 他</p> <p>編集を終えて</p> <p>※従前どおり1回は大会をメインとした号となる</p>	

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
1969(昭和44)年 9月	日本学校歯科医学会会誌第15号 	就任のあいさつ 学校における保健教育への歯科領域の接近(能美光房) 日学歯の法人化問題をめぐって(栃原義人) 小学校学習指導要領の一部改訂を要望するの件 歯科実践：歯の作文の一例(本間 雄) 他4題 寸言直言：学童の歯と清掃(奈良隆之助) 他3題 私のくふう：学校歯科組織化運営の一例について(河野秀夫) 他7題 すいひつ：言語障害児と口腔検査(青野 直) 他3題 加盟団体だより：青森 他27団体 日本学校歯科医学会役員名簿 他 編集後記 ※表紙のデザイン変更	湯浅泰仁、 日本学校歯科医学会会長就任 (4月1日)
1970(昭和45)年 3月	日本学校歯科医学会会誌第16号	巻頭言(湯浅泰仁) 大会の記：第33回全国学校歯科医大会(佐藤 守) 大会をかえりみて：大会をかえりみて(川村輝雄) 他5題 学校視察・観光：学校視察と観光(栃原義人) 他1題 よい歯の学校：第10回全日本よい歯の学校表彰(川村敏行) 奥村賞：第11回奥村賞 総会：日本学校歯科医学会総会 研究協議会：昭和44年度学校歯科衛生研究協議会 訪問および答申：全日本よい歯の学校表彰改善の要項(案)他3答申・要望書 陳情： 第33回日本学校歯科医大会における大会決議事項の要望について 学校保健分科審議会の審議経過について 学校保健法施行規則第6条に規定する幼児健康診断票の書式変更に関する 要望について ヨーロッパ視察：第1回日本学校歯科医学会欧州学校歯科保健事情視察団 記録(亀沢シズエ) 小・中学校う歯罹患率の年次推移 他 編集後記	
1970(昭和45)年 6月	日本学校歯科医学会会誌第17号	巻頭言(湯浅泰仁) 西ドイツの学校歯科をかいまみて(坪根哲郎) あいさつ：橋本 真(文部省学校保健課長) 座談会：歯の健康診断の方法改善について WHO：亀沢シズエ 報酬増額：報酬増額運動について(日学歯) 他4都県 歯科実践：学校洗口場について(栃原義人) 他2題 研究：年度を追った一連の保健指導(松本敬子) 他1題 報告：昭和44年度第19回全国学校保健研究大会 他 寸言直言：明日への課題(住井鉄造) 歯の塚：全国の小学校に歯の塔を建設する運動をしましょう(蒲生勝巳) 他2題 すいひつ：あしあと(亀沢シズエ) 他6題 加盟団体だより：要望書・むし歯に泣くへき地の子供達に救いの手を 茨城 他14団体 速報：学校保健統計調査速報 予告：第34回全国歯科医大会(静岡) インタビュー：亀沢シズエ東京都学校保健会長に聞く 名簿	
1971(昭和46)年 6月	日本学校歯科医学会会誌第18号	巻頭言(湯浅泰仁) 特別講演：保健指導と保健管理(黒田芳夫) 大会：第34回全国学校歯科医大会 研究発表：歯をたいせつにする態度の育成をめざす本校の歯科保健活動 (本田輝子) 他8題 学校視察と観光：熱海市立第二小学校・箱根芦の湖へ(静岡県歯科医師会広報部) よい歯の学校表彰：第11回全日本よい歯の学校表彰 奥村賞：第12回奥村賞 総会 研究協議会：昭和45年度学校歯科衛生研究協議会 陳情：第34回全国学校歯科医大会における大会決議事項の要望について 理事会：理事会報告 ヨーロッパ視察：第2回日本学校歯科医学会 ヨーロッパ学校歯科事情視察団 (亀沢シズエ) 他3題	

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
		<p>国際歯科会議：国際歯科アジア太平洋地域会議に出席して(湯浅泰仁) 秋田学校保健会：秋田市における第20回全国学校保健研究大会に伴う「全国学校歯科医懇談会」 文部省関係連絡事項：地方交付税制度について 他 第35回全国学校歯科医大会予告 他</p>	
1971(昭和46)年 11月	日本学校歯科医会会誌第19号 	<p>巻頭言(湯浅泰仁) 研修会：近畿地区学校研修会 学校歯科の動向(湯浅泰仁) 他 5 題 講習会：昭和46年度学校保健講習会(歯科) アンケート：学校歯科改善のためのアンケート調査成績(山田 茂) 加盟団体だより：北海道 他17団体 研究発表：本校児童う歯罹患状態と予防対策について(大倉芳子) 他 2 題 すいひつ：学童生徒の事後措置に伴う、いわゆるホームドクターとしての関連性について(内海 潤) 他 4 題 資料：歯の保健(イギリス保健省) 他 3 資料 学校歯科テラプライブラリー 他 ※表紙のデザイン変更</p>	社団法人日本学校歯科医会 設立認可(11月25日)
1972(昭和47)年 3月	日本学校歯科医会会誌第20号	<p>特別講演：学校保健における管理と指導の調和(高石昌弘) 大会：第35回全国歯科医大会を終わって(磯貝 豊) 他 学校視察と観光：日吉小学校から房総めぐり(百束尚彦) 他 1 題 よい歯の学校：第12回全日本よい歯の学校表彰 奥村賞：第13回奥村賞 総会 研究協議会：昭和46年度学校歯科衛生研究協議会 訃報 陳情：第35回全国学校歯科医大会における大会決議事項の要望について 法人：「日本学校歯科医会」法人化について(関根龍雄) 他 理事会：理事会報告 予告：第35回全国学校歯科医大会、文部省・日学歯共催学校保健(歯科)講習会 叙勲 他</p>	
1972(昭和47)年 8月	日本学校歯科医会会誌第21号	<p>巻頭言(湯浅泰仁) 研究発表：染出しによる保健学習の効果(田熊恒寿) 他 9 題 報告：日本でもつくろうデンタル・オグジリアリー(亀沢シズエ) 他 1 題 放送：学校歯科保健のあり方(湯浅泰仁) 他12題 海外文献抄録：ウォータピックの効果 他10題 総会：昭和47年度日本学校歯科医会総会 保健体育審議会中間報告：児童生徒等の健康の保持増進に関する施策について 資料：昭和46年度学校保健統計調査速報(文部省) 他 予告：第36回全国学校歯科医会開催案内 文部省異動・叙勲 他</p>	
1973(昭和48)年 3月	日本学校歯科医会会誌第22号 ※年3回発行	<p>巻頭言(湯浅泰仁) 講習会：学校歯科保健講習会 保健学習および学級指導における歯に関する保健指導の計画とその進め方(水須健之) 他 8 題 加盟団体だより：富山県 他 8 団体 施行細則：日本学校歯科医会定款施行細則 ニュージーランド学校歯科保健サービス50年の歩み 生徒保健委員会の活動によって効果をあげた学校の紹介(柏原志人) 他 3 題 歯の塔：碧南市の「愛歯の塔」を訪ねて(栃原義人) 他 すいひつ：こんなかたちでやってみた(田熊恒寿) 他 2 題 保健体育審議会答申要旨 第37回全国学校歯科医大会開催案内 理事会報告 他 叙勲 表彰 書評：学校保健総合事典 編集後記</p>	

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
1973(昭和48)年 6月	日本学校歯科医会会誌第23号	特別講演：小児の健康と学校歯科(船川幡夫) 大会：全国歯科医大会を終わって(稲葉 宏) 他 視察と観光：東湖小学校から男鹿半島へ よい歯の学校：第13回よい歯の学校表彰 奥村賞：昭和47年度第14回奥村賞審査報告 総会：第2回総会 研究協議会：第1部、第2部 陳情：第36回全国学校歯科医大会における決議事項の要望について 保健体育審議会答申：児童生徒等の健康の保持増進に関する施策について(文部省) FDI／メキシコ：歯科衛生教育普及計画(木村静一)	「学校保健法施行令の一部を改正する政令および学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(昭和48年6月6日 文部省体育局長通達)
1973(昭和48)年 11月	日本学校歯科医会会誌第24号	巻頭言(湯浅泰仁) わが国の学校歯科への外国の影響(榎原悠紀田郎) 研究発表：“歯のヘルスガイド”作成について(細川久子) 他12題 表彰・文部大臣表彰 他 書評 編集後記	
1974(昭和49)年 3月	日本学校歯科医会会誌第25号	巻頭言：学校保健法改正と歯科活動(湯浅泰仁) 講習会：学校歯科保健講習会 加盟団体だより：山形県 他7団体 学校歯科の歩んできた道(1)(榎原悠紀田郎) 他7論文 文部省関係事項：学校保健法施行令および規則改正にともなう健康診断票の記入について(山田 茂) 予告：第38回全国学校歯科保健大会—京都	
1974(昭和49)年 6月	日本学校歯科医会会誌第26号	特別講演：暮らしのこころ (鈴木健二) 大会：東京大会を顧みて(関口龍雄) 他 よい歯の学校：第15回よい歯の学校表彰 奥村賞：第16回奥村賞 研究協議会：第1・2領域、研究発表者への質問と報告 パネルディスカッション：学校歯科保健活動の計画性を高めるために 陳情：第37回全国学校歯科医大会における決議事項 諸議会報告：昭和48年度	
1974(昭和49)年 9月	日本学校歯科医会会誌第27号	巻頭言：故亀沢シズエ女史を憶う(湯浅泰仁) 学校歯科の歩んできた道(2)(榎原悠紀田郎) 研究発表：滋賀県就学時児童生徒検診結果と治療勧告後の処置の実態について(小林 恢 他3名) 他8題 故亀沢シズエ先生の合同葬ならびに告別式(飯田嘉一) 報告：総会・委員会・学校巡回指導車 ニュース：文部大臣賞・叙勲・藍綬褒章・文部省異動 48年度文部省速報 加盟団体・役員名簿・編集後記	
1975(昭和50)年 1月	日本学校歯科医会会誌第28号	巻頭言(湯浅泰仁) 加盟団体だより：岩手県 他4団体 学校の歯科活動 滋賀県における身障者施設の児童口腔審査結果から(小林 恢 他2名) 他7論文 49年度学校歯科保健講習会：学校保健の動向(倉地克次) 他12題 第15回よい歯の学校表彰	

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
1975(昭和50)年 3月	日本学校歯科医学会会誌第29号	特別講演：日本の進路（草柳大蔵） 大会：各種の要望，要求の実現化を（坂田三一）他 研究協議会：第Ⅰ～Ⅳ領域 パネルディスカッション：学校歯科保健の効果的な予防活動の方途をめざして 第15回よい歯の学校表彰 陳情：第38回全国学校歯科保健大会における決議事項について 第16回奥村賞 故丹羽輝男先生をしのんで 学校歯科保健における健康相談の理論と実際（山田 茂） ニュース・春の叙勲 予告：第39回全国歯科保健大会 他	
1975(昭和50)年 10月	日本学校歯科医学会会誌第30号	巻頭言（湯浅泰仁） 学校歯科における統計資料のまとめの考え方（榎原悠紀田郎） 学校における歯科健康相談の考え方とその進め方（吉田瑩一郎） 歯科衛生士の学校歯科保健への協力の現状（江島房子） 心身障害児（養護特別学級児）の歯科診療と保健指導について（三木 毅） 研究発表：う歯予防への展開（衣笠小学校） 他11題 保健施設としての学校洗口場を論ずる（栃原義人） 書評：保健科教育法（山田 茂） 他 参考：無医村診療と巡回時の保障について（浜田 剛） 名簿：日本学校歯科医学会加盟団体名簿・役員名簿	『学校歯科活動の手びき』 刊行（9月9日 日本学校 歯科医学会）
1976(昭和51)年 2月	日本学校歯科医学会会誌第31号	巻頭言（湯浅泰仁） 学校における健康診断とスクリーニング・テスト，その今後の課題（江口篤寿） う歯半減運動と全日本よい歯の学校表彰の成果についての中間報告 （学術委員会） 行政機関からの請願から（田熊恒寿） 講習会：昭和50年度学校保健（歯科）講習会 児童生徒におけるう歯の現状 （坪根哲郎） 他8題 研究発表：本校の健康相談について（山田トシ子） 他5題 加盟団体だより：神奈川県 他6団体 公害都市からの口害撲滅のヒント（池田素久） 他7題 昭和50年度第16回全日本よい歯の学校表彰・名簿 学校歯科活動の手びき改訂版発行	
1976(昭和51)年 10月	日本学校歯科医学会会誌第32号	第39回全国学校歯科保健大会 特別講演：小児期のかかれた健康障害（内藤寿七郎） 他 研究協議会：第1～3領域 陳情：第39回全国学校歯科保健大会における決議事項 奥村賞：第17回奥村賞 社団法人日本学校歯科医学会昭和50年度事業報告 学校歯科医の法的身分について 要望書（見本） 全日本よい歯の学校表彰 大分県歯会長逝去さる（和田康孝）	会誌は1976(昭和51)年3月 20日付けで「学術刊行物」 の郵政大臣の認可を受け， 第32号から会員直送になっ た
1977(昭和52)年 3月	日本学校歯科医学会会誌第33号	巻頭言（湯浅泰仁） これからの学校保健のあり方（船川幡夫） 他7論文 講習会：昭和51年度学校保健講習会（歯科） 保健指導の方法と教育工学に ついて（説間晋平） 他11題 第39回全国学校歯科保健大会収支決算書報告 第17回全日本よい歯の学校名簿	
1977(昭和52)年 4月	日本学校歯科医学会会誌第34号	日本学校歯科医学会略史（榎原悠紀田郎） 加盟団体だより：富山県 他5団体 学級洗口場の全国的普及への私の執念（栃原義人） 他7論文 社団法人日本学校歯科医学会 第10回総会 阿久津小学校の歯科保健への取組み方 他1校 昭和51年文部省保健調査速報 全日本よい歯の学校応募のしおり 社団法人学校歯科医学会加盟団体・役員名簿	

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
1977(昭和52)年 5月	日本学校歯科医会会誌第35号	第40回全国学校歯科保健大会：第40回大会を顧みて(大塚 禎) 他 第17回全日本よい歯の学校表彰 第18回奥村賞 研究協議会：第1～3領域, 報告 教育課程の基準の改善の方向と保健教育(吉田瑩一郎) 全日本よい歯の学校表彰のめざすもの(榊原悠紀田郎)	
1978(昭和53)年 10月	日本学校歯科医会会誌第36号	第41回全国学校歯科保健大会：第41回大会を終えて(加藤増夫) 他 第18回全日本よい歯の学校表彰 第41回全国学校歯科保健大会決算報告 第19回奥村賞 研究協議会：第1～3領域	ニュース性, 速報性に重点をおいた広報『日学歯』が1977(昭和52)年9月からB5版変形タブロイド版として創刊された(年2回発行)
1978(昭和53)年 2月	日本学校歯科医会会誌第37号 ※年2回発行	グラビア：歯科保健に関する図画・ポスターコンクール 巻頭言(湯浅泰仁) 児童のう蝕抑制対策におけるフッ化物の適用について(山賀礼一) 他3論文 加盟団体だより：岩手県 他2団体 第41回全国学校歯科保健大会参加者内訳 小笠原の歯科事情(飯田嘉一) 他4題 資料1：国民の砂糖の過剰摂取とう蝕罹患状態の関係について 資料2：学校歯科医の法的身分について (再録) 資料3：学校歯科保健への歯科衛生士導入についての考え方 資料4：昭和52年学校保健統計 (歯科・文部省調査) 学校歯科保健講習会：一文部省“小学校・歯の保健指導の手引”(案)の普及を狙いとして一, (1)総説 他	
1978(昭和53)年 6月	日本学校歯科医会会誌第38号	巻頭言(湯浅泰仁) 「小学校 歯の保健指導の手引」の作成に当たって(吉田瑩一郎) 小学校 歯の保健指導の手引(文部省) う蝕予防の方法(貫志 淳) 他5論文 加盟団体・役員名簿	文部省「小学校／歯の保健指導の手引」刊行 「むし歯予防推進指定校」制度制定 広報『日学歯』年3回発行
1979(昭和54)年 1月	日本学校歯科医会会誌第39号 	巻頭言(湯浅泰仁) 座談会：文部省発行「小学校 歯の保健指導の手引」について(学術委員会) 京都府・市における「歯みがきと歯苔について」の指導資料(京都府・市学校歯科医会) 他7論文 加盟団体だより：大阪府立高等学校歯科医会 ニュース・訃報 全日本よい歯の学校名簿 ※表紙のデザイン変更 「もくじ」を表紙に掲載	
1979(昭和54)年 5月	日本学校歯科医会会誌第40号	第42回全国学校歯科保健大会を終えて(奥野喜一 他) 研究協議会：第1～3領域 第19回全日本よい歯の学校表彰 第20回奥村賞 保健指導と保健管理の調和(瑞森茂雄) 座談会：学校歯科における斑状歯 重度心身障害者全員入学にあたって(谷 幸信) 全日本よい歯の学校表彰応募のしおり 加盟団体・役員名簿	広報『日学歯』年4回発行となり現在に至る

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
1980(昭和55)年 2月	日本学校歯科医会会誌第41号	グラビア：学校歯科保健に関する図画・ポスターコンクール 巻頭言(湯浅泰仁) 学校保健における歯科検診の変遷(榊原悠紀田郎) 「学校歯科における斑状歯」の座談会についてのいろいろな方がたの意見 (正木 正 他6名) 昭和54年度学校歯科保健研究協議会 講演(修坂二夫), 講義(下宮 進 他3名), シンポジウム, 研究発表 養護児童・生徒における歯科保健 他3題 第44回全国学校歯科保健大会開催案内 昭和54年度第20回全日本よい歯の学校 第8回国際口腔生物学協議会案内 日本学校歯科医会加盟団体・役員名簿	
1980(昭和55)年 11月	日本学校歯科医会会誌第42号	巻頭言(湯浅泰仁) 記念講演：神戸の歴史あれこれ話(荒尾親成) 第43回全国学校歯科保健大会：兵庫県学校歯科医会, 神戸市学校歯科医会 (吉本二郎 他2名) 昭和54年度第20回全日本よい歯の学校表彰 昭和54年度・第21回奥村賞／審査報告 研究協議会：第1～3領域 昭和54年度学校保健統計(歯) 第43回全国学校歯科保健大会決算書 加盟団体名簿・役員名簿	『小学校／学校歯科医の活動 指針』刊行 (5月31日 日本学校歯科 医会)
1981(昭和56)年 3月	日本学校歯科医会会誌第43号	グラビア：学校歯科保健に関する図画・ポスターコンクール 巻頭言(湯浅泰仁) 学校歯科保健海外視察報告：京都府・市学校歯科医会 他2論文 昭和55年度学校歯科保健研究協議会 歯科衛生士のための学校歯科保健研修会 加盟団体・会員通信：学校歯科医の雑感(掛貝民男) 他 学校歯科保健情報コーナー：1. 学校歯科保健関係文献目録 他1資料 第21回全日本よい歯の学校名簿 加盟団体名簿・役員名簿	
1981(昭和56)年 6月	日本学校歯科医会会誌第44号	巻頭言(湯浅泰仁) 第44回全国歯科保健大会 特別講演：鹿児島島の頭脳(椋 鳩十) 昭和55年度・第21回全日本よい歯の学校表彰 昭和55年度・第22回奥村賞 研究協議会：第1～3領域 歯科衛生士のための学校歯科保健研修会：講義・実習(吉田瑩一郎 他4名) 学校歯科保健情報コーナー：1. 学校歯科保健関係文献目録 他1資料 加盟団体・役員名簿	
1982(昭和57)年 3月	日本学校歯科医会会誌第45号	巻頭言(湯浅泰仁) 昭和56年度学校歯科保健研究協議会：講義および全体シンポジウム 他 昭和56年度むし歯予防推進指定校協議会 歯科衛生士のための全国学校歯科保健研修会 1925年に斑状歯について報告した福井勝の論文と富取卯太治の論文について (加藤一夫 他2名) 他5論文 奥村賞審査の22年(山田 茂) 元熊本市長坂口主税氏を悼む(柄原義人) 学校歯科保健情報コーナー 加盟団体・役員名簿	

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
1982(昭和57)年 9月	日本学校歯科医会会誌第46号	グラビア：第45回全国学校歯科保健研究大会 巻頭言(湯浅泰仁) 第45回全国学校歯科保健研究大会 研究協議：第1～3領域 全体シンポジウム：自分でつくる歯の健康 誌上発表(要旨) 全体協議会 第22回全日本よい歯の学校 第23回奥村賞 第22回全日本よい歯の学校名簿 WHOが提案する西暦2000年における歯科保健目標(森本 基) 他6論文 全国学校歯科保健研修会についての感想 加盟団体・役員名簿	
1982(昭和57)年 9月	日本学校歯科医会会誌第47号	社団法人日本学校歯科医会50周年記念 序文 第一編 学校歯科保健通史 第二編 日本学校歯科医会通史 第三編 全国学校歯科医(保健)大会 第四編 むし歯半減運動と全日本よい歯の学校表彰 第五編 都道府県学校歯科保健略史 第六編 学校保健の制度と法令の推移 第七編 学校歯科保健管理のなかれ 第八編 学校保健教育のなかれ 第九編 学校歯科保健に関する国際交流のなかれ 資料編 学校歯科保健活動年表 あとがき	記念誌編集委員会 榊原悠紀田郎, 竹内光春, 能美光房, 貴志 淳, 丹羽源男, 石井拓男
1983(昭和58)年 7月	日本学校歯科医会会誌第48号	グラビア：歯科保健図画・ポスター 巻頭言(湯浅泰仁) 座談会：第5次むし歯半減運動推進にあたって 昭和57年度学校歯科保健研究協議会 特別講演：池見西次郎 全体シンポジウム：家庭との連携を密にした歯の保健指導のあり方について 講演・講義：森脇英一 他5名 歯科衛生士のための学校歯科保健研修会：研修会の開催にあたって(湯浅泰仁) 他 わが国における歯ブラシの沿革(丹羽源男) 奥村賞に応募される方がたに(榊原悠紀田郎) 巡回指導者の調査結果の報告 日本学校歯科医会加盟団体・役員名簿	
1983(昭和58)年 10月	日本学校歯科医会会誌第49号	グラビア：第46回全国学校歯科保健研究大会 巻頭言(湯浅泰仁) 第46回全国学校歯科保健研究大会：研究協議(第1, 2領域) 他 埼玉県下の児童・生徒の歯科保健に関する実態調査(埼玉県歯科医師会) 第23回全日本よい歯の学校表彰 昭和57年度入学児童の就学時歯科検診報告(鶴見歯科医師会) ブックレビュー：「歯科医の選んだ30冊の絵本」 第5次むし歯半減運動のための学校歯科医の活動指針 第5次むし歯半減運動のための学校教員の役割と活動の参考 加盟団体・役員名簿	
1984(昭和59)年 1月	日本学校歯科医会会誌第50号	グラビア：歯科保健図画ポスター 巻頭言(湯浅泰仁) 座談会：学校歯科保健推進モデル校の地区審査を終えて 昭和58年度学校歯科保健研究協議会：講義(青柳 徹 他3名) 他 むし歯予防推進指定校協議会 学校(園)歯科医の実態調査(長野県歯科医師会公衆衛生部) 他5題 日本学校歯科医会加盟団体・役員名簿	

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
1984(昭和59)年 8月	日本学校歯科医会会誌第51号	グラビア：故湯浅泰仁会長合同葬，第47回全国学校歯科保健研究大会 故湯浅泰仁会長合同葬・弔辞 第47回全国学校歯科保健研究大会：研究協議(第1～3領域) 他 学校歯科保健推進モデル校表彰 第25回奥村賞(昭和58年度) 第5回歯科衛生士のための全国学校歯科保健研修会 DMFということ(榊原悠紀田郎) 歯科保健指導車による養護学校巡回診療マニュアル(神奈川県歯科医師会) 加盟団体・役員名簿	関口龍雄， 日本学校歯科医会会長就任 (4月1日)
1985(昭和60)年 1月	日本学校歯科医会会誌第52号	グラビア：第48回全国学校歯科保健研究大会 巻頭言(関口龍雄) 第48回全国学校歯科保健研究大会：シンポジウム 他 昭和59年度学校歯科保健推進モデル校 第26回奥村賞 栃原義人先生の足あとを追う(榊原悠紀田郎) 他3題 社団法人日本学校歯科医会加盟団体・役員名簿	
1985(昭和60)年 5月	日本学校歯科医会会誌第53号	グラビア：歯科保健図画ポスター 巻頭言 昭和59年度学校歯科保健研究協議会：学校保健行政の動向(下宮 進) 他 第6回歯科衛生士のための全国学校歯科保健研修会：学校保健では歯科衛生士は何をしたらよいか(榊原悠紀田郎) 他 歯牙健態者という表現(榊原悠紀田郎) 他3題 書評(加藤想士) 日本学校歯科医会加盟団体名簿・役員名簿	
1986(昭和61)年 2月	日本学校歯科医会会誌第54号	グラビア：歯科保健図画ポスター 巻頭言 昭和60年度学校歯科保健研究協議会：21世紀を担う子どもの教育と学校保健(上寺久雄) 他 昭和60年度むし歯予防推進指定校協議会 昭和60年度学校保健統計調査(歯科) 岩手県歯科医師会学校歯科医について(堀米栄一) 他2題 高等学校/学校歯科医の活動指針発刊 高等学校生徒の歯科保健状態調査報告の概要 フッ素の安全性についての国会における質問と政府の答弁 日本学校歯科医会加盟団体名簿・役員名簿	
1986(昭和61)年 4月	日本学校歯科医会会誌第55号	グラビア：第49回全国学校歯科保健研究大会 巻頭言(関口龍雄) 第49回全国学校歯科保健研究大会：第24回全日本よい歯の学校一覧表 他 第7回全国学校歯科保健研修会：学校歯科保健の現状と課題(西連寺愛憲) 他 第35回全国学校歯科医協議会 日本学校歯科医会会誌52・53・54・55号索引 社団法人日本学校歯科医会加盟団体名簿・役員名簿	
1987(昭和62)年 3月	日本学校歯科医会会誌第56号	グラビア：第50回全国学校歯科保健研究大会 巻頭言(関口龍雄) 第50回全国学校歯科保健研究大会：第25回全日本よい歯の学校一覧表 他 初期う蝕の検出基準ならびに要観察歯の基準とその取扱い 鹿児島県における学校歯科保健活動(鹿児島県学校歯科医会) 他2題 社団法人日本学校歯科医会定款 社団法人日本学校歯科医会定款施行細則 社団法人日本学校歯科医会加盟団体役員名簿	

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
1987(昭和62)年 5月	日本学校歯科医会会誌第57号	<p>グラビア：昭和61年度図画・ポスター 巻頭言 第51回全国学校歯科保健研究大会要項 座談会：全日本よい歯の学校表彰最優秀校＝文部大臣賞＝を授賞して 昭和61年度学校歯科保健研究協議会：歯科保健指導の歩みと運営(伊藤 昌) 他 昭和61年度むし歯予防推進指定校協議会：むし歯予防推進指定校の運営に ついて(吉田瑩一郎) 他 第8回学校歯科保健研修会(九州地区・近畿地区) 神奈川県下児童のう蝕罹患状況調査について(加藤増夫) 青森県学校歯科保健の歴史(熊谷 淳) 学校歯科保健のアルバムNo.1(榊原悠紀田郎) 加盟団体・役員名簿</p>	加藤増夫、 日本学校歯科医会会長就任 (4月1日)
1988(昭和63)年 1月	日本学校歯科医会会誌第58号	<p>グラビア：昭和62年度図画・ポスター 巻頭言 昭和62年度図画・ポスター一覧 昭和62年度学校歯科保健研究協議会： 講義Ⅰ・Ⅱ，発表1～6，第一分科会(教員部会；講義Ⅲ～Ⅴ)， 第二部会(学校歯科医部会；講義Ⅵ～Ⅷ) むし歯予防推進指定校協議会：研究発表1～6 歯，口腔の健康づくりを目指した食生活に関する指導(今岡 久) 社団法人日本学校歯科医会加盟団体・役員名簿 編集後記</p>	
1988(昭和63)年 4月	日本学校歯科医会会誌第59号	<p>巻頭言 第52回全国学校歯科保健研究大会開催要項(色刷り) 第51回全国歯科保健研究大会 社団法人日本学校歯科医会の会員増強について 神奈川県下生徒のう蝕罹患状況調査について 良書紹介 日本学校歯科医会会誌56・57・58・59号索引 編集後記 <u>※詳細もくじを本文中に掲載</u></p>	
1989(平成元年)年 5月	日本学校歯科医会会誌第60号	<p>巻頭言 目次 昭和63年度学校歯科保健研究協議会：全体会，第1分科会(教員部会)，第 2部会(学校歯科医部会)，むし歯予防推進指定校協議会 向井喜男先生の足あとを追う 学校歯科保健のアルバムNo.2 社団法人日本学校歯科医会加盟団体名簿 社団法人日本学校歯科医会役員名簿 <u>※目次の挿入に伴い表紙「もくじ」には項目のみ掲載</u></p>	「学習指導要領」 (文部省告示)
1989(平成元年)年 11月	日本学校歯科医会会誌第61号	<p>グラビア：昭和63年度図画・ポスター 巻頭言 昭和63年度図画・ポスター応募一覧 第53回大会案内 第52回全国学校歯科保健研究大会：大会要項・プログラム 他 濱宮祇候と大喪の礼に出席して(加藤増夫) 向井喜男先生にお詫びをする(榊原悠紀田郎) 「よい歯の集い」20年歯科医師による「一日担任」「クラス討論」を実施して (社)豊中歯科医師会，豊中市学校歯科医会) 編集後記 <u>※この号は表紙「もくじ」の内容が詳細に掲載</u></p>	

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
1990(平成2)年 1月	日本学校歯科医会会誌第62号	グラビア：平成元年度歯科保健図画・ポスター 巻頭言 目次 図画・ポスターコンクール応募一覧 平成元年度 学校歯科保健研究協議会：第1分科会，第2部会，むし歯予防指定校協議会 WHO 報告 学校歯科保健研修会報告 会員投稿：大阪市における学校歯科保健活動，学校歯科日記 学校歯科保健のアルバムNo.3 社団法人日本学校歯科医会定款 社団法人日本学校歯科医会加盟団体名簿 編集後記 ※目次の挿入に伴い再び表紙「もくじ」には項目のみ掲載	
1990(平成2)年 6月	日本学校歯科医会会誌第63号	巻頭言 目次 第53回全国学校歯科保健研究大会：開催要項 他 会員投稿：学校保健節 他3題 学校保健統計からう歯を考える 加盟団体・役員名簿 日本学校歯科医会会誌60・61・62・63号索引 編集後記	
1991(平成3)年 1月	日本学校歯科医会会誌第64号	巻頭グラビア：平成2年度歯科保健図画・ポスターコンクール最優秀作品 巻頭言 目次 図画・ポスターコンクール画評 平成2年度学校歯科保健研究協議会：全体会，分科会，むし歯予防推進指定校協議会 第78回 FDI シンガポール大会に参加して 歯の検査表(3号様式)についてのささやかな提言 DMFT3以下を達成した八戸市学歯の活動 八戸市学校歯科医会創立60周年祝賀会 塚田治作先生の逝去を悼む 第8回全国学校歯科医大会について 学校歯科保健のアルバムNo.4	
1991(平成3)年 7月	日本学校歯科医会会誌第65号	巻頭言 目次 第54回全国学校歯科保健研究大会：開催要項 他 即位礼正殿の儀に参列して 奥村賞の経過 社団法人日本学校歯科医会加盟団体名簿 社団法人日本学校歯科医会役員名簿 編集後記	
1992(平成4)年 2月	日本学校歯科医会会誌第66号	巻頭グラビア：平成3年度図画・ポスターコンクール最優秀作品 巻頭言 目次 平成3年度学校歯科保健研究協議会：全体会，分科会 むし歯予防指定校協議会 神奈川県下における中・高等学校生徒の歯周疾患の実態 社団法人日本学校歯科医会加盟団体・役員名簿 編集後記	「小学校／歯の保健指導の手引」改訂版 (2月 文部省発刊)
1992(平成4)年 5月	日本学校歯科医会会誌第67号	巻頭言 目次 第55回全国学校歯科保健研究大会：開催要項 他 第79回年次世界歯科大会に参加して 社団法人日本学校歯科医会加盟団体名簿 社団法人日本学校歯科医会役員名簿 日本学校歯科医会会誌64・65・66・67号索引 編集後記	

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
1993(平成5)年 3月	日本学校歯科医会会誌第68号	巻頭グラビア：平成4年度歯科保健図画・ポスターコンクール最優秀作品 巻頭言 目次 平成4年度学校歯科保健研究協議会：全体会、分科会 むし歯予防推進指定校協議会 第80回 FDI 年次世界歯科大学：参加報告書 社団法人日本学校歯科医会加盟団体・役員名簿 編集後記	
1993(平成5)年 11月	日本学校歯科医会会誌第69号	巻頭言 目次 第56回全国学校歯科保健研究大会：開催要項 他 加盟団体・本会役員名簿 編集後記	
1994(平成6)年 3月	日本学校歯科医会会誌第70号	グラビア：平成5年度歯科保健図画・ポスター 巻頭言 目次 平成5年度学校歯科保健研究協議会：開催要項、全体会、分科会 むし歯予防推進指定校協議会：開催要項 他 学校保健統計調査結果と学校歯科保健(平成4年度) 学校歯科保健における不正咬合の提えられ方の現状 加盟団体名簿・役員名簿 編集後記	
1994(平成6)年 12月	日本学校歯科医会会誌第71号	巻頭言 目次 第57回全国学校歯科保健研究大会：開催要項 他 第81回 FDI 年次世界歯科大学 平成5年度学校保健統計調査の状況 図書紹介 加盟団体・本会役員名簿 編集後記	「学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行及び今後の学校における健康診断の取扱いについて」 (平成6年12月8日 文部省体育局長通知)
1995(平成7)年 2月	日本学校歯科医会会誌第72号	巻頭言 目次 第58回全国学校歯科保健研究大会：開催要項 他 加盟団体・本会役員名簿 編集後記	
1995(平成7)年 9月	日本学校歯科医会会誌第73号 	グラビア：平成6年度歯科保健に関する図画・ポスターコンクール 巻頭言(社団法人日本学校歯科医会会長 西連寺愛憲) 平成6年度学校歯科保健研究協議会： 全体会(講義1～4)、分科会：第1部会(講義5・6)、第2部会(講義7・8)、 中学・高等学校・口腔機能部会、特別テーマセッション 他 香港の歯科事情(社団法人日本学校歯科医会国際交流委員長 田中建吾) 加盟団体名簿・日本学校歯科医会役員名簿 編集後記 ※表紙のデザイン変更 同号から表紙は特集などのタイトルのみを表示して目次は別掲となった 目次の最後に表紙を飾った図画・ポスターコンクール入選作品の説明が掲載となった	西連寺愛憲、 日本学校歯科医会会長就任 (4月1日) 「学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行及び今後の学校における健康診断の取扱いについて」を 4月1日から実施
1995(平成7)年 12月	日本学校歯科医会会誌第74号	巻頭言 第59回全国学校歯科保健研究大会：開催要項 他 平成6年度むし歯予防推進指定校協議会：開催要項、日程・内容、実践報告 神奈川県学校歯科保健指導車による特殊教育諸学校巡回歯科診療について (社団法人神奈川県歯科医師会) 第2回日本-フィンランド 歯科医学に関するジョイントミーティング出席 報告書(第3学術委員会委員 福田武之) 肥満と歯周疾患について(神戸市歯科医師会・神戸市学校歯科医会) 他1論文 第82回 FDI 年次世界歯科大学報告(国際交流委員会委員長 田中建吾) カナダの学校歯科保健制度(国際交流委員会委員長 田中建吾) 加盟団体名簿・日本学校歯科医会役員名簿 編集後記	

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
1996(平成8)年 3月	日本学校歯科医会会誌第75号	グラビア：平成7年度学校歯科保健に関する図画・ポスターコンクール 巻頭言(社団法人日本学校歯科医会会長 西連寺愛憲) 平成7年度学校歯科保健研究協議会： 全体会(講義1～4)、分科会：第1部会(講義5・6)、第2部会(講義7・8) 平成7年度むし歯予防推進指定校協議会：開催要項/日程内容、研究報告 他 第45回全国学校保健研究大会 新しい健診の考え方―疾病指向(検診)から予防指向(振るい分け)へ― (日本学校歯科医会副会長 櫻井善忠) 加盟団体長会開催される 平成7年度学校保健統計調査速報 第60回全国学校歯科保健研究大会開催予告 他2予告 編集後記	『学校歯科医の活動指針』 (3月31日 日本学校歯科 医会)
1997(平成9)年 3月	日本学校歯科医会会誌第76号	巻頭言 第60回全国学校歯科保健研究大会：開催要項 他 小学校の歯科保健指導における生活習慣の形成に関する研究 (杏林大学大学院保健学研究所 北田豊治, 日本体育大学 吉田瑩一郎) 編集後記	
1997(平成9)年 5月	日本学校歯科医会会誌第77号	グラビア：平成8年度歯科保健に関する図画・ポスターコンクール 巻頭言(社団法人日本学校歯科医会会長 西連寺愛憲) 平成8年度学校歯科保健研究協議会 むし歯予防推進指定校協議会： 講義1：学校歯科保健の現状と課題 (文部省体育局学校健康教育課 教科調査官 戸田芳雄) 講義2：児童生徒の健康診断の改正と学校歯科保健活動 (日本大学松戸歯学部衛生学 教授 森本 基) 実践発表 自らが自分の健康に関心をもち、進んで健康な体づくりに 取り組む児童の育成―歯や口の健康に関する指導を通して― (茨城県日立市立水木小学校教諭 五来文子) 他3題 学校歯科保健活動の一考察(猪俣俊二) 都道府県学校歯科保健略史(第1回) 第60回全国学校歯科保健研究大会にちなんで(榎原悠紀田郎) 第84回 FDI 年次世界歯科大学(オランダ市)報告(田中建吾) アメリカ合衆国の歯科事情(田中建吾) 平成8年度学校保健統計調査速報 日本学校歯科医会会誌・索引(第68号～第76号) 編集後記	保健体育審議会答申 「生涯にわたる心身の健康 の保持増進のための今後の 健康に関する教育及びス ポーツの振興の在りかたに ついて」 (9月22日)
1998(平成10)年 1月	日本学校歯科医会会誌第78号	巻頭言 第61回全国学校歯科保健研究大会：開催要項 他 都道府県学校歯科保健略史(第2回) 加盟団体名簿・日本学校歯科医会役員名簿 編集後記	
1998(平成10)年 3月	日本学校歯科医会会誌第79号	グラビア：平成9年度歯科保健に関する図画・ポスターコンクール 巻頭言(社団法人日本学校歯科医会会長 西連寺愛憲) 平成9年度学校歯科保健研究協議会：開催要項、 講義：学校歯科保健の現状と課題 (文部省体育局学校健康教育課 教科調査官 戸田芳雄) 他7題 平成9年度 歯・口の健康づくり推進指定校協議会：開催要項、 講義1：歯・口の健康づくり推進指定校の研究を進めるに当たって (文部省体育局学校健康教育課 教科調査官 戸田芳雄)、 講義2：児童生徒の歯・口の健康課題 (日本大学歯学部小児歯科学 教授 赤坂守人)、 実践発表及び研究協議：平成7・8年度むし歯予防推進指定校(3校)発表 第47回全国学校保健研究大会(第9課題)：開催要項/日程・内容 他 都道府県学校歯科保健略史(第3回) 第85回 FDI 年次世界歯科大学(ソウル市)報告 (日本学校歯科医会 国際交流委員会委員長 田中建吾) 韓国の歯科事情(日本学校歯科医会 国際交流委員会委員長 田中建吾) 平成9年度学校保健統計調査速報 編集後記	

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
1998(平成10)年 11月	日本学校歯科医学会会誌第80号	<p>グラビア：平成10年度歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール 巻頭言(社団法人日本学校歯科医学会会長 西連寺愛憲) 平成10年度歯・口の健康づくり推進指定校研究協議会：開催要項、 講義1：学校における歯・口の健康づくりの進め方—2年次への課題— (文部省体育局学校健康教育課 教科調査官 戸田芳雄)、 講義2：児童生徒の歯・口の健康課題 (明海大学歯学部口腔衛生学講座 教授 安井利一)、 実践発表：自分の健康をみつめ、実践する児童の育成—健康な歯と口をめ ざして—(福島県鮫川町立鮫川小学校教諭 鈴木ゆかり) 他2題、 学校歯科医 座談会：改正後の学校歯科健康診断 (司会 日本学校歯科医学会専務理事 森本 基) 特集 学術論文集： 新しい学校歯科健康診断について (日本大学歯学部小児歯科学教室教授 赤坂守人) 新しい学校歯科健康診断(顎関節と咬合異常) (日本学校歯科医学会学術担当常務理事 福井初雄) 歯の萌出の遅れについて(日本大学歯科病院口腔外科 松本光彦) 小学校歯科保健教育が児童に及ぼす影響(日本体育大学 渡邊理人 他2名) 寄稿論文： 高知県における学校歯科保健調査と今後の課題について (高知県歯科医師会学校保健部長 高島恭一) 児童への咀嚼に関する保健指導を歯科衛生士学生が試みた事例報告 (日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校 瀬戸純子 他4名) 全日本よい歯の学校表彰—文部大臣賞を受けて— (福島県三島町立三島小学校学校歯科医 栗城昭吉, 校長 星 正弥) 東京都公立学校における児童生徒の健康実態調査について —平成8年度東京都学校保健統計書より— 都道府県学校歯科保健略史(第4回) 編集後記</p>	「学習指導要領」 (1998(平成10)年文部省告示：小学校及び中学校)
1999(平成11)年 2月	日本学校歯科医学会会誌第81号	<p>巻頭言 記念講演 第62回全国学校歯科保健研究大会：開催要項 他 第48回全国学校保健研究大会・第48回全国学校歯科医協議会 第86回 FDI 年次世界歯科大会(バルセロナ市)報告 編集委員座談会「会誌・広報の今日と明日」 文部省平成10年度学校保健統計調査速報 編集後記</p>	
1999(平成11)年 11月	日本学校歯科医学会会誌第82号	<p>グラビア：平成11年度歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール 巻頭言：(社団法人日本学校歯科医学会会長 西連寺愛憲) 学術特集： わが国の学校歯科保健とアジア諸国 (日本学校歯科医学会常務理事 日本大学名誉教授 森本 基) パラダイム・シフト—学校歯科医の自己改革を目指して— (徳島大学歯学部小児歯科学講座 西野瑞穂) 歯科と遺伝子(日本大学松戸歯学部小児歯科学講座教授 前田隆秀) 小児における歯の外傷の歯科的対応 (日本大学歯学部小児歯科学教室 中島一郎) 学術情報：学校歯科医とマウスガード—その2。熱可塑性マウスガード (明海大学歯学部口腔衛生学講座 教授 安井利一) 寄稿論文：「CO(要観察歯)の現状と将来」 (日本学校歯科医学会理事 柘植紳平) 都道府県政令市学校保健統計—日本学校歯科医学会作成— 平成11年度歯・口の健康づくり推進指定校連絡協議会：開催要項、 講義1：「学校における歯・口の健康づくりの進め方」 —研究を進めるに当たって— (文部省体育局学校健康教育課教科調査官 戸田芳雄)、 講義2：「児童生徒の歯・口の健康と食べる機能について」 (昭和大学歯学部 教授 向井美恵)、 実践発表及び研究協議：平成11～12年度 歯・口の健康づくり推進指定校(3校)発表 平成10年度全日本学校歯科保健優良校文部大臣賞受賞校 「校長の立場から」「学校歯科医の立場から」：埼玉県大宮市立桜木小学校、</p>	

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
		岐阜県瑞浪市立日吉小学校, 高知県南国市立稲生小学校, 沖縄県那覇市立城岳小学校 投稿 : 新しい世紀の学校歯科保健活動に向けて (茨城県歯科医師会学校歯科部長 野堀幸夫) 投稿 : 学校で行っている歯科保健活動について (ライオン歯科衛生研究所チーフ歯科衛生士 黒川亜紀子) 加盟団体活動紹介 : 青森県(八戸市), 愛知県 スペインの歯科事情 索引・会誌創刊からの推移 加盟団体・日本学校歯科医会役員名簿 編集後記	
2000(平成12)年 1月	日本学校歯科医会会誌第83号	巻頭言 第63回全国学校歯科保健研究大会: 開催要項 他 第49回全国学校保健研究大会/第49回全国学校歯科医協議会 加盟団体活動紹介 第2回 第87回 FDI 年次世界歯科大学(メキシコ)報告 文部省平成11年度学校保健統計調査速報 編集後記	
2000(平成12)年 10月	日本学校歯科医会会誌第84号 	グラビア : 平成12年度歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール 巻頭言 (会長 西連寺愛憲) 学術特集 : 日本食をおいしく食べられ, 日本語を美しく話せる表情豊かな子供の育成 をめざして(東京医科歯科大学大学院歯学総合研究科教授 大山喬史) 歯周病と生活習慣病 (日本大学歯学部保存学教室歯周病学講座 教授 伊藤公一) 学校給食の形態による食習慣への影響—口の健康づくりの実践の手段とし での評価— (東京医科歯科大学大学院口腔機能育成学専攻分野 飯島英世, 高木裕三) 歯科と遺伝子(後編) (日本大学松戸歯学部小児歯科学教授 前田隆秀) むし歯は生活の仕方が関わって起こる病気—小学校の保健の教科書を読む— (北海道大学歯学部予防歯科学講座教授 谷 宏) これからの学校歯科保健 (岩手医科大学歯学部予防歯科学講座教授 米満正美) 歯科健診時の顎関節の診査について (日本大学歯学部口腔外科学教室専任講師 堀 稔) 鼎談: 「学校歯科保健アジア会議」に向けて—森本 基先生を囲んでの鼎談— (森本 基常務理事, 古川 正副委員長, 佐貫直通委員) (オブザーバー 野満正志会誌・広報担当常務理事) 平成12年度歯・口の健康づくり推進指定校連絡協議会: 開催要項, 講義1: 「学校における歯・口の健康づくりの進め方」 —2年次の課題— (文部省体育局学校健康教育課教科調査官 戸田芳雄), 講義2: 児童生徒の歯・口の健康の現状と課題 (明海大学歯学部口腔衛生学 教授 安井利一), 実践発表及び研究協議: 心と体を育てる教育活動のあり方 (青森県八戸市立轟木小学校教諭 千葉久美子) 他2題 追悼 : 浦島 治, 福井初雄, 両先生に捧ぐ(西連寺愛憲) 亡き友 福井初雄先生を偲ぶ(松島悌二) 浦島 治先生を偲んで(高木忠雄) 加盟団体活動報告(第3回) 滋賀県, 群馬県, 富山市, 福岡市, 徳島県 平成11年度 第38回全日本学校歯科保健優良校—文部大臣賞を受賞して— 北海道札幌市立豊水小学校, 青森県八戸市立西園小学校, 山形県酒田市立富士見小学校, 福島県いわき市立渡辺小学校, 東京都中央区立泰明小学校, 静岡県静岡市立井宮小学校, 香川県仁尾町立仁尾小学校, 長崎県北松浦郡福島町立福島小学校 編集後記 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;"> ※表紙のデザイン変更 体裁を変形A4判に変更 </div>	

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
2001(平成13)年 2月	日本学校歯科医会会誌第85号	<p>巻頭言(西連寺愛憲)</p> <p>第64回全国学校歯科保健研究大会：開催要項 他</p> <p>学術論文：「健康日本21」と学校歯科保健 (東京医科歯科大学名誉教授 岡田昭五郎)</p> <p>第50回全国学校保健研究大会・全国学校歯科医協議会： 課題別研究協議会第7課題</p> <p>文部省平成12年度学校保健統計調査速報</p> <p>編集後記</p> <p>【付録：生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくりー 「総合的な学習の時間」で何ができるの? (日本学校保健会刊)】</p>	
2001(平成13)年 10月	日本学校歯科医会会誌第86号	<p>学校歯科保健アジア会議開催</p> <p>巻頭言(社団法人日本学校歯科医会会長 西連寺愛憲)</p> <p>特集 学校歯科保健アジア会議：会議概要／全体スケジュール、公開授業・事前打ち合わせ会議、開会式、アジア会議経過報告、 基調講演 日本： 「日本における学校歯科医と学校歯科医について」 (社団法人日本学校歯科医会会長 西連寺愛憲) 「我が国の学校歯科保健—その制度と施策—」 (文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課教科調査官 戸田芳雄)、 各国・地域報告—1～3、教育グループによるパネルディスカッション</p> <p>座談会：学校歯科保健アジア会議を振り返る</p> <p>平成13年度歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール： 入選作品／画評／コンクール応募一覧</p> <p>平成13年度歯・口の健康づくり推進指定校連絡協議会</p> <p>学校歯科医制度70周年記念文部科学大臣表彰被表彰者名簿</p> <p>加盟団体活動報告</p> <p>加盟団体名簿・日本学校歯科医会役員名簿</p> <p>編集後記</p>	
2002(平成14)年 2月	日本学校歯科医会会誌第87号	<p>巻頭言(西連寺愛憲)</p> <p>第65回全国学校歯科保健研究大会：開催要項 他</p> <p>第51回全国学校保健研究大会・全国学校歯科医協議会： 課題別研究協議会第6課題</p> <p>歯と口の健康アンケート調査報告(抄録) (社)東京都学校歯科医会)</p> <p>学校歯科保健に関する歯科臨床検査を用いたリスク評価法についての検討 (社)岩手県歯科医師会／宮古歯科医師会／岩手医科大学歯学部予防歯科学講座)</p> <p>フランス歯科事情</p> <p>編集後記</p>	
2003(平成15)年 1月	日本学校歯科医会会誌第88号	<p>巻頭言(西連寺愛憲)</p> <p>第66回全国学校歯科保健研究大会：開催要項 他</p> <p>平成14年度 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール 入選作品／画評／コンクール応募一覧</p> <p>平成13年度 第40回全日本学校歯科保健優良校—文部科学大臣賞を受賞して— 宮城県仙台市立幸町小学校、福島県福島市立水俣小学校、 和歌山県田辺市立上秋津小学校、大阪府堺市立東深井小学校、 山口県防府市立大道小学校、徳島県三好郡三好町立屋間小学校、 愛媛県周桑郡丹原町立中川小学校、鹿児島県鹿児島市立武岡台小学校</p> <p>岩手県における学校保健会学校歯科医部会の推進について</p> <p>編集後記</p>	
2003(平成15)年 3月	日本学校歯科医会会誌第89号	<p>日本学校歯科医会 創立70周年記念号</p> <p>グラビア： 学校歯科医制度70周年及び社団法人日本学校歯科医会 設立30周年記念式典／学校歯科保健アジア会議 全国学校歯科保健研究大会／本会事務局</p> <p>序文(社団法人日本学校歯科医会会長 西連寺愛憲)</p> <p>第1編 日本学校歯科医会50周年のあゆみ：第1～4章</p> <p>第2編 日本学校歯科医会50周年後のあゆみ：第1～11章</p> <p>第3編 加盟団体略史</p> <p>第4編 資料：(社)日本学校歯科医会歴代会長 他</p> <p>編集後記</p>	<p>日本学校歯科医会70周年記念誌編集委員会</p> <p>野溝正志、片野光一郎、 湯浅太郎、中田郁平、 高木忠雄、丸山進一郎、 相澤 恒、望月兵衛</p>

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
2003(平成15)年 11月	日本学校歯科医会会誌第90号	<p>グラビア：歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール 巻頭言(社団法人日本学校歯科医会会長 西連寺愛憲) 特集 就学時の健康診断マニュアル 学術特集： 文部科学省「歯・口の健康づくり推進指定校」にみる 学校歯科保健活動の成果と課題について(明海大学歯学部 安井利一) 文部科学省学校歯科保健に関する参考資料 『生きる力をはぐむ歯・口の健康づくり』解説 (作成協力者会議 小委員長 木暮義弘) 養護学校における歯科健康教育—保護者へのアプローチ— (東京医科歯科大学歯学部附属病院歯科衛生室 足達淑子 他) 第2回学校歯科保健アジア会議報告—学校歯科保健アジア会議に参加して— ・学校歯科保健アジア会議考(社)日本学校歯科医会監事 森本 基) ・「学校歯科保健アジア会議」に参加して(国際交流委員会委員長 田中建吾) 国際交流委員会報告 ・オーストリアの歯科事情、・タイの歯科事情(国際交流委員会) 平成15年度「歯・口の健康づくり推進指定校連絡協議会」開催要項：解説 他 加盟団体活動報告 (埼玉県、広島県、神戸市、香川県、茨城県、鹿児島県、東京都、名古屋市) 会員投稿：「学校歯科健診データ処理ソフトの製作とその活用法」 (岩手県 鎌田研一 他) 編集後記</p>	2003(平成15)年9月発行の 広報「日学歯」101号から A4判サイズとなる
2004(平成16)年 3月	日本学校歯科医会会誌第91号	<p>巻頭言(社団法人日本学校歯科医会会長 西連寺愛憲) 第67回全国学校歯科保健研究大会：開催要項 他 第2回学校歯科保健アジア会議報告②： インド、バングラディッシュ、ネパール 第53回全国学校歯科医協議会 全国学校保健研究大会・同第7課題：第7課題講義(安井利一) 他 日本学校歯科医会からのお知らせ 編集後記</p>	2003(平成15)年12月発行の 広報「日学歯」102号から 巻頭ページが毎号カラーと なる
2004(平成16)年 12月	日本学校歯科医会会誌第92号	<p>グラビア：歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール 巻頭言(社団法人日本学校歯科医会会長 西連寺愛憲) 学術論文特集： ・1984年から1999年までの健診結果から考察した学校歯科保健 (鹿児島大学大学院発生発達教育学・口腔小児発達学 助教授 森主宣延) ・「食育」：次世代に「生きる力」を伝えられる子どもを育む (徳島大学大学院小児口腔健康科学分野 教授 西野瑞穂) ・「心と身体の健康増進と肥満」 (東京医科歯科大学 名誉教授 黒田敬之) ・咀嚼運動と顎関節症 (日本大学松戸歯学部小児歯科学教室 鶴山賢太郎/前田隆秀(教授)) ・「児童虐待」に対する学校歯科医の役割と対応 (日本大学総合科学研究所 教授 赤坂守人) ・「咬合育成」を課題とした歯科健康教育 —歯・口の健康づくり推進指定校における実践— (東京医科歯科大学大学院小児歯科学分野 三輪全三 他2名) 平成16年度「歯・口の健康づくり推進指定校連絡協議会」：あいさつ 他 第26回全国学校歯科保健研修会報告：開催要項・参加者の声 学校歯科保健アジア会議報告 —第2回学校歯科保健アジア会議各国(地域)報告②— 平成15年度 第42回全日本学校歯科保健優良校表彰 文部科学大臣賞を受 賞して —学校長の立場から、学校歯科医の立場から— 加盟団体活動報告 (和歌山県、富山県、大分県、宮城県、京都府、北海道、長野県、群馬県 (高崎市)、千葉市) 編集後記</p>	2004(平成16)年6号発行の 広報「日学歯」105号から 巻末に広告掲載

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
2005(平成17)年 3月	日本学校歯科医会会誌第93号	<p>巻頭言：(社団法人日本学校歯科医会会長 西連寺愛憲)</p> <p>第68回全国学校歯科保健研究大会：開催要項 他</p> <p>第2回学校歯科保健アジア会議報告②： マレーシア、フィリピン、シンガポール、カンボジア、ラオス、ミャンマー、 ベトナム</p> <p>第54回全国学校歯科医協議会</p> <p>第54回全国学校歯科保健研究大会・同課題別研究協議会第7課題：第7課 題講義(安井利一) 他</p> <p>日本学校歯科医会からのお知らせ</p> <p>編集後記</p>	
2005(平成17)年 10月	日本学校歯科医会会誌第94号 	<p>グラビア：平成17年度歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール</p> <p>巻頭言</p> <p>特集1 座談会： 学校歯科保健参考資料 「『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」が目指すもの、 学校歯科保健参考資料の作成にあたって</p> <p>特集2 学術論文： 自作学校歯科健康診断ソフトについて(茨城県水戸市開業 小鹿典雄) 相模原市立小中学校における学校歯科健康診断の成績 —過去9年間の歯垢の付着状況および歯肉炎の罹患状況について— (相模原歯科医師会学校保健委員会 八木忠幸 他4名) 歯の萌出異常(日本大学松戸歯学部小児歯科学講座教授 前田隆秀) 児童への保健教育としての「咀嚼育成」支援への取り組み —咀嚼評価としてのチューインガム法を用いて— (日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校 長澤治子 他4名) シリーズ：文部科学大臣賞受賞校—全日本学校歯科保健優良校表彰最優秀 校—のその後 Vol.1 (岐阜県恵那市立中野方小学校, 東京都品川区立八潮南小学校)</p> <p>平成17年度 生活習慣病予防等を目指した 歯・口の健康づくり調査研究事業連絡協議会：概要 他</p> <p>第3回学校歯科保健アジア会議報告： 基調講演(日本大学名誉教授 森本 基), カントリーレポート(社団法人日本学校歯科医会常務理事 柘植紳平)</p> <p>平成16年度 第43回全日本学校歯科優良校表彰 文部大臣賞を受賞して —学校長の立場から, 学校歯科医の立場から—</p> <p>編集後記</p> <p>※表紙のデザイン変更 体裁をA4判に変更</p>	<p>松島悌二, 日本学校歯科医会会長就任</p> <p>食育基本法 (6月10日成立, 7月15日 施行)</p>
2006(平成18)年 3月	日本学校歯科医会会誌第95号	<p>巻頭言(会長 松島悌二)</p> <p>メッセージ(副会長 森本 基, 湯浅太郎, 浦生 洵)</p> <p>第69回全国学校歯科保健研究大会：開催概要 他</p> <p>特別寄稿：私の学校遍歴(榊原悠紀田郎)</p> <p>報告： 第55回全国学校歯科医協議会：概要 他 第55回全国学校保健研究大会：概要 他 第27回学校歯科保健研修会：開催要項 他</p> <p>名簿：加盟団体, 役員・顧問・参与 加盟団体だより</p> <p>編集後記</p>	
2006(平成18)年 10月	日本学校歯科医会会誌第96号	<p>グラビア：平成18年度 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール 平成18年度 歯・口の健康啓発標語コンクール</p> <p>巻頭言(社団法人日本学校歯科医会 会長 松島悌二)</p> <p>メッセージ(社団法人日本学校歯科医会 会長 大久保満男)</p> <p>特集 「食」食育基本法施行から1年, 学校歯科医の果たすべき役割とは？： I 行政の立場から(文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康 教育企画室 室長(8月末執筆時)宮内健二), II 小児医学・小児保健学の立場から (母子愛育会日本子ども家庭総合研究所母子保健研究部部長 東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科 教授 高野 陽), III 学校歯科医の立場から(①日本大学総合科学研究所 赤坂守人, ②徳島大学名誉教授 西野瑞穂, ③奥羽大学歯学部口腔衛生学講座 助教 教授 瀬川 洋),</p>	

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
		<p>IV 学校現場の立場から(香川県仲多度郡まんのう町立満濃南小学校 学校歯科医 歯学博士 大月陽子)</p> <p>学術論文： 各種飲料のエナメル質脱灰作用 (日本大学松戸歯学部小児歯科学教室 清水邦彦 他5名) 岩手県二戸市学校保健会の活動と二戸市立中央小学校での歯科保健活動 (二戸歯科医師会 会長 菅 弘志) 福島県における学校歯科医保健の取り組み—他律的健康づくりから自律的健康づくりへの変容を目指した教材の検討— (奥羽大学歯学部口腔衛生学講座 瀬川 洋 他5名) シリーズ：文部科学大臣賞受賞校—全日本学校歯科保健優良校表彰最優秀校—のその後 Vol.2 (富山県南砺市立福野小学校, 青森県八戸市立新井田小学校) 報告：平成18年度生活習慣病予防等を目指した歯・口の健康づくり調査研究事業連絡協議会：開催概要 他 名簿：加盟団体、役員・顧問・参与 定款・定款施行細則 選挙規則 学校歯科で使用する用語、刊行物案内 編集後記</p>	
2007(平成19)年 3月	日本学校歯科医会会誌第97号	<p>巻頭言(会長 松島悌二) 第70回全国学校歯科保健研究大会：大会概要 他 報告： 学校歯科医の研修に関するアンケート調査—個人会員および加盟団体を対象に—(社)日本学校歯科医会平成17・18年度制度第2委員会) 第56回全国学校保健研究大会 第7課題：概要 他 第28回学校歯科医研修会：開催要項 他 平成18年度歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール ならびに歯・口の健康啓発標語コンクール入選者一覧 学校歯科で使用する用語、刊行物案内 編集後記</p>	『学校歯科医の活動指針 (改訂版)』 (3月31日 日本学校歯科 医会)
2007(平成19)年 11月	日本学校歯科医会会誌第98号	<p>グラビア：平成19年度 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール 平成19年度 歯・口の健康啓発標語コンクール 巻頭言(社)日本学校歯科医会 会長 松島悌二) 特集 学校歯科医の「食育」に対する具体的な取り組み —平成18年度食に関する検討臨時委員会答申をふまえて—： 座談会：学校歯科医の「食」に対する具体的な取り組み —平成18年度食に関する検討臨時委員会答申をふまえて— (今関豊一, 赤坂守人, 向井美恵, 佐藤 保, 星野 豊, 丸山進一郎), インフォメーション：「平成19年版食育白書」を公表しました(内閣府食育 推進室), 平成18年度「食に関する検討臨時委員会」答申書, 食育：加盟団体の取り組み(①千葉県 ②新潟県 ③愛媛県) 日学歯広場：学校歯科医の資質向上を図るための研修制度 —日本学校歯科医会認定基礎研修会の制度化に向けて—： 執行部の立場から(阿部洋一郎), 学識者の立場から(赤坂守人) 委員会便り：「ハイリスク把握のためのフローチャート」活用のポイント (社)日本学校歯科医会 副会長 柘植紳平) 論文：児童への心肺蘇生法, AED の体験学習 —教育と医療の連携, 教育活動サポーターとしての役割— (医療法人社団みほ歯科医院 中島 丘 他1名) 声：日本学校歯科医会は禁煙宣言を (東京都文京区立第十中学校 学校歯科医 藤沢幸三郎) シリーズ：文部科学大臣賞受賞校—全日本学校歯科保健優良校表彰最優秀 校—のその後 Vol.3 (千葉県柏市立名戸ヶ谷小学校, 広島県呉市立昭和中央小学校) 報告：平成19年度生活習慣病予防等を目指した 歯・口の健康づくり調査研究事業連絡協議会：説明(藤居正博) 他 名簿：加盟団体、役員・顧問・参与 加盟団体だより、刊行物案内 編集後記</p>	

年月日	会誌発行回数	会誌内容	備考
2008(平成20)年 3月	日本学校歯科医学会会誌第99号	<p>巻頭言(社)日本学校歯科医学会 会長 松島悌二)</p> <p>特集 第4回学校歯科保健アジア会議報告(国際渉外委員会):第1日目 他 日学歯広場:『学校と学校歯科医のための「食」教育支援ガイド —「食育」をどう捉え展開するか—』の発行について: 執行部の立場から(藤居正博),学識者の立場から(向井美恵) 委員会便り:「学校歯科医のための「生きる力」をはぐくむ 歯・口の健康づくりクイックマニュアル」ができました!([「生きる力」 をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり』解説書作成臨時委員会)</p> <p>報告: 第71回全国学校歯科保健研究大会:要項・趣旨・方針・全体構想,事後抄 録(シンポジウム・領域別研究協議会), 優良校 —平成19年度全日本学校歯科保健優良校表彰受賞校に聞く— 特別賞編 どのように課題を克服したの? 学校歯科保健推進のポイント, 第29回学校歯科保健研修会 インフォメーション:『健康日本21と学校歯科保健』,第72回全国学校歯科 保健研究大会(予告) 出版物案内,加盟団体だより 編集後記</p>	<p>中央教育審議会答申 「子どもの心身の健康を守り,安全・安心を確保する ために学校全体としての取 組を進めるための方策につ いて」 (1月17日)</p>

目 次	
表紙写真 阿栗湖のマリモ見学 本誌の発行について	
第29回全国学校歯科医大会記録	
大会次第	1
開会の挨拶	今井 金造 2
挨拶	向井 喜男 2
挨拶	坂井 一郎 2
祝辞	清瀬 一郎 3
祝辞	田中 敏文 3
祝辞	高田 富子 4
祝辞	鹿島 俊雄 4
祝辞	栗山 憲信 5
連続二十回本大会出席者表彰	5
被表彰者答辞	池田明治郎 6
決議	6
協議事項の概要	7
大会記	小林 覚 9
懇親大会会記	小林 覚 11
準備の跡を顧みて	田中 保吉 12
大会雑感	武田 健信 13
木彫「龍」のことども	14
観光スナップ	15
観光Aコース	16
観光Bコース	18
第20回全国学校歯科医大会役員名簿	20
第20回全国学校歯科医大会参加者名簿	22
日本学校歯科医学会記録	
第3回総会	25
日本学校歯科医学会加盟団体名簿	26
第6回全国学校保健大会の概要	27
研究発表	
学校歯科保健に於ける歯科指導につ いて	榎本 正義 30
東京都世田谷区若林小学校むし歯半減運動 の現状	齋部 重徳 32
過去7か年間の札幌市立円山小学校児童の 歯牙検査より見た「う歯」半減運動につ いて	吉田保彦・小林覚 33
千歳市葛城中学校に於ける齲蝕半減運動実 施の効果に就て	湯浅泰仁・茂田信生・四宮利子 33
香川県瑞富中学校における「う歯」治療運 動の実状について	廣岡文太郎 34
本協会が行った昭和31年度発表の成 績	斎藤 忠雄 34
北海道岩内郡共和村部落小中学校の口腔検査報告 …永井力子・中井ヒサ・安齊ナツ・安永シダ 佐々木文子・坂東正子・鈴木勲子	35
就学児童の第1次白歯出現並に齲蝕及び 気管状況の統計学的研究	河越 進行 35
大都市としてのう蝕予防対策について	嶋 善一郎 36
学校歯科衛生活動の20年	榎本 勝郎 38
小学校に於ける学習課程を通じての 歯科衛生教育について	後藤 高治 38
東海地区小中学校に於ける歯科衛生知識 テストの成績について(予報)	河合豊・沢田郁夫 40
同性双生児の2か年間の観察	佐藤一郎・千秋博 42

日本学校歯科医学会会誌第1号「目次」

全日本学校歯科保健 優良校表彰の 理念と展望

— 規程変更と平成21年度からの実施内容 —

● 執行部の立場から ●

全日本学校歯科保健優良校表彰審査委員会 委員長
(社)日本学校歯科医会 専務理事
丸山進一郎

1. はじめに

この表彰は第47回を迎え、長年にわたり各地における学校歯科保健活動の実践に対して示唆を与えてきた。優秀な学校はこの表彰を契機にさらに洗練され、地域の核として学校歯科保健活動の進展に寄与してきた。しかし、校種が小学校だけであったため、全国の小学校の歯科保健活動は充実してきたものの、それ以外の、幼稚園、中学校、高等学校、特別支援学校においてはより一層の充実が待たれる状況であった。

かねてからの執行部において、その校種拡大が議論されており、また、日本学校保健会の「健康教育推進学校表彰」は各校種を対象として行われているといった現状を鑑みて、本会の全日本学校歯科保健優良校表彰の規程を変更し、平成21年度から新たな規程に基づいて実施することとなった。

2. 「文部科学大臣賞」の考え方

以前より文部科学省から、『本来、最優秀賞の「最」とは、一校を指すものであり、現行の「最優秀賞」受賞校10校に毎年「文部科学大臣賞」を付与することは「文部科学大臣賞」の質の担保からして見直しをしていただきたい』との要望を受けていた。

しかし、少しでも多くの学校が、この表彰において文部科学大臣賞が受賞できることは、全国的な視野で学校歯科保健活動の更なる向上と普及という観点からも大切であるので、表彰対象校種拡大を機に、それぞれの学校種で文部科学大臣賞が受けられるような規程を本会として考えた。

3. 具体的な規程変更案

具体的な規程の変更について要点を以下に示す。

- 1) 校種対象は、現行の小学校のみの対象であったものを、国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校（中等教育学校，定時制を含む）・特別支援学校まで拡大する。
- 2) 表彰種別は表彰順序の上位から，優秀賞，(社)日本学校歯科医会会長賞，(社)日本歯科医師会会長賞，奨励賞とする。
- 3) 優秀賞は，幼稚園・高等学校（中等教育学校，定時制を含む）・特別支援学校は各1校以内とし，小学校は以下のように学校規模別により3校以内，中学校も同様に2校以内とする。
 - ① 小学校規模別区分：学級数0～7，学級数8～15，学級数16以上
 - ② 中学校規模別区分：学級数0～10，学級数11以上
- 4) 各加盟団体の推薦校数は，幼稚園・小学校（規模別による3区分）・中学校（規模別による2

区分）・高等学校（中等教育学校，定時制を含む）・特別支援学校の8校（園）種から3校（園）を推薦できるものとし，これに日学歯会員数による推薦校数の増加枠を設けて推薦可能校数とする。

会員数による増校枠は以下のとおり。

会 員 数	増 校 数
300名未満	なし
300～1000名	1校
1001～1600名	2校
1601名以上	3校

推薦校数の参考例)

団体・会員数	基本数	会員数による増校数	推薦可能校数
加盟団体 A 会員数198名	3校（園）	なし	3校（園）
加盟団体 B 会員数329名	3校（園）	1校（園）	4校（園）
加盟団体 C 会員数1027名	3校（園）	2校（園）	5校（園）
加盟団体 D 会員数2021名	3校（園）	3校（園）	6校（園）

4. 問題と課題

この規程変更に伴い校種拡大を施行するが，今まで対象になかった幼稚園・中学校・高等学校・特別支援学校は応募数が少ないことが予想される。各加盟団体の表彰においては，すでに中学校や高等学校

などを対象とされている団体も存在するが，全国規模においてはその応募が活況になるには時間がかかることと思われる。いかに，その普及を図っていくかが課題である。しかし，この表彰の目的を考えるとあたり，学校歯科保健活動の普及発展が全校種にわたることが本会の使命と認識している。

全日本学校歯科保健優良校表彰の理念と展望

— 規程変更と平成21年度からの実施内容 —

● 学識者の立場から ●

明海大学歯学部 社会健康科学講座口腔衛生学分野 教授
安井 利一

1. はじめに

— 全日本学校歯科保健優良校表彰の背景 —

1986年に出されたオタワ憲章において「健康は目的ではなく、自己実現のための手段である」と述べられてから早くも20年以上が経過している。人の健康は、生来、保護者の手にすべての健康を委ねている乳児期や幼児期初期の他律的管理の時期から、幼児期後期あるいは小学校低学年からの健康習慣をはぐくむための基本的習慣形成の時期を経て、小学校中高学年以降は自らの手で生涯にわたる健康づくりを可能にするための自律的（自立的）健康づくりへと進展していく。学校歯科保健活動は、子どもたちにとって理解の難しい「健康」の学習を発達段階に沿って実施できることが教育上極めて意味あることである。学校における歯・口の健康づくりが、本来の目的を見据えて実施されていれば、現代のようなメタボ国家にはならなかったかもしれない。その意味で、国民の健康づくりにおいては、小学校だけではなく、幼稚園から高等学校までの発達段階のすべての時期での健康教育が必要であり、そのためには優れた学習材としての歯・口の健康づくり活動が、各学校種で必要と考えられるのである。全日本学校歯科保健優良校表彰は、平成16年文部科学省の学校

歯科保健参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」の理念に基づき、学校教育目標の具現化を目指した活動を推進し、全国的に範とするに足る成果を上げた学校の表彰を行い、もって児童の歯・口の健康づくりの目的達成を図るとともに、「食」などの基本的生活習慣の形成や心の健康づくり等を目指した確かな健康観の育成に資することを目的としている。

2. 選考基準の考え方

全日本学校歯科保健優良校表彰の目的にしたがって、現在、日本学校歯科医学会執行部が考えておられるように、幼稚園、小学校、中学校、高等学校さらには特別支援学校に対象校種を拡げ、発達段階や特別な配慮のあり方も踏まえながら、各々の選考の基準を設けることは必要なことと考えられる。

現在のところ、全体的には次のような方向で基準の視点が必要と考えている。

1) 健康観の育成に関する理念が明確であり、数年間以上にわたって学校保健全般の活動が充実していること。

2) 学校保健計画における歯科保健の位置付けが明確であり、ヘルスプロモーションの理念の下、適切で具体的な歯科保健の目標が設定されており、保健教育、保健管理、組織活動がバランスよく機能していること。

3) 年間を通じて歯科保健教育活動が実施され、また、家庭や地域との連携が意図され、具体的な展開が図られていること。

4) 健康診断における歯の検査の結果

5) 学校歯科医による健康相談、養護教諭等による健康相談活動、個別的な歯科保健指導など健康診断の事後措置が着実に実行されていること。

6) 歯科保健指導のための教職員の校内研修の重要性を認識し、実践していること。

7) 歯科保健について PTA や地域との連携が円滑に行われ、具体的な取組がみられること。また、学校保健委員会で具体的に歯科保健を含む心身の健康問題が取り上げられていること。

8) 学校歯科医が定期健康診断以外にも執務し、事後措置、健康相談等個別的な歯科保健指導にも熱心に取り組み、積極的に出校していること。また、学校保健委員会にも常時出席していること。

9) 健康診断を保健管理面に限らず、保健教育上に配慮し活用していること。

3. 学校種における歯科保健活動の要点

当然のことながら、学校歯科保健活動としての歯・口の健康づくりは、対象となる学校種と教育の目標によって異なってくる。基本的には、文部科学省の『『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり』に記載されているので参考にさせていただきたい。次に挙げているのは、概念の一部を紹介したにすぎない。

1) 幼稚園

幼稚園では幼稚園教育の基本に基づいて健康教育活動が定着していることや、家庭との連携がとれていることが重要である。

2) 小学校

健康観の育成に関する理念が明確であり、学校保健活動の位置づけが明確であること。また、学校保健計画での歯・口の健康づくりが定着し、子どもたちの活動が生活の中で位置づけされていること。

3) 中学校

健康観の育成に関する理念が明確であり、学校保健活動の位置づけが明確であること。また、ヘルスプロモーションの理念の下、学校保健計画での歯・口の健康づくりが定着し、家庭や地域との連携も模索されていること。

4) 高等学校

健康観の育成に関する理念が明確であり、学校保健活動が学校での健康診断との関連をもっていること。また、歯・口の外傷に対する安全指導など、ヘルスプロモーションの理念の下、生涯にわたる健康づくりの視点からの取り組みがなされていること。

5) 特別支援学校

自立活動に位置づけされ、家庭や地域との連携が模索されていること。教育、管理あるいは組織活動のバランスがとれていること。

■「健康日本21」への学校歯科医としての関わりに関する資料作成委員会

「健康日本21」と学校歯科保健：健康診断結果を保健教育に どう生かすか？

「健康日本21」への学校歯科医としての関わりに関する資料作成委員会 委員（鶴見大学歯学部 探索歯学講座 教授） 花田信弘

健

健康日本21の9つの重点項目の一つ「歯の健康」では、「12歳児の一人平均う歯数（DMF 歯数）」を1歯以下にすることを当時の日本学校歯科医会執行部と厚生省歯科担当者の共通理解と信頼関係の下に決定しました。全国的に見ると小児う蝕の減少傾向は毎年続いていますので、「12歳児の一人平均う歯数（DMF 歯数）」を1歯以下にするという当時の目標設定は妥当なものでした。歯の健康については地域差が大きく、目標値にほど遠い学校がある一方で、既に学齢期の歯の健康の目標値を達成している学校もあります。目標値を達成した学校では新しい目標値について検討が必要になっています。

健

健康診断結果を保健教育にどう生かすか？ を考える時に、う蝕のような慢性疾患の場合は発症に至るまでに複数の「リスク」群が存在します。学校歯科保健で主な対象としているう蝕と歯肉炎あるいは不正咬合の原因はそれぞれ異なりますが、すべて慢性疾患であり、多因子性疾患です。多因子性疾患の保健教育は多様性がなければなりません。一つの方法、一つの薬で単純に対応するのは急性疾患モデルでしか許されない手法です。従ってう蝕のような慢性疾患モデルの保健教育システムの構築は簡単ではありません。しかし、「健康日本21」を主導した厚生労働省とともに、日本学校歯科医会は慢性疾患モデルの保健教育システムの構築に責任ある方針を示さなければなりません。

そ

ここで、日本学校歯科医会は平成13年度から学術委員会において、健康日本21への学校歯科としての関わり方に関する検討を重ね、学校歯科医向け解説書を発行することになりました。この解説書では、データ集計の仕方と慢性疾患モデルの保健教育システムについての考え方を示しています。解説書と付録のCDを使えば、学校歯科医としての経験が少ない先生でも慢性疾患モデルの保健教育システムの構築が比較的楽に行え

るように工夫いたしました。各学校で生じるであろう様々な問題を解決するための技術的なツールとして活用される冊子を短期間で完成させることが資料作成委員会の目標でした。

近 代医学成立以来の大きな変化が現在の医療に起こりつつあります。「治療医学」から「予防医学」への移行です。国際保健機関（WHO）は1977年の第30回総会に於いて「プライマリー・ヘルスケア」の普及・推進を世界に呼びかけました。これを受けて1978年、旧ソ連カザフ共和国において開催された「プライマリー・ヘルスケア（PHC）国際会議」において有名な「アルマ・アタ宣言」が採択されました。わが国の国民健康づくり運動は、このような世界的な動きに連動し、1978年から旧厚生省が推進してきたものです。

我 が国の医療制度改革においても医療の重点を予防医学へスライドさせることを求めています。長寿医療制度やメタボリックシンドロームの予防はこの考えの延長から生まれています。これからは「病気を治す」医療と同時に「病気にさせない」医療を目指さなければなりません。歯科の臨床分野でも、これまで冷ややかに見られがちであった予防歯科が開業医にも注目されています。歯の病気にさせないためには、歯の病気に対する科学的知識を社会全体に普及啓発することが最も重要であることはいうまでもありません。医療と共に保健の重要性が増してきていると言えるでしょう。

学 校歯科医は、学齢期の子どもとその保護者だけでなく教育関係者全体に対して、歯の病気に対する科学的知識を伝える立場にいます。この解説書を有効に利用して近代歯科医学100年の知識の蓄積を効果的に伝えるための手法をそれぞれの学校で確立していただくことを願っております。



委員会便り①

『健康日本21と学校歯科保健』（定価¥650-）のご注文・お問い合わせは
（社）日本学校歯科医学会事務局 TEL 03-3263-9330 FAX 03-3263-9634
までお願いいたします。

☆本会ホームページ <http://www.nichigakushi.or.jp/> から注文書がダウンロードできます。

委員会便り

COMMITTEE

■ 普及委員会

普及委員会の活動について

(社) 日本学校歯科医会 普及担当常務理事 金森市造

● 諮問内容

平成19・20年度の松島執行部発足にあたり、本会は普及委員会として三つの委員会を設置いたしました。諮問内容ならびに委嘱された委員の先生方は下記の通りです。

普及第一委員会 学校歯科健康診断結果の電算化システムの検討と実態調査

文部科学省における学校歯科保健統計は、全国の学校を無作為抽出して対象校を決めており、学校現場の健康診断結果を全国オンライン化することは国の施策のことで本会では関与できない。しかしながら本会が全国の子どもたちの歯科健康診断結果を把握しておくことは今後の学校歯科保健活動の要点等を探り、学校歯科保健の将来的な方向性を構築するためにも有意義なことであり、加盟団体においては、既に歯科健康診断結果を電算化し数値の集積を行っている団体があることから、その実態を調査し、今後、本会が全国的に歯科健康診断結果のデータを集積していく方策について、電算化を含めて検討願いたい。

委員名：菅野直之（委員長） 安岡 章（副委員長） 中村 通 森田 敏 中川 操 高良恒己
担当役員：金森市造（常務理事） 今井健二（理事）

普及第二委員会 私立学校における歯科保健に関する調査と分析

私立学校における歯科保健については、学校歯科医の委嘱形態や加盟団体への会員加入等も地区によって格差があり、また、学校歯科保健活動についてもその内容が明らかでないのが現状である。この点については総会等でもその実態の把握等の要望が出されていたことを受けて、前期の委員会において関係する委員の所属地区に限定して、事前調査的な内容で私立学校へ直接、歯科保健活動の実態調査を行った。しかしながら、この調査は地区限定のため、主に高等学校の内容が中心であったので、私立幼稚園、小、中学校の歯科保健の実態把握のためにも全国的な調査の必要性が前期委員会より指摘された。

よって、今期はこの調査項目等を精査したうえで、全国の私立学校に対して実態調査を行い、その結果を分析し私立学校の歯科保健の実態把握と分析ならびに今後、本会としてどのように私立学校へ歯科保健活動を普及していくかその方策等についても検討願いたい。

委員名：神原 修（委員長） 平岩 弘（副委員長） 安細敏弘 小川 淳 長谷川貴一
担当役員：金森市造（常務理事） 今井健二（理事）

普及第三委員会 学校関係者、子ども向け歯科保健資料の作成

本会は会員の会費を収入源として事業展開していることから、さまざまな歯科保健資料等も会員に資するものを中心に考え、作成されてきた。

しかしながら、本会が真に幼児、児童生徒ならびに学校現場の教育関係者へ歯科保健活動をより普及させていくためには、より公益性の高い事業活動を行っていくことが重要であることから、学校関係者や子どもたちの視点で学術的資料を作成していくことが必要である。

よって、学校歯科保健を更に普及、活性化するためにも、学校現場の教育関係者や子どもたちのもつ歯科保健活動の課題を探り、より理解しやすい内容、媒体で資料作成をお願いしたい。

委員名：田村康夫（委員長） 岡崎好秀（副委員長） 田中英一（副委員長補佐） 荊尾玲子 三浦佐智子 齋藤秀子 福澤洋一
担当役員：金森市造（常務理事） 川本 強（理事）

● これまでの活動内容

各委員会は発足早々に第一回の委員会を各々開催し、諮問内容の確認と委員会活動の方針を決定し、資料収集のための会合を重ねました。

各委員会の活動内容について、以下、中間報告といたします。

普及第一委員会

加盟団体における電算化システムの取り組みについて現況を把握すべく、アンケート調査を実施したところ、全加盟団体より回答があった。

加盟団体における電算化システムの導入の有無や電算化に関する意見等、今回のアンケート結果をふまえて統一したシステムの方向性等について答申書にまとめるべく検討を行っている。

委員会便り②

普及第二委員会

私立学校の学校歯科保健活動等の実態把握のためのアンケート調査を実施した。前期委員会でアンケート調査を実施した私立学校を除く全国の私立小・中学校と各委員が所属する6地区の私立幼稚園を対象とし、平成19年度末には調査対象校（園）へアンケートを送付・回収した。平成20年度は答申書作成に向けて、アンケートの集計をもとに分析を行っており、今後、私立学校（園）への歯科保健活動の普及を目指し、その方策について検討を行っている。

普及第三委員会

平成19年度後半、ラジオ番組「デンタルサロン」を企画されている協和企画を通じて、2007年放送分の初期う蝕―脱灰と再石灰化のメカニズムを基にした児童生徒指導教材についての作成サポート依頼があり、その関係会社とも協議を重ねた結果、諮問内容との差異がなく、取り上げるに値するという結論に達し、理事会で了承を得たので、平成20年度には実際にCDの作成に取り組む。

以上のように、今後の日本学校歯科医会の活動の根幹をなすべき、正確な資料の収集を目指し、ゆるぎない会務活動に供したいとの委員会メンバーの先生方の協力のもと、諮問事項に対して十分な答申書の作成を目指し、平成20年度の委員会活動をさせていただいております。



学校歯科健康診断電算化ソフト 「健康診断システム」について



愛媛県歯科医師会 学校保健 担当理事 坂 宗尚

1. はじめに

学校健康診断の電算化とは、これまで用紙に手書きしていた健康診断結果をパソコンに入力し、データをデジタル化することである。電算化により以下の利点が考えられる。

- ① 健康診断結果の集計が迅速かつ正確に行えるようになる。
- ② 様々な分析方法が可能となり（地域別、学校別比較など）、学校歯科医が現状を正確に把握できるようになる。
- ③ 将来的に情報の有効利用、共有化が可能となる。
- ④ 集計に携わる養護教諭の手間を大幅に減らすことができる。
- ⑤ ソフト上で「健康診断結果のお知らせ」をプリントするようになるので、自ずと「健康診断結果のお知らせ」様式が統一できるようになる。

この電算化は我々学校歯科医にとって有益なことであり、大いに推進すべきものであるが、電算化に際して、絶対必要となるのが、データを入力、集計できるソフトウェアである。それも、簡単で汎用性が高く、入力しやすいものが望まれる。

愛媛県歯科医師会学校保健委員会は、平成19年度よりこの電算化ソフトの開発に取り組み、同年、Microsoft Excelを用いた健康診断結果の入力・集計ソフト「健康診断システム」を作成した。本ソフトは、生徒IDを生徒の識別に用い、生徒IDを入力す

ることで、入力・集計だけではなく、個々の健康診断結果のお知らせ、健康診断票のプリントもできる。

愛媛県歯科医師会は、愛媛県教育委員会の協力のもと、このソフトを用いて県下の学校歯科健康診断の電算化を推進することを計画している。県下に実施するに先立って、平成20年度は、四国中央市をモデル地区とし、本事業実施の予定である。

今回、「健康診断システム」の概要、四国中央市での実施に向けての現況を報告する。なお、本ソフトは使用方法も含めて、愛媛県歯科医師会一般用ホームページ <http://www.ehimeda.or.jp/>にて公開している。

2. ソフト作成にあたって

作成にあたり、汎用性を考慮し留意した点は、Microsoft AccessやFileMaker Proといったデータベースソフトを用いるのではなく、一般に広く普及しているMicrosoft Excelを用いるということであった。周知の通り、Microsoft ExcelはWindows系パソコンであれば、100%近くインストールされているので、使用に際して特殊なソフトのインストールは不要であり、また特殊な機材や設備も必要としない。したがって、誰でも手軽に利用でき、費用もかからない。

もう一点、Microsoft Excel（以下エクセルと記す）をベースにした利点は、実際の使用者である養護教諭がその扱いに慣れているということである。パソコンの普及や学校での業務遂行上、ある年齢以

下の養護教諭はエクセルの基本的な操作方法を知っている。四国中央市の小中高校の養護教諭25名に対するアンケートでも70%近くの人が、「エクセルが使える」と答えている。

本ソフトは素人作成の荒削りな面があり、データ操作上のトラブルに際して、使用者がベースであるエクセルの基本的な使用方法を知っているというものは有利である。また、ソフトの使い方を養護教諭に説明する場合においても話がしやすいという良さがある。さらに、エクセルでプログラムが組めるほど習熟した人であれば、自分の学校に応じて使いやすいようにカスタマイズも可能である。

一方、作成者側からすれば、「エクセルでよくここまでできたな」といった感想を持っている。ご存じの通り、エクセルといえば、表計算ソフトの代表的なものであり、会計やデータ整理では抜群の能力を発揮する。関数であるとかグラフ作成機能は、よく知られているが、マクロ作成機能である Visual Basic Editor (VBE) は知っていても使ったことがない方のほうが多いのでなかるうか。健全歯の本数の集計等は、関数を使えば事足りるが、別のシートへのデータのコピーの自動化、特に別のシートの指定のセルへのコピーは関数では無理である。したがって、マクロ(プログラム)に頼ることになるが、我々もマクロには馴染みがなく、市販の書籍^{1,2)}をたよりになんとか成功した次第である。うまくいった時は、感動のものであった。当初、エクセルだけでは困難と考え、他のデータベースソフトの併用を考えていただけに、マクロを使用することによりエクセル単体で完成できたことは、大きな前進であった。マクロ内容は、本ソフト「健康診断システム」の中に記述しているので、興味ある方は参照されたい。

3. 健康診断システムについて

健康診断システムは、概ね「メインシート」(図1)、「入力シート」(図3)、「全データシート」(図4)、「集計全データシート」(図5)、「生徒データシート」(図2)、「健康診断票シート」(図6)、「健

康診断結果のお知らせシート」(図7)、「健康診断集計表シート」(図8)の8つのエクセルシートで構成されている。各々のシートの移動は、画面下方のシート切り替えタブで行う。

使用する前に、生徒の氏名、生年月日、学年、性別などの生徒のデータと各々の児童・生徒にID番号を付けたもの(生徒ID)を児童・生徒のデータとして「生徒データシート」にあらかじめ入力しておく必要がある。本ソフトでは、児童・生徒の識別は生徒IDで行う。生徒IDは絶対に重複せず、入力しやすいものが望ましい。健康診断時に入力する場合は、あらかじめ生徒IDを記したカードを該当する生徒に配布しておき、健康診断時に提出させる方法を取ると間違いが少なくなる。使用方法の概略は以下の通りである。

まず、入力シートを開き、生徒IDを入力した後、健康診断データを入力する。一人のデータが入力し終わったら、「入力シート」上の「記録」ボタンをクリックする。次入力画面に切り替わると同時に、健康診断のデータは別のシートである「全データシート」の所定のセルにコピーされる。順次、データを入力し「記録」ボタンをクリックすることで、すべての児童・生徒のデータが「全データシート」に記録される。この「全データシート」に記録されたデータがデジタル化された健康診断データそのものである。他のシートで行う作業は、この「全データシート」のデータを利用しているに過ぎない。「全データシート」は普通のエクセルシートの形と同様であるので、重複入力などの入力ミスは、入力中、入力後を問わず、通常のエクセル操作で修正していただきたい。

すべての入力終了し、データ個数などに誤りがないのを確認した上で、「メインシート」上にある「集計」ボタンをクリックする。この操作で、「全データシート」上のデータが「集計全データシート」の所定の位置にコピーされる。「集計全データシート」には、関数を用いた計算式が組み込まれており、コピーされた「全データシート」のデータを元にして本シート上で、健全歯数、処置歯数など51項目が計算され表示される。この計算された「集計全データシート」のデータを、関数を用いて「健康

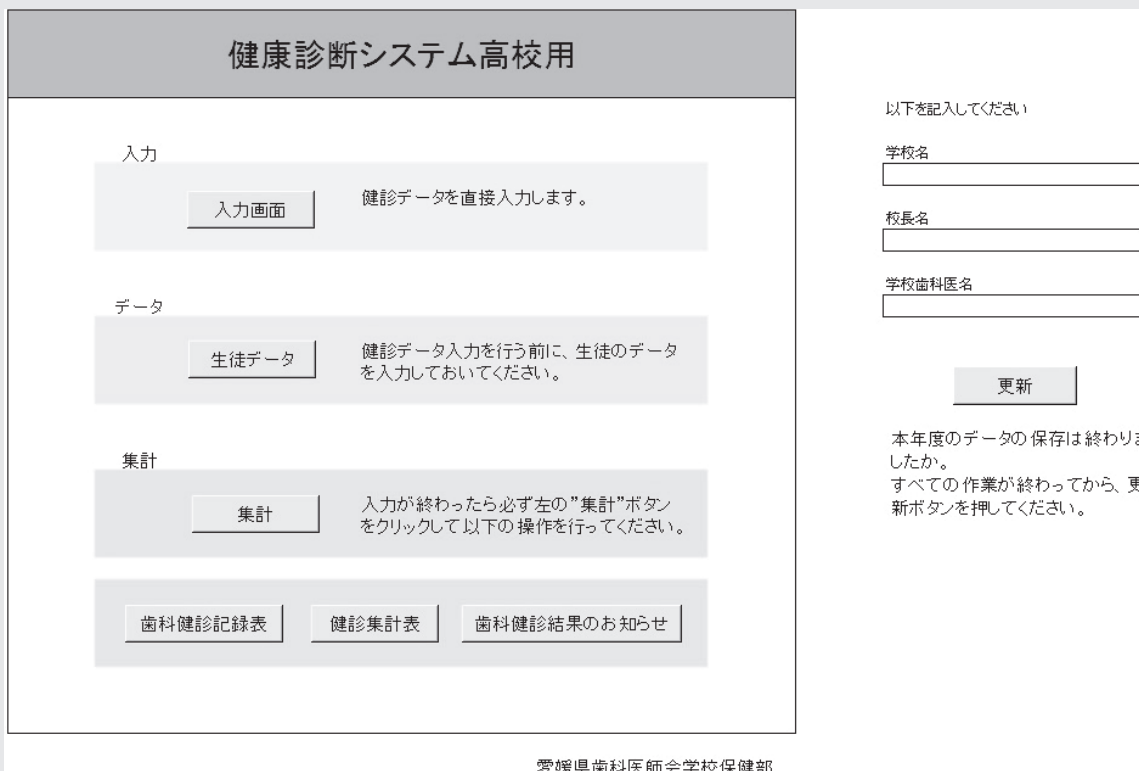


図1 メインシート

健康診断システムを起動すると、このシートが立ち上がる。健康診断実施前に児童・生徒データを入力しておく必要がある。

	A	B	C	D	E	F	G
1	生徒ID	氏名	生年月日	性別	学年	クラス名	出席番号
2	1	坂本 博	H2.9.13	男	1	9	1
3	2	浅野次郎	H3.8.2	男	2	8	2
4	3	井原弘明	H2.7.23	男	3	7	3
5	4	山口正子	H3.7.14	女	1	4	11
6	5	石川秀子	H3.8.6	女	2	3	12
7	6	大内 良美	H3.9.16	女	3	2	13
8	7	入川浩太	H3.6.25	男	1	6	11
9	8	太田一平	H2.10.16	男	2	5	12
10	9	大西貴志	H3.5.21	男	3	4	13
11	10	越智愛子	H3.8.6	女	1	1	14
12	11	加地良美	H3.8.8	女	2	4	15

図2 生徒データシート

あらかじめ児童・生徒データをこのシートに入力しておく。別のエクセルファイルで作成しておいてコピーすると便利である。その際、項目と列の順序は変えないように。

診断票シート」, 「健康診断結果のお知らせシート」, 「集計表シート」に形を変えて表示するようにしている。健康診断票および健康診断結果のお知らせは各々のシートで生徒IDを入力すると該当する生徒のデータが自動的に表示される。プリントアウトは、ひとりひとり生徒IDを入力し行う。なお、健康診断結果のお知らせ様式は平成19年度日学歯発表のもの³⁾を用いている。

混合歯列期の健康診断においては、入力に手間が

かかるとの意見が多かったため、入力シートに「前回データを表示」ボタンを設置し、これをクリックすると、前回の健康診断の入力データが表示されるようにした。この操作を行う場合は、記録、集計、健康診断結果のお知らせの打ち出しなどすべての作業が終わった時点で「メインシート」上の「更新」ボタンをクリックする。これによりデータは別のシートにコピー保存され、前回データの表示が可能となる。当然、この機能を使うためには、単年度ご

1) 経 過

四国中央市に電算化を推進するにあたって、まず行ったことは、昨年12月に鎌倉健支部会長の協力のもと、宇摩支部で9名の学校歯科医からなる電算化委員会を設置したことである。この委員会にて「健康診断システム」の細かな内容の検討と今後の事業の進め方を協議した。その結果、健康診断業務の遂行者である養護教諭の協力が必須と考え、本年1月に四国中央市の教育委員会に協力を要請した。快諾を得、2月初旬に養護教諭で構成される養護部会を開催していただいた。その席上で電算化に関する説明と各養護教諭に協力を要請した。さらに、3月、協力校の養護教諭に対し、具体的な「健康診断システム」の使用法に関する説明会を行った。一方、宇摩支部の学校歯科医には支部例会を通じて、電算化の説明と協力の要請を行った。3月には学校歯科医と健康診断同行者で実際の筆記者である衛生士、歯科助手に対して、養護教諭と同様の説明会を実施した。この間、県歯清水恵太会長および宮本哲博常務理事にお骨折りいただき、県の教育委員会にも協力を要請、承諾を得ている。なお、本原稿執筆中である4月の段階では学校歯科健康診断はまだ開始されていない。

2) 協力状況

学校歯科医側は全員の協力を得られたが、学校側で協力すると答えたのは小中高校28校中21校であった。幼稚園は全園協力を得られなかった。小中高校のうち非協力の理由は、パソコンに不慣れである、学校歯科医の協力が得られそうもない、保健室にパソコンがない、養護教諭が病欠中である等である。各学校の保健室にはパソコンが常設されといえるものと思っていたが、常設されているのは小中高28校中17校であった。また、電子メールに対応できている学校とできていない学校があり、連絡はメールでと答えた学校は、協力校21校中7校であった。このように、電算化普及に際して、同じ市立であっても学校側のインフラの整備状況がまちまちで、学校歯科健康診断のデジタル化は可能だとしても、各学校間、および教育委員会との情報の伝達、有効利用に

は時間がかかると思われた。パソコンに関しては保健室にない場合は個人のもを使用、メール連絡できない場合はFAXで連絡するようにした。

当初、積極的に協力を申し入れてきたのは10校足らずであったが、その後徐々に増えてきた。この理由として、まず、教育委員会の後押しがあったためと思われる。本事業に対して教育委員会の賛同が得られたのは、本事業には新たな設備投資がいらず、無料で遂行できることが大きな要因であると考えられる。もう一点、入力に関する問題をクリアできたためと思われる。当初、我々は入力を健康診断時に行うこととしていたが、パソコンが達者でない養護教諭はこの点に難色を示した。よくよく考えると、時間的余裕があれば入力を健康診断時にする必要はなく、後で落ち着いて行えば事足りる。健康診断時にはこれまで通り、紙に手書きしておき後でパソコンに入力すればいいということを養護教諭に説明した。このことが、養護教諭だけではなく、パソコンの苦手な学校歯科医にも効果があった。入力を後ですれば、学校歯科医にとってこれまでと全く変わりのない健康診断となり、電算化に反対する理由がなくなる。

愛媛県松山市は教育総合支援システム^{4,5)}という行政主導の施策の一環で、歯科健康診断は業者作成のソフトを用い100%電算化されている。この松山市においても健康診断結果は、学校歯科医同行者および養護教諭が所定の用紙に筆記し、担任が後で自分のクラスの生徒のデータをパソコンに入力しているそうである。

ただし、せっかく入力しやすいように考慮してソフトを作成したので、できれば健康診断時に入力していただきたいものである。この入力のしやすさは、後で入力する際も十分役立つと思われる。四国中央市では、健康診断時に直接入力すると答えた学校は協力校21校中8校であった。混合菌列期は入力に手間取るかもしれないが、永久菌列期である高校の健康診断においては、う蝕が激減していることもあって、手書きよりもパソコン入力のほうがむしろ手早く処理できる。高校では是非、健康診断時のパソコン入力にトライしていただきたい。

クリップボード	フォント	配置	数値	スタイル									
CE2 =COUNTIF(AQ2:BJ2,"—")													
	A	B	C	CB	CC	CD	CE	CF	CG	CH	CI	CJ	CK
1	生徒ID	健診No	氏名	その他の異常精査3	その他の異常精査4	その他の異常精査5	乳—	乳○	乳×	乳+	乳シ	乳C	乳CO
2	1	1	坂本 博				0	0	0	0	0	0	0
3	2	2	浅野次郎				0	0	0	0	0	0	0
4	3	3	井原弘明				0	0	0	0	0	0	0
5	4	4	山口正子				0	0	0	0	0	0	0

図5 集計全データシート

メインシート上の「集計」ボタンをクリックすることにより、全データシートのデータがA列からCD列までにコピーされる。CE列以降には関数を用いた計算式があらかじめ入力されており、A列からCD列のデータをもとに計算が行われる。ちなみに、CE2セルでは、図上部fx欄に示されるように、カウントイフ関数を用いて、AQ2からBJ2までのセルのうち、「—」を表示された個数を計算している。これは乳菌の健全菌数を表す。(AQからBJ列は誌面の都合上、図には表示されていない)

生徒ID 印刷

歯科健康診断記録票

平成20年4月17日

氏名		坂本 博		性別	式	生年月日	2年 9月 13日																							
歯列・咬合	顎関節	歯垢の状態	歯肉の状態	歯								歯の状態				学校歯科医		事後措置												
				・現在歯 (例 A B C)								乳歯		永久歯		その他 の及 び 異 常 病	所見		月日											
				8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4			5		6	7	8	現在歯数	未処置歯数	処置歯数	現在歯数	未処置歯数	処置歯数	喪失歯数	
1年9組1番	0	0	0	0	C	O	O	—	—	—	—	—	—	CO	—	—	CO	O	0	0	0	28	1	7	0			4月17日	要観察 要治療	
	①	①	①	①	上	右	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	左	上												
	2	2	2	2	下	左	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	右	下												
					CO	—	O	—	—	—	—	—	—	—	—	—	O	—												
					8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8										

図6 健康診断票シート

メインシート上の「集計」ボタンをクリックすることにより、集計全データシートのデータが、健康診断票として図のごとく表示される。生徒IDを入力することにより、ひとりひとりのデータが表示される。印刷も可能である。印刷サイズはA4。VLOOKUP関数を用いている。

生徒ID 印刷

保護者様 平成 20年 4月 23日

学校名 _____
 校長名 _____
 学校歯科医名 _____

歯・口の健康診断結果と受診のおすすめ

1年 9組 1番 氏名 坂本 博

このたびの歯・口の健康診断の結果は、下記の○印のとおりです。

異常し		健康診断の時には特に問題は見つかりませんでした。これからこの状態を保つために、歯みがきや食生活に注意し、また、定期的にかかりつけの歯科医のチェックを受けて、歯・口の健康づくりに心がけましょう。	
経過観察	○	シー- C○	穴があいた状態のむし歯にはなっていませんが、そのまま放置するとむし歯が進行する可能性が高い歯があります。ていねいな歯みがきと食生活に気をつけることで状態が改善されます。間食は時間を決めて食べるようにし、糖分は控えめにしましょう。また、かかりつけの歯科医の指導や継続的な管理をおすすめします。
	○	シー- G○	口の中の清掃が不十分のために、歯肉(歯ぐき)に軽度の腫れや出血がみられます。そのまま放置すると歯肉炎に進行する可能性が高くなります。ていねいな歯みがきと食生活に気をつけることで状態が改善されます。自分の歯並びにあわせてていねいに歯垢を落とすよう心がけましょう。また、かかりつけの歯科医の指導や継続的な管理をおすすめします。

図7 健康診断結果のお知らせシート

健康診断票と同様に集計全データシートのデータを VLOOKUP 関数を用いて引き出し、これをひとりひとり印刷し配布する。

1. 健康診断結果の筆記者は(名)

養護教諭	6	24%
学校歯科医同行者	19	76%

3. 集計にかかる日数(名)

1日	4	16%
3日	6	24%
1週間	12	48%
2～3週間	1	4%
1ヶ月	2	8%

2. 事後措置の指示者は(名:重複回答3)

養護教諭	15	60%
学校歯科医	13	52%

4. パソコンの習熟度について(名:重複回答有)

なじみがない	2	8%
メールができる	12	48%
ワードなどの文書作成ソフトが使える	21	84%
エクセルなどの表計算ソフトが使える	17	68%
写真の加工ができる	10	40%
動画の加工ができる	1	4%

3) 養護教諭に対するアンケート

四国中央市の養護教諭に対する最初の説明会で、彼女らに対してアンケートを実施した。その結果を報告する。回答者は25名でその内訳は小学校18名、中学校5名、高校2名である。

この結果をみると、健康診断結果の筆記者は学校歯科医同行者が行うことが多く、要観察、要精査、要治療などの事後措置の指示は学校歯科医と養護教諭が半々で行っていることがわかる。集計にかかる日数をみると、大半が1週間以内で終了している。1ヵ月かかると答えたのはともに高校の養護教諭で、人数が多いことが関係していると思われる。また、パソコンの習熟度のアンケートでは、ワードが使えるが84%、エクセルが使えるが68%であった。これは、我々の予想をかなり上回るもので、大半の養護教諭は文書作成をパソコンでできることがわかる。これはパソコンの基本操作がわかっていることを意味し、少し訓練すれば、エクセルも大部分の養護教諭が使えるようになると思われる。

ここで気になるのが、事後措置の指示者である。半数以上において養護教諭が行っていることは、健康診断結果からの確に事後措置を指示できているかどうか、不安が残る。学校歯科医がすべて事後処置を指示するようにすることは難しいので、できるだけパターン化して養護教諭が間違いのないようにすることが望まれる。この点において、「健康診断システム」はあらかじめ、結果に対して事後措置、健康診断結果のお知らせをパターン化してあるので、正確に結果を反映できるという利点がある。

4) 健康診断票の文書保存について

健康診断票のデジタル化のメリットは、デジタル化したデータをいちいち用紙に書き写す必要がなくなり、大幅に事務が簡素化されることである。当方にとっても、電算化を普及する上で重要なことである。「デジタル化に伴う健康診断票の手書きによる保存の必要性」に関して、清水恵太会長の協力を得て、愛媛県歯科医師会としての質問状を県教育委員会に送った。その結果、以下の文書回答があった。

○「児童生徒の健康診断マニュアル」(文部科学省監修)では、健康診断票(歯・口腔)に、学校歯科医が認める所見を記入し、押印することとなっており、プリントアウトした文書に所見を記入・押印し、保管することとなる。なお、電算化により、所見もデータ化されているのであれば、押印のみで可。

○電算化した後、従来の健康診断票への転記は不要である。

電算化した場合、手書きは不要であるが、プリントアウトした上で、学校歯科医の所見があればそこに押印し保存するべしといった内容と解釈している。この返答に伴って、「健康診断システム」の健康診断票を入学から卒業までのデータを表記、印刷できるように修正した。ところが、高校の場合はこれでいいのであるが、小中学校の場合は「健康診断システム」のデータをプリントアウトしたものは用をなさないことがわかった。学校保健法施行規則第6条に定められているように小中学校は健康診断票を進学先の校長に送付しなければならないが、四

歯科健康診断集計表

			1年			2年			3年			合計	
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
被検診者数			1	1	2	1	1	2	1	0	1	5	
う 歯	乳歯	処置完了者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		未処置歯のある者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	永久歯	処置完了者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		未処置歯のある者	1	1	2	1	1	2	1	0	1	5	
		小計	1	1	2	1	1	2	1	0	1	5	
	乳歯+永久歯	処置完了者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		未処置歯のある者	1	1	2	1	1	2	1	0	1	5	
		小計	1	1	2	1	1	2	1	0	1	5	
		健全歯である者 カリエスフリー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	歯列・咬合			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	顎関節			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歯垢の状態			0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	
歯肉の状態			0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	
その他の疾病・異常			1	1	2	0	1	1	1	0	1	4	

図8 健康診断集計表シート

「集計ボタン」をクリックすることにより、即座に集計が行われる。これを行政等に報告する。図以外の集計項目、たとえば、CO率、GO率、DMF歯数なども算出、グラフ化することは十分可能であるが、本ソフトの性格上不要と考え、今回は対応していない。

国中央市の場合、その様式が歯科単独のものではなく、内科健康診断結果も一緒に記すようになっていたためである。この様式に関しては、本来歯科と医科が別々だったものを、枚数が多すぎるという理由で小中の養護教諭らが教育委員会に願い出て、数年前に現様式に変更になったそうである。このいきさつがあるが故に、再度様式を戻すわけにいかず、当分は電算化しても健康診断票は手書きで行うそうである。

なものではない。四国中央市においても健康診断にまだ使用されておらず、実際に使用した場合、様々な不具合が出てくるかもしれない。使用后、養護教諭の意見を聞き、改善できる点は改善しホームページにアップロードしたいと考えている。

四国中央市の学校歯科健康診断の電算化は始まったばかりであり、準備の段階のことのみ報告できなかったことは残念であるが、何かの参考になれば幸いです。

5. おわりに

これまで、「健康診断システム」の概要および四国中央市での電算化普及の現況を述べてきた。冒頭で述べたように、本ソフトは使用方法も含めて、愛媛県歯科医師会一般用ホームページ <http://www.ehimed.or.jp/>にて公開している。幼稚園用、小学校用、中学校用、高校用、高校定時制用に分け、各々エクセル2003対応、エクセル2007対応版を用意している。よければ、電算化推進の際に使っていただきたい。ただし、このソフトは、現時点では完全

文献

- 1) 谷尻かおり：Excel + Access データベース完全活用ガイド。技術評論社。2004。
- 2) C & R 研究所：Excel マクロ & VBA プログラミング。エクスメディア。2006。
- 3) 日本学校歯科医会：学校歯科医の活動指針（改訂版）。2007。
- 4) 松山市総務部電子行政課：松山市における情報化の取り組みについて。www.sri.ehime-u.ac.jp/getsurei-data/1stshi.PPT
- 5) 平成12年度第6回名古屋市立小中養護学校事務職員研究大会研究集録：新しい時代の学校づくり。http://meijiken.sakura.ne.jp/html/syuroku/2000/2000.htm

岩手県

二戸歯科医師会での歯科保健活動について

— 学校歯科保健につなげる 就学前の子どもたちへの対応 —

岩手県二戸歯科医師会 専務理事 岩渕壮之助



の終結まで24年にわたり、その活動は続きました。

1. はじめに

1) 二戸歯科医師会について

二戸歯科医師会は岩手県北部の4市町村（二戸市、軽米町、九戸村、一戸町）で開業する29名の歯科医で構成されています（平成20年度現在、菅弘志会長）。菅会長のスローガン「親睦・研修・貢献」の三つの柱を会の方針として活動しています。

昭和18年に岩手県歯科医師会二戸支部として発足しています。昭和40年には「歯の衛生週間」行事、「むし歯予防図画・ポスターコンクール」、3歳児対象の「よい歯のコンクール」等を二戸保健所と共催して開始、同年岩手県教育委員会と二戸歯科医師会が共同でマイクロバスに移動式歯科診療器具を積みへき地学校歯科診療を開始しました。昭和46年には、へき地学校歯科巡回指導車「けんこう号」による無歯科医地区、へき地校の児童・生徒の巡回診療と歯科保健指導を開始し、年間百日以上、平成7年



図1 「けんこう号」2代目

2) 「けんこう号」とのかかわり

平成3年当時の資料によると、へき地学校歯科巡回指導は二戸地区で、年間30日程度（県内全域116日運行）実施されていました。

その運営には岩手県歯科医師会（実施事業の全体管理）、地区歯科医師会（児童・生徒のう歯の検診・治療並びに指導）、岩手県教育委員会（実施事業の調整、診療車「けんこう号」の運行管理）、各教育事務所（地区歯科医師会と市町村教育委員会の調整）、市町村教育委員会（事前準備、実施校との連絡、名簿の作成など）、実施小・中学校（教職員の役割分担、児童・生徒への事前指導、保護者からの事前了解を得る、など）それぞれが役割分担し、このときの連携が現在の二戸歯科医師会の学校保健活動に続いています。



図2 「けんこう号」診療風景
（岩手県歯科医師会発行
「けんこう号20年の歩み」より）

現在の二戸歯科医師会の学校保健活動における各組織との連携は、「けんこう号」(図1, 2)に源を発していたのだと考えられます。

3) 「けんこう号」について

(「けんこう号20年の歩み」¹⁾より引用)

学校歯科巡回指導車誕生の背景

東京オリンピック以後、日本の経済活動は順調に高度成長を維持していた。それに伴い、各家庭における生活様式にも変化が現れ始めた。たとえば、食生活における変化として、砂糖などの糖分摂取量の増加があげられる。それと比例するように、岩手県に限らず全国的な傾向として、う蝕罹患者率は高い値を示していたが、県下における都市部の児童・生徒濃色罹患者率は90%以上が普通という状態であり、未処置歯を保有するものの数は非常に効率を示していた。総義歯を装着する子どもさえ希ではなかった。このような傾向は都市部より郡部へと拡大浸透していった。

昭和46年当時、岩手県歯科医師会会員数は241名と現在の534名の半数にも満たない状況であり、尚、その医療機関が都市部に集中していた状態では、へき地児童・生徒の歯科疾患は放置されたと同様な状況下にあり、都道府県あるいは市町村といった広域的な範囲で行われる巡回診療が強く望まれていた。

このような当時の状況下において本県では昭和40年頃から岩手県教育委員会の要請により故岩泉忠吾先生が中心となり、携帯用歯科治療器を車に搭載して、へき地学校歯科巡回指導が開始された。しかし、広大な県内の山間部を時には歩いての巡回では、治療を待ち望む多くの子どもたちに診療が行き渡ることは、到底不可能なことであった。

本格的な「へき地学校歯科巡回指導事業」の確立とその重要性を痛感した岩手県教育委員会では、同様にへき地校を抱えている各県との意見調整、また各市町村への歯科保健意識普及のための働きかけ、そして文部省に対する予算措置の要請を繰り返し、同事業の具体的な確立に向けて、着実な足がかりを築いていった。

本県を始めてとして各県の教育委員会、および日本学校歯科医会の切実な陳情により、ついに文部省では、へき地学校の児童・生徒を対象とした歯科巡回指導車等を整備するに要する経費について、昭和46年度から補助を実施することになったのである。こうして、長年の夢であった学校歯科巡回指導車が実現する運びとなった。

2. 学校歯科保健におけるむし歯を減少させるための幼児歯科保健への働きかけ

1) 学校保健と幼児歯科保健のギャップ

表1は、平成10年からの最優秀校の一覧です(平成11年度から18年度まで二戸歯科医師会管内)。地道な学校歯科保健活動への評価としてとらえると興味深いのですが、一部の地域に偏っていることが岩手県の課題としてとらえることもできるかと思います。ちなみに統廃合の影響で学校数は減少し、現在は二戸管内では、小学校31校、中学校15校、高校、養護学校などが8校あります。

表1 岩手県学校歯科保健優良校表彰最優秀校の状況

年度	応募校数	最優秀校
平成10	187	盛岡市立城南小学校
平成11	219	二戸市立金田一小学校
平成12	237	二戸市立金田一小学校
平成13	250	二戸市立金田一小学校
平成14	242	二戸市立中央小学校
平成15	233	一戸町立一戸小学校
平成16	230	二戸市立中央小学校
平成17	230	二戸市立中央小学校
平成18	211	二戸市立石切所小学校
平成19	212	矢巾町立不動小学校

一方、就学前の幼児・児童のむし歯有病者率は良好とはいえず、下の表(表2, 3)に示した通りです。

以前より、管内各市町村の学校保健会で話題になってきたことは、「就学前の子どもたちへの働きかけをしなければ、むし歯を持った子どもたちが小

表2 一歳6ヶ月児むし歯有病者率ワースト10
(岩手県歯科医師会まとめ)

9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
安代町	浄法寺町	一戸町	浄法寺町	安代町	安代町
一戸町	安代町	二戸市		一戸町	浄法寺町
九戸村	九戸村			浄法寺町	
浄法寺町				九戸村	

表3 3歳児むし歯有病者率ワースト10
(岩手県歯科医師会まとめ)

9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
	九戸村	浄法寺町	浄法寺町	安代町	
		一戸町			
		軽米町			

注) 安代町は平成18年に八幡平市と合併それ以前は二戸歯科医師会に属しています。

注) 浄法寺町は現在は二戸市に合併しています。

注) 空欄は二戸歯科医師会管内の市町村の該当の無かった年度です。

学校へ上がってくる」ということでした。この表からも就学前の幼児・児童への歯科保健活動が必要なが分かりました。

以上のことから二戸歯科医師会として改善に向けて「二戸地区歯科保健連絡協議会」で、ここ数年は乳幼児の歯科保健に関わる協議を続けてきました。

保育所、児童館などの職員からは、洗口場の不備の指摘や行政に対する意見などいただきました。また歯科保健含め食育活動などの実践発表をしていただき、共通の話題として認識できました。

こうして二戸地区の各市町村からデータの提出を受け、問題点への解決策を協議します。このため、各市町村の教育委員会担当者、養護教諭部会、保健師等に加え、平成17年度から就学前の施設関係者に参加していただいています。ここでの協議を受けて各市町村で検討し、翌年報告という手順で改善傾向を期待しています。次に、各市町村の保健行政、歯科保健連絡協議会、学校保健会等の組織で具体的な対応をすることになります。

2) 小学校学校保健会と就学前施設のかかわり

二戸地区のいくつかの小学校では、いわゆるピアエディケーションとして高学年の児童による低学年の児童への「歯みがき指導」などが行われていました。また、養護教諭が学校に近い保育所等を訪れ「歯みがき指導」を行う例もありました。最近では、児童保健委員が保育所等の子どもたちに指導を行っているなどの動きが出てきています。実践例は後ほど「3. -4) 各市町村での動き」の部分で触れます。

3. 「食」との連携

1) 二戸歯科医師会学校保健関係の事業について (平成15年度から19年度)

毎年基本的に行われているものを以下①から③に示します。④は委託事業または、それに準ずるものです。

- ① 歯の衛生週間行事
- ② 歯・口の健康に関する図画・ポスター並びに歯科保健啓発標語コンクール
- ③ 歯科保健連絡協議会の主題
 - 平成15年度「生涯を通じた歯科保健活動の連携について」
 - 平成16年度「二戸地区の乳歯う歯の現状と課題」
 - 平成17年度「子どものう蝕有病状況について」
 - 平成18年度「乳幼児歯科保健対策を齲蝕有病状況と既存の調査結果より考える」
 - 平成19年度「乳幼児むし歯0を目指して」
- ④ その他
 - 平成15年度
 - (1) 雑穀等健康かむカム食文化拡大事業「歯の健康づくり教室」
 - 平成16年度
 - (1) 雑穀等健康かむカム食文化拡大事業「歯の健康づくり教室」
 - (2) ライオン歯科衛生研究所歯みがき指導
 - 平成17年度
 - (1) 雑穀かむカム食文化拡大事業「歯の健康づくり教室」
 - (2) きれいな歯のためのう蝕予防推進事業
 - ①ネットワーク会議(関係者連携のための打合せ)
 - ②フッ化物洗口の保護者への実施説明会
 - ③きれいな歯のためのシンポジウム

●平成18年度

- (1) 「カシオ君の元気のヒミツ」(指導媒体)の作成および「食育」指導
(よく噛んで食べることの大切さを教える教室の開催及び指導媒体作成)

- (2) きれいな歯のためのう蝕予防推進事業

- ①フッ化物洗口説明会
- ②フッ化物利用促進指導
- ③フッ化物洗口指導
- ④ネットワーク会議
- ⑤きれいな歯シンポジウム

●平成19年度

- (1) きれいな歯のためのう蝕予防推進事業

- ①ネットワーク会議
- ②フッ化物洗口説明会
- ③フッ化物洗口説明実習会 保育園
- ④フッ化物洗口説明会 幼稚園

以上、主なものを列挙してみました。

2) 雑穀等健康かむカム食文化 拡大事業について

(以下、二戸保健所資料より一部抜粋)

事業目的

「カシオペア連邦健康21」の推進と地域農産物の振興拡大を目的として、二戸地域に根ざした雑穀・豆を中心とした食文化を再構築するとともに、それら健康食材と食生活に関わるネットワークを活用した健康づくりの拡大を図る。

歯の健康づくり教室の進め方

ア 内容

幼児のむし歯発生予防などを目的として、“よく噛んで食べる”ことの大切さや正しい歯みがきの方法を教え、健康な歯をつくるための指導支援を行う。

イ 実施主体

二戸歯科医師会および岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会二戸支部

ウ 対象

二戸地区保育協議会および市町村から推薦のあったモデル保育所とし、対象者は保育園児およびその保護者とする。

エ 取り組みの詳細

- ①二戸地区保育協議会から、本事業の趣旨に賛同するモデル保育所の推薦を受ける。

モデル保育所は各市町村1カ所とする。実施日などは、できるだけ指導効果の上がる時間設定、対象とすること。

- ②歯科医師および歯科衛生士による口腔保健教室を開催する。

趣旨に基づく歯科医師による講話および実技指導とし、食生活改善推進員が提供する雑穀、豆などのおやつを活用した内容とすること。

- ③本教室の参加者の理解状況や意見などを把握できるアンケート調査を実施すること。

- ④使用する歯ブラシについては、保健所から別途送付する。

幼児用歯ブラシ：新幹線デザイン 300本、
キャラクターデザイン300本
成人用歯ブラシ：300本

以上、具体的な部分にも触れたのは保健所の積極的かつ周到な準備があったことを示すためです。実際に関わっていただいたのは上席栄養士のSさんでした。

上記事業の実施後、二戸地区では歯科医師会と各市町村の行政にかかわる栄養士との連携すなわち、「食育」と「歯科保健」が有機的なつながりを得たことを実感しています。



図3 指導媒体「カシオ君の元気のヒミツ」(表紙)

3) 「食」との連携で得られたこと

(二戸保健所資料より)

「カシオペア連邦健康21」の推進と地域農産物の振興拡大を目的として、二戸地域に根ざした雑穀・豆を中心とした食文化を再構築するとともに、それら健康食材と食生活に関わるネットワークを活用した健康づくりの拡大を図ることを目的として15年度から3年間の継続事業として実施した。二戸歯科医師会には、管内保育園児・保護者を対象とする「歯の健康づくり教室」の指導について事業委託を行ったところ、早期から専門部会を設置し講演内容の検討、指導教材の作成等、積極的な取り組みをしていただいた。(中略)事業展開は各市町村で保育所等、就学前の施設を訪れて園児・保護者それぞれに地元の雑穀など食材を使用した手作りおやつを試食と、保健講話、親子歯みがき実習等を行った。ここでは就学前の施設との連携、食生活改善推進員との連携が図れた。

二戸歯科医師会では、ここで作成した指導媒体「カシオ君の元気のヒミツ」(図3, 4)を小学校での歯科保健指導に使用したところ、好評を得ました。内容的には生活習慣病とのかかわりなど高学年向けの部分もありますが、漫画という媒体は子どもたち

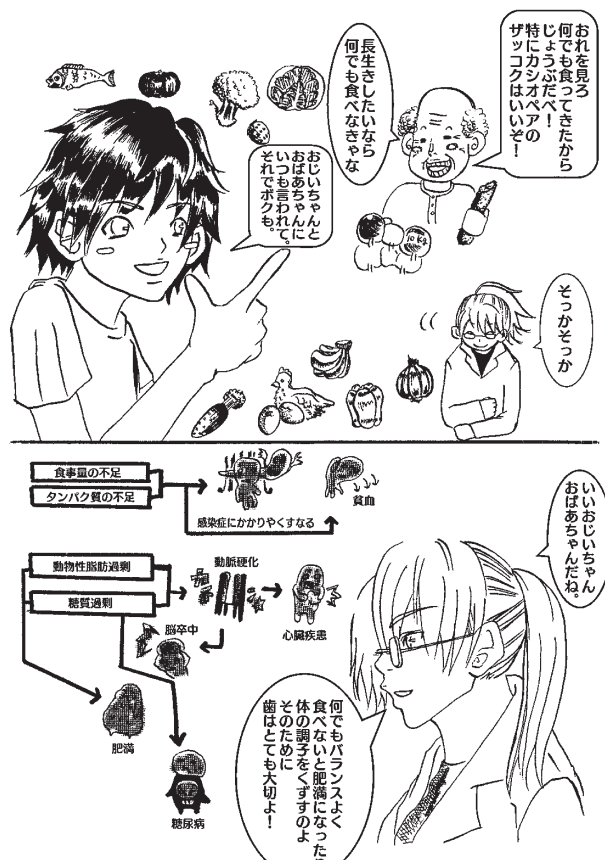


図4 指導媒体「カシオ君の元気のヒミツ」(本文より)

の興味をひくには好材料でした。冊数には限りがあるため、液晶プロジェクター用のデータを作成して活用しています。

4) 各市町村での動きの例示

二戸歯科医師会の関連事業を受けて市町村単位での動きがありました。すべてをご紹介できませんので1例(一戸町)を示します。

①「食育」との連携

平成20年2月には「「歯育」と「食育」を考えるシンポジウム」が一戸町主催で開催されました。企画から実施まで精力的に働いてくれたのは、同課職員栄養士のTさんでした。歯科医の基調講演「家庭・学校・地域ですすめる歯育と食育」に続き、へき地保育所所長、一戸高校養護教諭、保健推進協議会会長がパネリストとなり「こどもたちにきれいな歯をおくる「歯育」と「食育」」をテーマとしてす

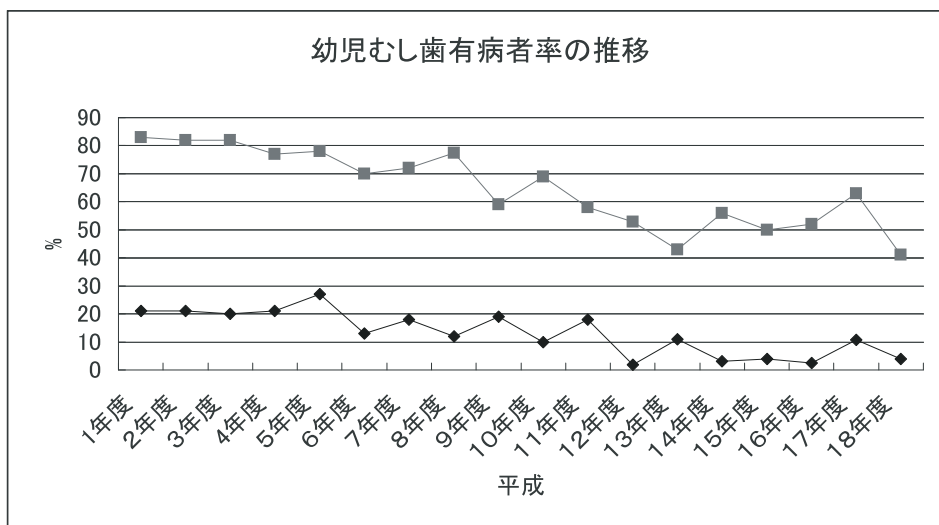


図5 幼児むし歯有病者率の推移

すめられました。途中で雑穀入りのおやつを試食などもあり、会場は関係者以外にも多くの地域の方で賑わいました。

岩手県立一戸高等学校保健委員会の発表の中で「ピア・サポート・プログラムの実践」例として高校生が栄養班とブラッシング班を編成し、地域の保育所を訪れ指導した実践例の報告がありました。企画の立案からシナリオ作り、資料の作成、日程表の作成まで生徒が自主的にすすめ、養護教諭が生徒に指導助言を行った例でした。地域でこのような動きが出たということに驚きを覚えると共に、この生徒たちに学校歯科医として関わる必要性を実感しました。

②「きれいな歯のためのう蝕予防推進事業」について

図5に示すようにう蝕は減少傾向にありますが、平成18年度県内ワースト2という状況でした。

すでにフッ化物洗口を実施しているI小学校に、つなげようとの意図で、K保育所の年長児を対象にフッ化物洗口を開始しました。何度も保護者対象の説明会を開催するなど、地域と家庭の口腔衛生に対する関心を高めることで、幼児のむし歯抑制への波及効果も期待しました。

③一戸町歯科保健連絡協議会

この組織は、従来、行政との打合会の位置づけで開催され、町内の歯科医と町（健康福祉課、町民課）、町教育委員会、町学校保健会養護教諭部会からの出席者にておこなわれていました。

町学校保健会では小学校入学時に既に多数のむし歯に罹患している児童が問題になっていました。このことから、学校保健会に保育園などの就学前の施設の職員に関わっていただくことが不可欠との結論に達しました。

平成15年頃からは一戸町歯科保健協議会に、就学前の保育園、児童館の施設関係者にも参加を求めました。そこには、中心的に連携を進めるキーパーソンとして一戸町健康福祉課の保健師のTさんの存在があり、各職域に関わり連絡調整することで各種の事業が円滑に実施されました。

④健康いちのへ21プラン中間評価について

一戸町では、平成13年度に「健康いちのへ21プラン」を策定し、平成22年度までの10年間を目標に、健康づくり活動を実施しています。この中で「健康いちのへ21プランと学校保健活動の連携」として第24回一戸町学校保健研究大会（平成19年11月開催）での発表がありましたので紹介します（表4、図6～8）。

表4 平成18年度の口腔保健の取り組み (喫煙・アルコールは省略)

健康福祉課の取り組み	学校保健会との連携	健康づくりサポーターの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○乳児・一歳児健康診断 ○1歳6ヶ月児健康診断 ○2歳6ヶ月児歯科健康診断 ○3歳児健康診断 ○それぞれの健康診断において。年齢に応じた指導ポイントを明確にして、個別指導の強化 ○1歳児から3歳児健康診断まで、歯科衛生士による指導 ○1歳6ヶ月児から3歳児健康診断までフッ化物塗布 ○2歳児歯科健康診断 管内の歯科医両機関に委託 ○6月に広報による、歯科衛生について、普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○一戸町歯科保健連絡協議会 町内歯科医師、保育士、養護教諭、保健師、栄養士、学校教育課職員等による話し合い、グループワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ○一戸町保健推進委員、食生活改善推進委員の合同研修会 ●歯科講演会 ●フッ化物洗口導入事業 「きれいな歯シンポジウム」開催
<ul style="list-style-type: none"> ○各保育所での、カミカミ教室（幼児食指導） ○学童クラブ等での、食育教室 ○むし歯予防に向けた健康教室 ○小さなお子さんと生活しているおじいさん、おばあさんへのアンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○各小学校、中学校での食育教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○食生活改善推進員の活動 <ul style="list-style-type: none"> ・食改員研修会 ・雑穀・豆などを利用した、よい歯をつくるおやつレシピの作成 ・いきいきフェスタの体験コーナーでの啓発 ・毎月19日（食育の日）に、町の相談室にて栄養相談、子どものおやつ試食 ○保健推進委員の活動 <ul style="list-style-type: none"> ・おじいさん、おばあさんアンケート調査の協力、結果について各家庭に配布、むし歯予防の一声運動。

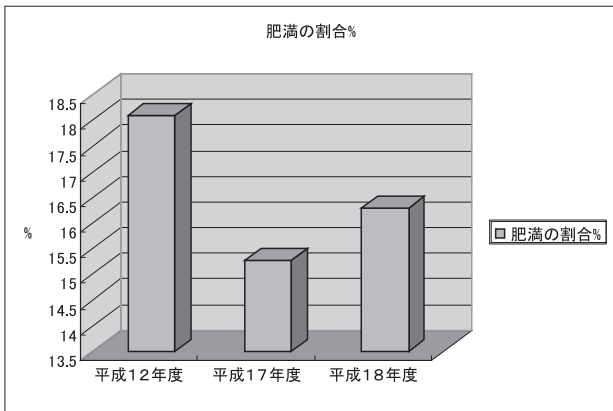


図6 「健康いちのへ21プランと学校保健活動の連携」
栄養 目標 児童生徒の肥満の減少

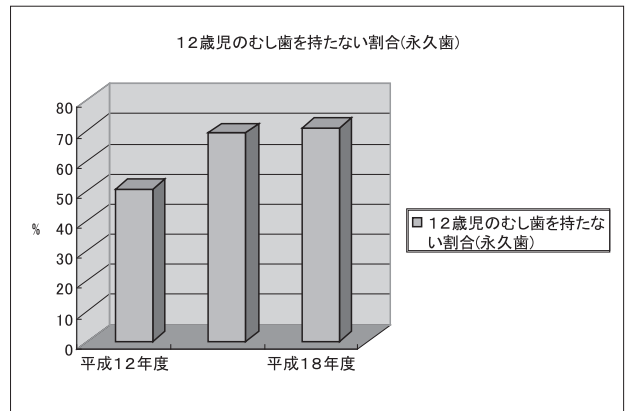


図7 「健康いちのへ21プランと学校保健活動の連携」
口腔保健 目標 12歳児のむし菌を持たない子の増加

4. まとめ

ここ数年の二戸歯科医師会の学校歯科保健活動につながる事業について述べさせていただきました。二戸地区は就学前の子どもたちの歯科保健が問題とされてきました。そこで学校保健会と就学前の施設関係者との連携がとれる状態になりました。このことからライフステージそれぞれに関わる学校歯科保健の重要性を再認識しました。

最近の二戸歯科医師会における事業では「食」「栄養」関連が増えています。地域の中核病院である二戸病院で開催されている TNT-C (栄養療法) 勉強会への参加や、「雑穀など健康かむカム食文化拡大事業」(二戸地方振興局) など、学校歯科保健での指導が「口腔機能」や「歯科疾患」だけではなく「食」と切り離せないという思いを強くしています。

このことから、学校歯科医として種々の研修をさらに深めていくことで他職域の方々と連携をはかり、学校歯科保健に貢献できるものと考えられます。

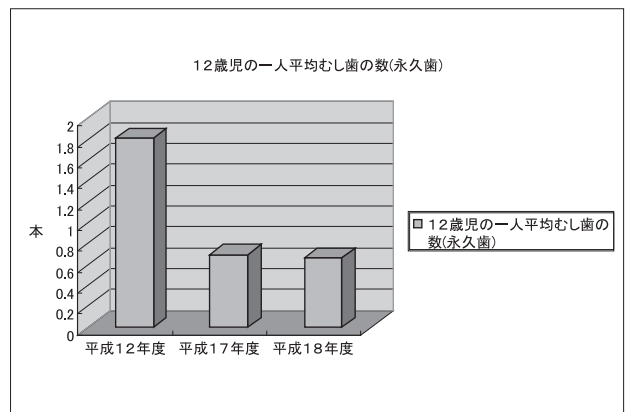


図8 「健康いちのへ21プランと学校保健活動の連携」
口腔保健 目標 12歳児の一人平均むし菌本数の減少

最後に、日本学校歯科医会誌へ発表する機会をいただきましたことを日本学校歯科医会並びに二戸歯科医師会菅 弘志先生に感謝申し上げます。

文献

- 1) 岩手県歯科医師会：岩手県教育委員会学校歯科巡回指導車 けんこう号20年のあゆみ, 1991.
- 2) 第24回一戸町学校保健研究大会大会誌 平成19年11月 一戸町学校保健会発行編集 実践発表より (「健康福祉課からの報告」新毛淳子)

第32回近畿北陸地区学校歯科医会 (学校歯科部) 連絡協議会

標記の協議会が滋賀県歯科医師会を当番県として平成20年7月19日午後2時より大津市の琵琶湖ホテルにて開催された。滋賀県歯科医師会学校歯科部下村卓也理事が司会を務め、滋賀県歯科医師会芦田欣一会長の挨拶に続いて日本学校歯科医会松島悌二会長と滋賀県教育委員会末松史彦教育長が来賓の挨拶を述べられた。松島会長は、本協議会の成果が全国に波及することを祈念し、認定学校歯科医制度（仮称）については、学校歯科医の資質向上を更に図っていかれるような制度の構築を目指して、今後も検討を重ねたいと述べられた。また末松教育長は歯・口の健康づくりが全ての健康づくりの基盤であることが学校関係者に理解されつつあるとして、学校歯科医の奮起を促された。引き続き座長に滋賀県歯科医師会立木副会長、副座長に京都府歯科医師会吉田民夫副会長を各々選出して当日の協議に入った。

協議題

(1) 食育に対する取組について

【京都府歯科医師会】

食育は、学校歯科にとって重要なテーマとなりつつある。日本学校歯科医会も食育に特化した教育資料を出版しているが、地域によって取組に温度差がある。特に行政との関係が不十分なままだと、学校現場に持ち込み難いこともある。口腔機能を中心に情報発信することは当然だが、歯牙に拘りすぎない方が受け入れ易い様である。

(2) 保健教育に活用できる健康診断結果の分析について

【大阪市学校歯科医会】

学校歯科保健教育は、健康診断の結果を分析して、担当校園の児童生徒がもつ課題を見つけだす

ことから始まる。その課題解決のため、個々の学校の教育目標や子どもの発育状況に応じた対応が必要になる。大切なことは健康診断の精度管理をどうするか、また、それを学校関係者に正確に伝えることである。

(3) 学校歯科健康診断時の保健調査の活用について

【兵庫県歯科医師会】

学校歯科健康診断に先立つ保健調査は、事前に児童生徒の歯・口の状態を把握し、健康診断を円滑に行うために必要であるが、歯科健康診断においては、歯科医側に「見れば判る」という意識があって、活用が不十分になっている面は無いだろうか。健康診断には身体測定的面と医学的診断の面がある。一般健康診断にあっては、学校医と養護職員が分業している状況があり、この場面で保健調査が割合活用されている様だ。健康診断前、保健調査の内容に学校歯科医は必ず目を通す習慣をつけたいものだ。

(4) 近畿北陸地区よりの次期日本学校歯科医会推薦理事について

【滋賀県歯科医師会】

平成18年度第30回近畿北陸地区学校歯科医会（学校歯科部）連絡協議会において決定されている地区名簿順に従って、次期の推薦理事に福井県より一名出て頂く。

(5) その他

日本学校歯科医会の予算決算特別委員会の次期委員については、地区持ち回りとのことで一致をした。

暫時休憩の後、情報交換を行った。



情報交換

(1) 京都市のフッ化物洗口について

【京都府歯科医師会】

京都市では、平成17年度より3年度計画で、全ての公立小学校・特別支援学校でフッ化物洗口事業を行い、この3月をもって全校実施に至った。

(2) 保健教育における養護教諭と学校歯科医の関係のあり方

【大阪府学校歯科医会】

養護教諭と学校歯科医が学校歯科保健に対して問題意識を共有化することが大切であるが、養護教諭を含めた学校歯科保健研修会が有意義であろう。

(3) 学校歯科保健の推進と学校歯科医研修制度について

【大阪府学校歯科医会】

日本学校歯科医会も各加盟団体も学校歯科保健の課題の多様化等に対応すべく研修会を開催している。自己研修や活動実績を単位として評価する仕組みであるが、評価をどのような団体が行うのが妥当なのか、また何を以て評価をするのか、解決すべき課題もある。

(4) 奈良県歯科医師会認定学校歯科医制度における単位取得状況について

【奈良県歯科医師会】

奈良県では平成18年4月から単位取得制度を始め、平成21年3月末に第1回認定を行う予定だが、会員数698名中単位取得無しが378名、また日本学校歯科医会会員192名の中、単位取得無しが82名存在する。

(5) 歯みがき名人認定事業について

【福井県歯科医師会】

当県では、歯みがき名人認定事業を行ってきた。ブラッシングの優劣を競う事業は全国的にユニークなものである。認定者は歯みがき名人としての独自活動も行い、優良活動は県歯科保健大会で表彰する。

(6) 口腔外傷対策事業について

【富山県歯科医師会】

県下のスポーツ部に加入している高校生にアンケートをとり、口腔外傷の現況を把握し、スポーツマウスガードの普及を目指している。滋賀県からは、カスタムメイドマウスガード作製マニュアルが、また兵庫県からはマウスガード取扱医療機関検索システムが紹介された。

要望事項

(1) 学校歯科医叙勲に関する現役制廃止についての要望

【大阪府学校歯科医会】

叙勲の栄誉の前に学校歯科医の定年制により叙勲の対象外となることは、理不尽なことである。日本学校歯科医会には賞勲局との一層の協議を要望する。

次期当番府県として京都府歯科医師会吉田民夫副会長が挨拶され、当日の日程を全て終了した。

尚協議会終了後、細やかながら懇親会が開催され、協議会で尽くしきれなかった論議が宴席のあちこち展開されていた。

(滋賀県歯科医師会 学校歯科部委員長 木村 誠)

(社) 日本学校歯科医会出版物案内

日本学校歯科医会では、学校歯科医の活動や学校保健に関する以下の刊行物を取り扱っています。

ご注文、お問い合わせは下記までお願いいたします。代金の支払方法につきましては、通常、請求書と振込先ご案内の文書を同封いたしますので、これに従ってお支払いいただくことになります。なお、送料が別途かかります。ご了承ください。

URL <http://www.nichigakushi.or.jp/>

本会のホームページで各書籍の内容をご紹介します。また、注文書がダウンロードできますので、ご利用ください。

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20 新歯科医師会館4F 社団法人 日本学校歯科医会 事務局
TEL 03-3263-9330 FAX 03-3263-9634 Eメール JASD@nichigakushi.or.jp

1. 学校歯科における口腔咀嚼機能・不正咬合に関する基本的な考え方	S. 62年発行	¥ 500
2. 学校歯科保健とフッ素	H. 2年発行	¥ 100
3. 幼児・児童・生徒の歯・口腔のはたらき	H. 3年発行	¥1,000
4. 大きく変わる学校歯科保健	H. 5年発行	¥ 100
5. 障害のある児童生徒に対する学校歯科保健	H. 11年発行	¥1,000
6. 歯・口腔の健康診断パネル① (CO・GOの意義と対応)	H. 20年発行	¥ 150
7. 歯・口腔の健康診断パネル⑤ (顎関節の診査の流れと診査法)	H. 9年発行	¥ 100
8. 歯・口腔の健康診断パネル⑥ (歯列・咬合の診査基準)	H. 10年発行	¥ 100
9. CD-ROM「学校歯科健診におけるCO, GOについて」 (HYBRID CD-ROM for Windows and Macintosh)	H. 13年発行	¥1,500
10. 学校歯科保健Q&A① (歯垢染色剤について)	H. 14年発行	¥ 100
11. 学校歯科保健Q&A② (キシリトールについて)	H. 14年発行	¥ 100
12. 学校歯科保健Q&A③④ (フッ化物・シーラントについて)	H. 16年発行	¥ 150
13. 学校歯科医のためのスポーツ歯科医学	H. 15年発行	¥ 500
14. 歯・口腔の健康診断と事後措置の留意点-CO・GOを中心に-	H. 14年発行	¥ 200
15. 歯・口腔の健康診断と事後措置の留意点 -よりよい顎・口腔機能の育成を目指して-	H. 14年発行	¥ 350
16. 歯・口腔・顎顔面のスポーツ外傷対応マニュアル	H. 16年発行	¥ 150
17. 学校における学校歯科医のためのフッ化物応用ガイドブック	H. 17年発行	¥ 300
18. 学校歯科医のための「『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」活用ナビ	H. 18年発行	¥ 200
19. 健全な口腔機能の育成のための指針	H. 18年発行	¥ 400
20. CO, GOの考え方 (パネル)	H. 19年発行	¥ 100
21. ハイリスク把握のためのフローチャート	H. 19年発行	¥ 150
22. 学校歯科医の活動指針<改訂版>	H. 19年発行	¥ 900
23. 健康日本21と学校歯科保健	H. 20年発行	¥ 650
24. 学校歯科医のための「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくりクイックマニュアル	H. 20年発行	¥ 600
25. 学校と学校歯科医のための「食」教育支援ガイド-「食育」をどう捉え展開するか-	H. 20年発行	¥ 500

著作権文部科学省・日本学校歯科医会発行

26. 学校歯科保健参考資料 -「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり-	H. 17年発行	¥ 500
---	----------	-------

(財) 日本学校保健会出版物

27. 中学校の先生に読んでほしい歯の健康づくりのしおり	S. 63年発行	¥ 70
28. 幼児のための歯の健康づくりのしおり	S. 62年発行	¥ 55
29. 歯・口の健康づくりをめざしてII	H. 10年発行	¥ 100
30. 歯・口の健康と食べる機能	H. 11年発行	¥ 300

以上の日本学校歯科医会取り扱い書籍につきましては、会員及び加盟団体の皆様が一括購入され、同一箇所に納品する場合のみ、「26. 学校歯科保健参考資料 -「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり-」を除いて各刊行物毎に、次のように割引いたします (ご購入の合計冊数ではありません)。

- ・ 50冊～99冊……………1割引 (送料別)
- ・ 100冊～199冊……………2割引 (送料別)
- ・ 200冊以上 ……………2割5分引 (10円未満の端数切り捨て。送料別)

その他

- 8020運動は学校歯科保健から！ 無 料
(日本学校歯科医会の活動内容などを記載したカラーPRパンフレット。無料で配布いたしております)

文部科学大臣賞受賞校

— 全日本学校歯科保健優良校表彰最優秀校 —

の

その後 vol. 4



受賞から10年目

埼玉県さいたま市立桜木小学校

報告1. 学校歯科医 高木 忠雄

報告2. 養護教諭 水村 吏香



受賞から4年目

北海道旭川市立台場小学校

報告1. 学校歯科医 本村 正志

報告2. 養護教諭 松本 恵子

日本学校歯科医会が主催する表彰事業の最も大きなものの一つに全日本学校歯科保健優良校表彰がある。

この表彰事業は、昭和35年（1960年）から推進してきた「むし歯半減運動」を具現化するための『全日本よい歯の学校表彰』に端を発している。その後、「むし歯半減運動」は教育的活動を重視した「歯・口の健康づくり運動」に発展し、それに伴い、この表彰も学校保健全般への取り組みや地域との連携あるいは歯科保健活動の教育的位置付け、経年的成果をも評価するという審査基準を加えて平成11年から『全日本学校歯科保健優良校表彰』と改称して今日に至っている歴史ある事業である。

毎年、全国で80数校が表彰され、そのうち数校が最優秀校として文部科学（旧文部）大臣賞として推薦され、その栄誉に輝いてきたが、学校歯科保健活動は、継続こそがその原動力であることから、文部科学大臣賞を受賞した学校の「その後」を知りたいと思い、この企画をスタートさせた。

平成7年に学校保健法施行規則の一部改正がなされ、また近年、生きる力をはぐくむ総合的な健康づくりの重要性が認識されつつある中で、幼児、児童生徒の全身への健康増進に波及効果が期待される歯科保健活動を今一度見直すきっかけとなれば幸いである。

なお、本企画は、あと数回にわたるシリーズでお届けしたいと考えている。



「よい歯，よい顔，よい心」 学校歯科保健による 学校，地域，行政との係りを顧みて



学校歯科医 高木忠雄

1 文部大臣賞受賞へ

表題の「よい歯，よい顔，よい心」は，平成10年11月第62回全国学校歯科保健研究大会（第37回全日本学校歯科保健優良校コンクール）において最優秀校と認められ，文部大臣賞を授与された時，受賞記念としてPTAや地域関係者の皆様の発議により「歯を大切にすることを通して，自分を大切に思う心や，自分だけではなく周りの人達のこと（命）も大切にできる桜木っこに育って欲しい」という願いを永遠に伝え継ぐため，希望を込めて建立された石碑（写真）に刻まれた言葉です。私も小学校を訪問する度，中央玄関際の石碑を見て「きれいな歯を保つことで，心もピカピカ笑顔いっぱい桜木っ子の育成」に係われる事を誇りに思います。

平成5年12月，大宮市ソニックシティ大ホールをメイン会場とする第57回全国学校歯科保健研究大会（埼玉大会）開催について，日学歯からの指名を埼玉県歯科医師会が平成3年に受諾しました。

昭和29年の「むし歯半減運動」事業の一環として第一回の開催を行って以来現在まで50余年に渡って継続されてきた埼玉県「よい歯のコンクール～学校歯科保健優良校コンクール」で，長年に渡って積極的に取り組み優秀な実績を示していた桜木小は，この全国大会の研究発表校に指定されました。研究主題「学校歯科保健の包括化－発達段階に即した学校歯科保健活動の生活化を図るために－」（歯と口の健康教育を通じて）のもと1年生～6年生，複式学

級を含めた13学級による公開授業を行った事は，文部大臣賞受賞の源流であったと思います。

2 学校歯科医拝命

昭和47年，小，中学校と自分の出身地である埼玉県大宮市で開業した私は，大宮市歯科医師会より市立日進小学校，学校歯科医の指名を受け，何とはなしに応諾しました。その後，指扇小（10年）を経て，昭和59年4月から桜木小の学校歯科医として現在に至ります。昭和58年4月，当時の大宮歯科医師会会長，蓮見先生の指名で学校歯科保健担当理事として市学校保健会等の保健教育行政，更には蓮見先生の埼玉県歯科医師会会長就任により，県歯会学校歯科保健担当理事，常務理事，また日本学校歯科医会，委員，役員として浅学非才の中，泥縄的に多くの先輩のご指導，ご教授を賜ってまいりました。

3 時の流れ

大臣賞受賞より10年，大宮市は発展的に消滅し，大宮市，浦和市，与野市が合併して人口100万以上の政令指定都市「さいたま市」となり，校名もさいたま市立桜木小と変更されました。養護の先生も当時の斎藤アヤ子養護教諭－斎藤久美養護教諭－水村吏香養護教諭と代替わりしたように，校長，教頭，保健主事の先生方も大部分転勤されました。しかし幸いな事に新しい政令市では，各歯科医師会とも協



最優秀賞受賞時建立された桜木小中央玄関前の石碑

議の上「8020歯の健康教室」「歯科巡回指導教室」が全市の小学校に基本的歯科保健教育として導入されました。さいたま市内の小学校は各校でこれをベースに自校の特色のある歯科保健教育活動を展開しております。

私の担当する桜木小におきましても養護教諭による朝の自習時間でのクラス別歯みがき指導，児童保健委員会による健康集会，ライオン歯科衛生研究所の衛生士さんによる指導，講話，歯みがき大会への参加，あるいは日学歯や日歯主催の，ポスター，標語コンクールへの積極的な参加等々，保健教育が学校の全学年の年間スケジュールの中に明確に位置づけられ，これが改良を重ねながらマニュアル的に継承され，今日に至っています。更に平成13年，さいたま市において開催の第52回関東甲信越静学校保健大会，第5班，学校歯科保健「自己管理能力の育成を目指した歯科保健教育の実践（健康な歯のために自分で努力する子を育てる）」と題して地域と連携した歯科保健活動について，養護教諭，保健主事が研究発表を行いました。また，何度か「8020探検隊」，「デンタル・デイターチャンネル」，「比べて見れば・さいたま解剖」等のマスコミに取り上げられています。

4 10年後の現在

10年経過した現在，学校保健のレベルは幸いにも維持されていると思います。私自身，学校歯科医と

して年2回の定期健康診断，每学期3回の学校保健委員会（すこやかフォーラム），求めに応じての歯科保健講話などで季節的に歯の話等述べてさせていただきますが，大きな指導力がある訳ではありません。

レベルを維持してこられた最も大きな源は，学校保健全体計画及び年間計画に基づいて，歯科保健，エイズ性教育，薬物乱用防止，心身の健康等々の保健教育が意図的，計画的に実践されてきたこと，それに携わる先生方，PTA，地域の方々のやる気と連携の取り方が上手く行われている事にあると思います。ちなみに桜木小学校のここ10年間の埼玉県学校歯科保健コンクールにおける受賞歴を表記してみました。

「よい歯，よい顔，よい心」の子どもたちの育成の一環に係われた事，続けられた事に感謝申し上げます。微力ではありますが活動を続けたいと思います。

■ 埼玉県学校歯科保健コンクールにおける桜木小学校の受賞歴

（平成9年～平成19年）

平成9年	特別表彰（最優秀校が2年以上連続の時は特別表彰とする）
平成10年	特別表彰 全日本学校歯科保健優良校表彰，最優秀校（文部大臣賞）
平成11年	特別表彰
平成12年	特別表彰
平成13年	特別表彰
平成14年	優秀校 全日本学校歯科保健優良校表彰，優良校
平成15年	優良校
平成16年	優秀校
平成17年	最優秀校
平成18年	特別表彰
平成19年	優秀校

シリーズ
最優秀校のその後

埼玉県

桜木小



歯科保健活動を通して、 笑顔いっぱいの桜木っ子を育てるために



養護教諭 水村吏香

1 どのように子どもたち、保護者、教職員の学校歯科保健活動へのモチベーションを保ち、活動しているか？ 学校歯科保健活動のレベルを維持するために、具体的に実行していること

本校では、歯・口の健康を守ることの大切さや、プラークをきれいに落とすことができる歯みがきの方法など、正しい知識を身につけ、よりよい実践が継続して習慣化するように、年間を通して計画的に、そして、発達段階に応じた内容をくり返し指導しています。

給食後の歯みがきタイムでは、デンタルミラーを用いて歯みがきを行ったり、学期に1度の歯みがき指導では、プラークを染め出したりすることにより、自分の歯・口の様子を各自が目で確認しています。

また、担任や、養護教諭による歯科保健指導だけでなく、年に2回実施している歯の健康診断では、学校歯科医から、児童一人一人に口腔の状況や、歯みがきのポイントなどを優しくていねいに説明していただいたり、3年に1度、1～3年生を対象とした市教育委員会と市歯科医師会が主催する「8020歯の健康教室」に参加したりしています。それから、年に2回、市教育委員会の歯科衛生士に協力をいただき、5・6年生への個別の歯肉チェックと歯みがき指導を行っていただいたり、ライオン歯科衛生研究所の歯科衛生士による歯科巡回指導を依頼したりと、専門職の方々の協力も得ながら、児童

や保護者への指導や、啓発を行っています。

さまざまな取り組みを通して、教職員の歯・口の健康づくりに対する意識も高まり、日常生活の中で、歯・口の健康について児童へ働きかけをする際に、役立てられています。

さらに、歯の衛生週間に合わせて、児童保健委員会による健康集会を開催したり、毎日の食後の歯みがきが習慣化するように、1年を通して歯みがきカレンダーをつけたりしています。この歯みがきカレンダーは、毎年、児童保健委員会が開催する「歯みがきカレンダーコンクール」により選ばれた児童の作品です。全校児童に一月ごとのカレンダーを募集して、応募してもらった作品の中からクラス代表作品を選びます。その後、教職員、児童保健委員会、児童会による審査を行い、次年度に使われる歯みがきカレンダーが決まります。自分たちが作った歯みがきカレンダーを毎日利用することで、歯みがきを



個別の歯肉チェック・歯みがき指導（5・6年）

しようとする意欲が高まっていると感じます。

このような歯科保健活動を通して、児童一人一人が歯・口だけでなく、自分自身を見つめるよい機会となっています。今後も、児童の実態に合わせたよりよい実践を継続していき、歯・口の健康を保持増進するとともに、一人一人の全身の健康を保つことにもつなげられるように努力していきたいと思っています。

2 学校歯科保健活動へのモチベーションが下がってしまった場合、どのように対応したか？

児童、保護者、教職員が、自分たちの学校は、歯・口を大切にしているよい歯の学校なんだ！という誇りをもてるように、さまざまな機会を通して歯・口の健康づくりを行うことのすばらしさを伝えるように心がけています。

小学生の時期は、家庭のバックアップが不可欠であることから、家庭でも児童の歯・口の健康について見つめていただけるように、年2回の歯の健康診断結果をお知らせするファイルを全児童分作成し、治療が必要な場合は早期に受診していただけるようお願いしたり、家庭での観察のポイントなどをお知らせしたりしています。また、家庭での取り組みの様子を教えていただき、相互理解が深められるように努力をしています。

3 人事異動の際に、学校歯科保健活動をどのように受け継ぎ、そして引き継ぐか？ 具体的に実行していること

本校に着任して、今年で6年目を迎えました。着任当初は、学校歯科保健活動において長年よい実績を積み重ねてきた伝統校であるということが、大きなプレッシャーとなっていました。しかし、本校にはこれまでの長い積み重ねがあったため、歯科保健活動が年間を通して教育活動の中に計画的に位置づけられており、個々の教職員が「子どもたちの歯の健康を保つことは、全身の健康づくりの第一歩で、とても大切な取り組みである」という意識を持って



養護教諭による歯みがき指導

しっかりサポートしていただきました。例えば、それぞれの歯科保健指導を行う際に、早く授業の調整を行ってくださったり、指導内容が児童にしっかりと伝わるように、その場だけでなく、毎日の給食後の歯みがきの時間にアドバイスをしてくださっています。

また、私自身が行う歯みがき指導については、他の活動でご指導いただいている専門職の方々の指導内容や指導方法が、とてもよいお手本となり、児童への指導に生かすことができました。例えば、市教委の歯科衛生士が行う、個別の歯肉のチェックと歯みがき指導では、歯肉の観察の仕方、歯並びに合わせた歯ブラシの当て方、動かし方、歯ブラシの選び方などについて、歯科衛生士が児童一人一人に語りかける言葉を、自分自身のこととして受け止めながら聞きました。それから、ライオン歯科衛生研究所の歯科衛生士による指導では、1時間の中で効果的に集団指導を行うために、発達段階に応じて指導内容をしぼる、伝えたいことは言葉だけでなく、イラストや写真など視覚教材を利用する、児童が目で見分かったり、気づいたりするような体験活動を取り入れるなど、多くのことを学ばせていただいています。

学校歯科保健活動を推進することは、生活習慣の確立にもよい影響を及ぼし、児童の将来の健康な生活へとつながるものと考えます。学校歯科保健活動を推進していく者として、よい歯の学校であることを誇りに思い、笑顔いっぱいの桜木っ子を教職員・家庭・地域と連携しながら育てていきたいと思っています。

シリーズ
最優秀校のその後

埼玉県

桜木小



知識を実践化へ



学校歯科医 本村正志

1 他人の健康をも思いやる心を育てる

平成16年度に文部科学大臣賞を受賞してから、本年度で4年目になります。本校は豊かな自然に恵まれた旭川市郊外にある児童数約80名の小規模校であります。

児童養護施設や一人親家庭などから児童が通学している特殊事情があるなかで教育目標として「豊かな心と一人一人の個性を伸ばし自ら学ぶ力を育成する」～やさしく、かしこく、たくましく～を目標に自らの健康に関心を持ち、健康づくりの知識や習慣・態度を養うとともに、他人の健康をも思いやる心を育てることを中心として取り組んでいます。

2 息切れしない保健活動の継続のために

学校歯科保健の目標は、「よりよく生きる子どもの育成」～知識を実践化へ～と設定し年度の目標をたくさん設定せずに確実に実践できるように指導し、活動しております。

■子ども自身が学習し、自分のことばで伝える

活動としては給食後の歯みがき指導、これについては、歯みがきのポイントを掲示し、歯ブラシ立て、タイマーなど環境の整備に努め、8のつく日は歯みがきチェックの日と定め、低学年でも自分でチェックできるように促しています。RDテストの実施と事後指導、「良くかむこと」の定着化を目指

した給食指導、特に児童会活動である「低学年への歯みがき指導」では、高学年の保健委員自身が学習し、自分たちのことばで伝えるため、低学年の子どもたちはより親しみをもって受けとめ、保健委員会の活動を楽しみに行っています。

■「かむこと」を意識化

また、本校の特色の一つでもある「かみかみ実験室」は、「かむこと」を意識化させるため希望者対象に実施し、ビデオ撮影による給食でのかむ回数調査、流し込みの有無の調査を行い、児童が「かむこと」について改めて考える事ができ、また個人、個人の実態を把握できるため、給食時にも「よくかむ」ことについて指導ができています。

■「学校だより」で地域に発信

保護者には、歯科保健活動の推進していくための理解と協力を得るために、「歯みがき通信」を発行しています。また、学校だより「台場つ子」を活用し、歯・口の取り組みを掲載して保護者だけでなく地域にも広く本校の活動を発信しています。

このように、受賞後も同じように保健活動を行っておりますが、息切れしない保健活動の継続のために、課題をあまり沢山設定せずに一年に一つの課題を設定するようにして、無理のない保健活動ができるようにしています。



台場小で学ぶ子どもたちの約3割が児童養護施設から通う。ひとり親家庭の割合も多く、学校は重要な支援の場である。

仰臥法による歯科検診を実施。従来の照明器具でも、児童の口の中がよく見えるため、検診の精度があがる。



3 子どもたちを支える関係者の意識が重要

このように、年間を通じて保健活動を行っている、保健活動へのモチベーションも下がると思われますが、子どもたちについては、毎日、行っている実践を続けることで、自分の歯・口腔を意識し、また、自分の健康のためだということを自然に体で覚えていっているように思いますが、むしろ、子どもたちを支える関係者の方が保健活動を忘れがちで、このことについては、やはり学校歯科医、養護教諭、教職員、学校関係者、保護者らが、連携を密にし、児童とともに学校保健を行っていることを、忘れてはいけないことだと思います。また、入れ替わってゆく学校関係者との連携については、養護教

諭、学校歯科医が積極的に学校の取り組みとして、保健活動を行っていることを学校保健委員会などを通じて理解を求め、実践を行ってもらうように協力を求めることだと思います。

今後の課題はいくつかありますが、毎年DMF指数が下がってきていることは確かであり、非常に良いことですが、一部の児童においては、むし歯の本数が多いこともあり、今後の課題となるように思います。また、保健活動においても児童が主体となるように、また、地域の特性を生かし、児童が興味を持って保健活動を行ってくれるような新しいことも課題になると思います。今後は児童が興味を持って、主体的に歯科保健活動を行っていけるよう、環境作りとお手伝いできればと思っています。

シリーズ
最優秀校のその後

北海道

台場小



継続は力なり



養護教諭 松本恵子

1 はじめに

本校は、地域と学校で組織している「台場小鳥の村」（開村49年目）を基盤に、「北海道愛鳥モデル校」として43周年を迎えました。国道12号線の沿線に位置するとは思えないほどの自然環境の中、長年「台場小鳥の村」で育まれた愛鳥精神が子どもたちにも息づいています。

子どもたちは、75名中約3割が児童養護施設から通学しています。また、ひとり親家庭の割合も多く、特殊事情を抱えている児童が少なくありません。児童の健康状態は良好で、地域に歯科医院がない状況にありながら、歯がよい子どもが多いということが本校の自慢の1つです。子どもたちは真っ白い歯をのぞかせ、明るい笑顔で毎日生活しています。

本校では学校歯科保健を学校保健の中核として位置づけ、児童自らが健康づくりを主体的に実践できるよう活動を推進してきました。しかし、かつてなかった社会現象が、子どもたちや子どもたちをとりまく生活環境に少しずつ影響を及ぼしています。また、取組を行って行く中で新たな課題も生じてきています。解決に至っていないことも多いですが、「歯・口」の取組の経過等をご紹介します。

2 現在の課題と解決までの経過

1) 活動時間の減少

受賞当時と比べ、現在は子どもの安全面を考慮しての一斉下校の実施などで、放課後の活動がなくなっています。そのため、「歯・口」の取組の軸となっている児童活動としての保健委員会は、月1～2回の活動時間では話し合いのみになってしま

い、発表の練習や発表物・資料の作成は休み時間で行うことを余儀なくされてしまいました。しかし、子どもたちの休み時間を保障することも大切です。そこで、活動を精選し、10人に満たない構成人数ですが、それを2グループに分けて分担し、休み時間を使うのは最低限度に抑えるよう工夫してみました。各グループはごく少人数になったため責任感が増し、協力体制が強固になるといった成果も見られました。

また、今まで保健委員会で受け持っていた「歯・口」関連の内容を日常の中に織り込んでいくことも考えてみました。たとえば、給食指導には必ず「よく噛む」ことを関連させ、特に「牛乳での流し込みをしないようにすること」を日常的に呼びかけています。また、栄養教諭（非常勤）と連携して噛みごたえのある食品を食べる「かみかみ週間」も実施しています。前年度行った咀嚼力判定ガムでのテストでは、65.8%の子どもが「よく噛んでいる」という結果も出ました。しかし、よく噛んでいるという判定の子どもでも、給食では早食いで明らかによく噛



高学年の保健委員は、休み時間を使って低学年の歯・口をていねいにチェック。染め出し、歯みがき指導まで子どもたち自身で行うことができる。

んでいない子どもがいるという担任の報告があり、ガムとふだんの食事に差があるという新たな課題が明らかになりました。

2) 「お口ポカン」

「歯・口」の取組を進め、子どもたちの様子を観察していくと、口がいつも開いている子どもが気になるようになりました。本校では「お口ポカン」と呼んでいますが、最初の段階では、鼻が悪いのではないかという疑問が生まれました。口を閉じるように指導をするためには、鼻呼吸ができるか否かを確かめなければなりません。そこで、学校医（耳鼻科）に相談し、検診時に調べていただきました。その結果、全員鼻呼吸ができることが確認でき、また、鼻息鏡という器具も貸与していただいたため、子どもたち自身の目で鼻呼吸ができることを確かめられました。その後「お口ポカン」が容貌にまで影響することや、口呼吸では弊害があることを学級や個別に指導してきました。しかし、子どもたちには危機感がなく、いったんついた癖はなかなか直りません。家庭や児童養護施設とも連携し、たくさんの目で見ていくことの必要性を痛感しました。

3) ハイリスク児童

新入学児童は毎年むし歯数が多く、今年も例外ではありませんでした。しかし、1人で何本もむし歯のある子どもが治療した場合、その後の生活でむし歯をつくらずに維持できるようになってきています。ですから、新入学児童や他学年のハイリスク児童とその保護者に対しては、折にふれて歯の大切さや受診の必要性を訴えていくことが大切だと考えます。そのため、本校では子どもや保護者向けの通信で呼びかけていくことはもちろん、歯科検診の結果通知には、一言添えたり、色分けで視覚に訴えたりするよう工夫を凝らしています。ただ、今回の検診では、新たに反対咬合が多くなってきているという問題が出てきましたので、保険外診療との関連もあり、治療の必要性の呼びかけ方を考慮しながら進めていこうと考えています。

4) 活動の継続

本校では、受賞当時から担当が代わっていないため、細々ながら取組を続けていくことができました。おかげさまで「台場小といえば、鳥と歯です

ね」といわれるほどになっています。今後は担当者が代わっても取組の継続を図っていかなければなりません。そのために、5年前に設定した「5つの視点」はくずさず、基本姿勢として引き継ぎ、子どもや教職員のモチベーションを維持できたらと考えています。

「5つの視点」

- ・常に新しい視点で考えること
- ・本校独自・オリジナルの取組を立案すること
- ・多方面（五感、食育など）から切り込んでいくこと
- ・子どもでも簡単に取り組めること
- ・子ども自身の目で見て確かめられること

今年度は、取組を集中して行う年2回（6,11月）の「歯と口の週間」の計画が担当以外の教職員から発案され、スクールカレンダーに記載されました。毎日の歯みがきや、各種の取組に対する理解が得られたものと思われま



歯の保健指導の時間（2年生）
染め出し後、みがき残しを自分でチェックしている。

3 まとめ

昨年度、卒業式のPTA会長の祝辞の中で、毎日の歯みがきから、継続する努力で粘り強さが培われるというお話がありました。「継続は力なり」と言われますが、肩に力を入れず自然に継続でき、それが力になっていくことが何よりで、実際、そのことを子どもたちが証明してくれています。ご理解ご協力をいただいた学校歯科医の本村先生、保護者の皆様、いっしょに指導に当たった本校教職員、そして何よりも「歯・口」の取組が大好きな子どもたちに感謝してまとめとさせていただきます。

シリーズ
最優秀校のその後

北海道

台場小



Information

予告

第72回全国学校歯科保健研究大会

2008 神奈川県

メインテーマ

歯・口の健康づくりの総合的展開を目指して

サブテーマ

こころとからだの健康・・・「生きる力」を基盤として

主催

文部科学省・(社)日本学校歯科医会・(財)日本学校保健会
(社)神奈川県歯科医師会・神奈川県・神奈川県教育委員会

期日

平成20年10月16日(木)～17日(金)

会場

パシフィコ横浜(国立大ホール・アネックスホール)

自由集会のメインテーマは

学校歯科

健康診断結果の活用法について

です。

日程

9:00	10:00	11:30	13:00	15:30	15:40	16:10	16:50	18:00
16日(木)	受付	開会式 表彰式	昼食 アトラクション	シンポジウム	移動	スポーツ歯科講演	自由集会	
			ポスター発表			ティーサロン		
8:30	9:00	10:30	10:50	12:50	14:00	15:00	15:30	16:00
17日(金)	受付	実践発表	移動	領域別研究協議会 ・幼稚園、保育所(園)部会 ・小学校部会 ・中学校部会 ・高等学校部会 ・特別支援教育部会	昼食	研究協議会報告	全体協議会	閉会式

●参加者 学校歯科医、歯科医師、歯科教育関係者、都道府県市町村教育関係者、学校・幼稚園・保育所(園)職員、学校医、学校薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士、PTA会員、その他歯科保健関係者

■お問い合わせは、下記まで

(社)日本学校歯科医会 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20 新歯科医師会館4F
TEL:03-3263-9330 FAX:03-3263-9634 E-mail JASD@nichigakushi.or.jp

(社)神奈川県歯科医師会 〒231-0013 神奈川県横浜市中区住吉町6-68
TEL:045-681-2172 FAX:045-681-2426 E-mail gakkou-72th@dent-kng.or.jp

シンポジウム

座長明海大学 学長 安井 利一

シンポジスト

1. 中央行政の立場から考える文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 教科調査官 森 良一
2. 地方行政の立場から考える神奈川県 知事 松沢 成文
3. フィールド活動の立場から考えるNPO法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク理事長(医)山田内科胃腸科クリニック副院長 医師 山田不二子
4. 学校歯科医の立場から考える日本学校歯科医会 副会長 柘植 紳平

スポーツ歯科講演

座長日本学校歯科医会 常務理事 (横浜ベイスターズオフィシャルチームデンティスト) 五十嵐一誠
講演者1明海大学 学長日本スポーツ歯科医学会学会長 安井 利一
講演者2フジテレビ野球解説者元横浜大洋ホエールズ選手 高木 豊

実践発表

実践発表1神奈川県横浜市立神大寺小学校 校長 村上美代子
養護教諭 大久保順子
実践発表2横浜市立本郷特別支援学校 学校歯科医神奈川県歯科医師会 理事 大矢 亨

領域別研究協議会

■幼稚園・保育所(園)部会

座長鶴見大学歯学部小児歯科学 教授 朝田 芳信
基調講演神奈川県歯科医師会地域医療委員会 副委員長(学校法人野毛山幼稚園 園医) 今村 嘉宣
研究発表1神奈川県 学校法人京急学園 京急幼稚園 園長 佐藤 喜代
研究発表2東京都葛飾区 私立 みどりかげ幼稚園 園医 高見 哲

■小学校部会

座長日本大学松戸歯学部小児歯科学 教授 前田 隆秀
基調講演神奈川県川崎市立西丸小学校 学校歯科医 荒川 浩久
養護教諭 佐藤 哲郎
研究発表1神奈川県川崎市立西丸小学校 学校歯科医 宮澤 陽子
養護教諭 松本 恵子
研究発表2北海道旭川市立台場小学校 養護教諭

■中学校部会

座長九州大学大学院歯学研究院口腔予防歯科学 教授 山下 喜久
基調講演広島大学歯学部大学院医歯学総合研究科小児歯科学 教授 香西 克之
研究発表1神奈川県横浜市立新田中学校 養護教諭 蛭田 美咲
研究発表2岡山県備前市立伊里中学校 養護教諭 萩原 明子

■高等学校部会

座長東京医科歯科大学 名誉教授 黒田 敬之
基調講演東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科健康推進歯学 教授 川口 陽子
研究発表1神奈川県 私立 鶴見大学附属高等学校 養護教諭 高橋 幸子
研究発表2大阪府立かわち野高等学校 学校歯科医 久保 憲昭

■特別支援学校部会

座長昭和大学歯学部口腔衛生学 教授 向井 美恵
基調講演岡山大学医学部・歯学部附属病院小児歯科 講師 岡崎 好秀
研究発表1神奈川県立平塚ろう学校 養護教諭 支倉 早奈
研究発表2前東京学芸大学附属養護学校 学校歯科医東京医科歯科大学 口腔機能発育学講座 小児歯科学 講師 小野 芳明

学校歯科保健 活動に役立つ 資料のご紹介

中央教育審議会答申

子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために 学校全体としての取組を進めるための方策について

について

学校健康・安全部会専門委員

(社)日本学校歯科医会 専務理事 丸山進一郎

昨年、平成19年5月に文部科学省から召集を頂き、中央教育審議会（「中教審」）スポーツ青少年分科会では平成20年1月まで10回の会議を行い、答申をまとめるに至った。この答申等をもとに、去る6月11日に学校保健法が昭和33年施行発足以来の改定となった。

そもそも、中教審は10年ごとの割合で召集開催される審議会であり、前回は平成9年度であった。中教審の中におけるスポーツ青少年分科会とは、前回までは、保健体育審議会（「保体審」）と呼ばれていたものが名称を変更したものである。

その当時の伊吹文明文部科学大臣からの諮問は「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」であった。今回の部会での検討の中心は、1) 安全、2) 学校保健、3) 食育ということであった。

歯科からの専門委員は私だけであったので、その視点については強く要望し、発言させていただいた。そこでの成果は、二つあった。一つは、当初には「学校医等」という括りの表現であったものが、「学校医、学校歯科医、学校薬剤師」とそれぞれ明記されることとなった。この点については、学校薬剤師会の委員の側面からの発言にも助けられた。二つ目は、食育の部分で「咀嚼」という文言が入ったことである。

今回の答申の一番の要点は、養護教諭の重要性を法的にも裏づけをする必要性を強く訴えていることである。今後の学校保健の展開に期待が持てるものである。

「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために 学校全体としての取組を進めるための方策について」 (答申)

平成20年1月17日

中央教育審議会

(文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/> より転載)

目次

はじめに

- I 子どもの健康・安全を守るための基本的な考え方について
- II 学校保健の充実を図るための方策について
 - 1. 子どもの健康を取り巻く状況とその対応
 - 2. 学校保健に関する学校内の体制の充実
 - 3. 学校、家庭、地域社会の連携の推進
- III 学校における食育の推進を図るための方策について
 - 1. 子どもの食を取り巻く状況とその対応
 - 2. 食育・学校給食に関する学校内の体制の充実
 - 3. 学校、家庭、地域社会の連携の推進
- IV 学校安全の充実を図るための方策について
 - 1. 子どもの安全を取り巻く状況とその対応
 - 2. 学校安全に関する学校内の体制の充実
 - 3. 学校、家庭、地域社会の連携の推進

はじめに

中央教育審議会は、平成19年3月29日に文部科学大臣から「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」諮問を受けた。

我が国の学校保健、食育・学校給食、学校安全に関しては、旧文部省に置かれた保健体育審議会において、平成9年に「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」答申を行うとともに、本審議会においても、栄養教諭制度の創設を答申した平成16年の「食に関する指導体制の整備について」など、各課題について議論を行い、これらに基づき各種の施策が推進されてきたところである。

しかしながら、現在、社会状況等の変化に伴い学校保健、食育・学校給食、学校安全に様々な課題が生じている。学校保健については、ストレスによる心身の不調などメンタルヘルスに関する課題や、アレルギー疾患を抱える子どもへの対応に当たって、学校において子どもの状況を日々把握し、的確な対応を図ることが求められている。また、食育・学校給食については、子どもの食生活において朝食欠食、偏食、孤食といった課題が生じており、学校において食育を推進することが求められてい

る。さらに、学校安全については、学校の内外において子どもが犠牲となる、あってはならない事件・事故、交通事故や自然災害などに対して、学校が適切な対応を行うことが求められている。

今回の諮問理由においては、このような課題に対応するために、教職員のそれぞれの役割を明確にし、かつ、相互の効果的な連携の在り方を探求した上で、学校全体の取組体制を整備すること、地域の専門家や関係機関の知見や能力を最大限に活用し、かつ、子どもの健やかな発達について大きな責任を有する保護者との連携を強化する取組や体制を整備・充実することの、二つの観点から検討を行うことが示された。

これを受け、中央教育審議会では、学校保健、食育・学校給食、学校安全について、スポーツ・青少年分科会に学校健康・安全部会を設置し、精力的に審議を行ってきた。また、平成19年11月に審議経過報告をまとめるとともに、それをパブリックコメントに付し、各方面のご意見をいただいた。

この答申を機に、子どもの健康・安全を守る取組の重要性について、学校、家庭、地域及び関係行政機関における関係者の理解がより一層深まり、それぞれの立場で求められる活動につながることを期待している。

I 子どもの健康・安全を守るための基本的な考え方について

(子どもの健康・安全に関する考え方)

- 子どもが心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いであり、子どもの心身の健康の保持増進が保障される社会を築いていくとともに、子どもの育つ環境が安全なものとして整えられ、また、子ども自身や保護者その他の人々が安心感をもって日々の生活を送ることができるような社会を築いていくため、たゆむことなく、一人一人が責任をもって、必要な取組を進めていかなければならない。
- 近年、社会状況や人々の生活状況の変化の中で、メンタルヘルスに関する課題を抱える子どもや適切な食習慣の身に付いていない子どもが増加するとともに、子どもを標的とするあってはならない事件が発生するなど、子どもの健康と安全に関する新たな課題が生じており、その解決が求められている。
- 学校は、心身の成長発達段階にある子どもが集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成をしていく場であり、子どもが生き生きと学び、運動等の活動を行

中教審答申

うためには、学校という場において、子どもの健康や安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。

- また、子どもは守られるべき対象であることにとどまらず、学校において、その生涯にわたり、自らの心身の健康をはぐくみ、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められる。

(健康・安全に関する教育の方向性)

- 平成9年の保健体育審議会答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」に示されているように、国民一人一人の心身の健康を基礎にしながら、楽しみや生きがいを持てることや、社会が明るく活力のある状態であることなど生活の質をも含む概念として「健康」ととらえることが一般的になりつつある。
- 世界保健機関（WHO）のオタワ憲章（1986年）において「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」として表現されたヘルスプロモーションの考え方は、20世紀の後半以降、世界的に広まっている。ヘルスプロモーションの考え方においては、人々が自らの健康課題を主体的に解決するための技能を高めるとともに、それらを実現することを可能にするような支援環境づくりもあわせて重要であることが示されている。
- 学校教育においても、このヘルスプロモーションの考え方を取り入れ、現行の学習指導要領の総則において、体育・健康に関する指導は学校教育活動全体を通じ適切に行うものとしている。また、体育科・保健体育科における学習についても、ヘルスプロモーションの考え方が大幅に取り入れられている。
- また、食は、子どもの成長発達や活動の源になるものであり、健康の保持増進を図る上で、適切な食に対する理解と実践する力を育成することが重要である。このことは、平成17年に制定された食育基本法においても、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である」と規定されているところである。
- さらに、安全については、子どもが安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保するための行動に結び付けることができるようにすること、すなわち、自他の危険予測・危険回避の能力を身に付けることができるようにする観点から、発達の段階を踏まえつつ、学校教育活動全体で取り組むことが重要である。
- このような、子どもに対する食育を含めた健康に関する教育、あるいは安全教育については、本審議会における学習指導要領に関する審議の結果を踏まえ、さらに発展充実に図ることが期待される。

(学校における健康・安全に関する推進体制の構築について)

- 本部会においては、諮問を踏まえ、学校における安全・安心な環境が確保され、子どもの心身の健康を守り、はぐくむことのできる体制の構築について審議してきた。
- 子どもたちが抱え、直面する様々な心身の健康課題に適切に対処し、解決していくためには、単に個人の課題としてとらえるだけでなく、学校、家庭、地域の連携の下に組織的に支援することが大きな意味を持つことに留意する必要がある。そのためには、学校においても、子どもと教職員の健康の保持増進のために組

織的な取組が容易となるよう、校長*のリーダーシップの下、日ごろから運営上の方針や原則について検討し、教職員の役割分担を明確にしつつ、体制を整えておくことが大切である。これは、ヘルスプロモーションを学校において具体的に展開するヘルスプロモーションスクールとしてWHOでも示されている。

- また、安全については、その確保は子どもたちの生活を送る上での基盤として必須のものである。傷害をもたらす事故、犯罪被害、自傷行為等の防止を広く包含するセーフティプロモーションの考え方がWHOより提案されている。
- このように子どもの健康・安全を守るために、家庭や地域と連携しつつ、学校全体で組織的な取組体制を築いていく考え方は世界的な動向であるといえる。
- 我が国においては、昭和33年に制定された学校保健法の下に、学校保健及び学校安全に係る取組が行われてきており、また、昭和29年に制定された学校給食法の下に、学校給食の普及が図られてきたところであるが、その後、半世紀の時間が経過した今日、改めて、食育を含めて、子どもの健康を守り、安全を確保する学校の取組の在り方を見直して、その充実を図っていく必要がある。
- 我が国の未来を担う子どもの育成に当たり、教育の基礎となる心身の健康・安全の確保と推進は、きめ細かな配慮と組織的な取組により実現が可能であり、そのための具体的方策について審議した結果を、分野ごとに以下のようにとりまとめた。

(取組に当たっての留意点について)

- 今日、学校の間においては、様々な教育上の課題が山積している中で、教職員が子どもと向き合う時間を確保していくことが求められているが、以下に述べる諸提言は、教職員に過度の負担を新たに課すことを意図するものではない。学校として本来的に実施すべき取組が、健康・安全の保持増進を含め子どもの教育に第一義的な責任を持つ保護者との連携はもとより、関係機関との連携の下に、円滑かつ効果的になされることを期するものであり、また、そのようなものとして施策が実施されることが求められる。なお、子どもの健康・安全の保持増進を図るために校内体制を確立するに当たっては、各種の組織が効率的に運営されることが求められる。
- また、学校における健康・安全に係る取組は、その性質上、家庭との連携、地域との連携が強く求められるものであり、健康・安全における連携は、学習指導面や生徒指導面において必要となる家庭や地域との協力関係の基礎を築く上でも重要な役割を果たすものとして位置付けられる。なお、子どもの健康・安全をとりまく状況は、学校種ごとに、また、地域ごとにその状況が異なることから、それぞれの状況に応じて取り組むことが必要である。
- さらに、子どもの健康を保持していくためには、子どもに基本的な生活習慣の一部である運動の習慣を身に付けさせることが重要である。そのため、学校における健康に係る取組を進めるに当たっては、スポーツ活動の推進や体力向上の取組との関係性を視野に入れて取り組む必要がある。
- なお、学校において健康・安全の保持増進に係る取組が確実に、かつ効果的に実施されるよう、学校の設置者は、施設設備や管理運営体制の充実を図るとも

*本答申では、校長には幼稚園長を含むものとする。

に、国及び地方公共団体は、学校の取組に対して、各地域の優れた実践事例や最新の知見などの必要な情報の提供や助言、指導その他の援助を行うことが求められる。

II 学校保健の充実を図るための方策について

1. 子どもの健康を取り巻く状況とその対応

(子どもの健康を取り巻く状況)

① 我が国における学校保健は、明治初期に学校衛生として始まり、現在の制度は、昭和33年に制定された学校保健法により形作られた。昭和33年当時は、寄生虫・トラコーマ・結核などの伝染病やう歯などが子どもの重要な健康課題と認識されていたが、これらの課題について学校保健は大きな成果を上げてきたといえる。

我が国の学校保健の特徴としては、健康診断や健康相談などの保健管理活動と、体育科・保健体育科をはじめ関連する教科などを通じ、子どもが自分自身や他者の健康課題を理解し、自ら進んで自己管理を行うことが生涯にわたってできるようにすることを目指す保健教育の両者が行われ、また、保健教育の成果を活用して保健管理が行われてきた点があげられる。

② 近年、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などによる社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもの心身の健康にも大きな影響を与えており、学校生活においても生活習慣の乱れ、いじめ、不登校、児童虐待などのメンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、性的問題行動や薬物乱用、感染症など、新たな課題が顕在化している。同時に、小児医療の進歩と小児の疾病構造の変化に伴い、長期にわたり継続的な医療を受けながら学校生活を送る子どもの数も増えている。また、過度な運動・スポーツによる運動器*疾患・障害を抱える子どもも見られる状況にある。

(子どもの健康をめぐる現代的な課題への対応)

① 子どもの健康課題は、昭和33年当時と比較して、多様化し、より専門的な視点での取組が求められるようになってきているが、このような現代的な健康課題の解決を図るためには、健康に関する課題を単に個人的な課題とするのではなく、学校、家庭、地域社会が連携して、社会全体で子どもの健康づくりに取り組んでいくことが必要である。

そのため、学校においては、地域の実情に即しつつ、子どもの教育に第一義的な責任を持つ家庭と、疾病の治療・予防にあたる医療機関をはじめとする地域の関係機関などと適切な役割分担の下に、相互に連携を深めながら子どもの心身の健康の保持増進を目指す学校保健を推進することが必要である。

② また、これらの学校保健に関する取組については、学校、教育委員会、地方公共団体などの実施主体ごとに事前に計画を立て、その進捗状況を定期的に評価す

るとともに、その結果を相互に連絡し合い、今後の対策に生かしていくことが求められている。

2. 学校保健に関する学校内の体制の充実

○ 多様化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本となることから、すべての教職員が共通の認識（基本的な知識と理解）を持ち、校長のリーダーシップの下、学校保健計画に基づき、教職員の保健部（係）などの学校内の関係組織が十分に機能し、すべての教職員で学校保健を推進することができるように組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組むことが必要である。

○学校保健法

第2条 学校においては、幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

(1) 養護教諭

① 養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている。平成18年度の調査によると、子どもの保健室の利用者は、1日当たり小学校41人、中学校38人、高等学校36人であり、養護教諭の行う健康相談活動がますます重要となっている。また、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題の多様化により、医療機関などの連携や特別な配慮を必要とする子どもが多くなっているとともに、特別支援教育において期待される役割も増してきている。そのため、養護教諭がその役割を十分果たせるようにするための環境整備が必要である。

② 養護教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の養護をつかさどる」と定められており、昭和47年及び平成9年の保健体育審議会答申において主要な役割が示されている。それらを踏まえて、現在、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動などを行っている。

また、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携、また医療関係者や福祉関係者など地域の関係機関との連携を推進することが必要となっている中、養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要がある。

このような養護教諭に求められる役割を十分に果たせるよう、学校教育法における養護教諭に関する規定を踏まえつつ、養護教諭を中核として、担任教諭等及び医療機関など学校内外の関係者と連携・協力しつつ、学校保健も重視した学校経営がなされることを担保するような法制度の整備について検討する必要がある。

③ 養護教諭が子どもの現代的な健康課題に適切に対応していくためには、常に新たな知識や技能などを習得していく必要がある。

現在、国レベルの研修会としては、全国養護教諭研

*「運動器」とは、骨・関節、筋肉、靭帯、腱、神経など身体を支えたり動かしたりする器官の名称（「運動器の10年」日本委員会）

究大会や各地域で実施する研修などにおいて、指導者を養成する研修などを実施している。各都道府県においては、地方交付税措置により養護教諭新規採用研修会や養護教諭10年経験者研修会が行われているが、子どもの心身の健康課題の多様化や養護教諭の役割の拡大に対応した、より体系的な研修を進めるに当たり、研修日数が少なく不十分な状況にあるといえる。そのため、国が研修内容のプログラム開発を行い、実践的な研修内容のモデルを示すなど、地方公共団体における研修体制の充実を推進する方策について検討をする必要がある。また、教育公務員特例法上の初任者研修を養護教諭も対象とすることについては、学校内において直ちに指導にあたる人材を確保することが困難であるなど課題があるが、④で記述している退職養護教諭や一部の地方公共団体で導入されている指導的な養護教諭による指導などの活用状況を踏まえつつ、新たに採用された養護教諭に対する研修の充実について、引き続き検討していくことが求められる。

○平成18年度養護教諭現職研修について（61県・政令市等調査）

養護教諭の新規採用研修は、概ね26日～28日が多く、10年経験者研修は15日前後が多い。

実施期間	新規採用研修	10年経験者研修
～9日	1	4
10日～19日	1	54
20日～29日	41	1
30日～39日	12	1
40日～	6	1
計	61県市	61県市

（全国学校保健・養護教諭担当指導主事会調べ）

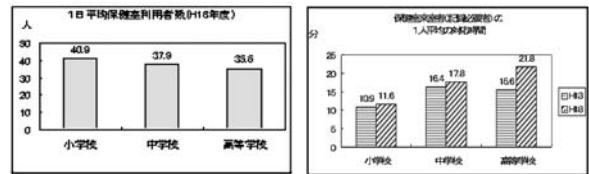
- ④ 養護教諭については一人配置が多いことから、初任者に対する研修を含め学校内外における研修に困難が生じたり、保健室来室者の増加や特別な配慮を必要とする子どもも多く、対応に苦慮している状況が見られる。現職養護教諭の育成や支援体制の充実を図るため、経験豊かな退職養護教諭などの知見を活用することについて検討を行うことが必要である。
- ⑤ 深刻化する子どもの現代的な健康課題の解決に向けて、学級担任や教科担任等と連携し、養護教諭の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することがより求められていることから、学級活動などにおける保健指導はもとより専門性を生かし、ティーム・ティーチングや兼職発令を受け保健の領域にかかわる授業を行うなど保健学習への参画が増えており、養護教諭の保健教育に果たす役割が増している。そのため、保健教育の充実や子どもの現代的な健康課題に対応した看護学の履修内容の検討を行うなど、教員養成段階における教育を充実する必要がある。

○平成9年の保健体育審議会答申において、養護教諭の役割の拡大に伴う資質を担保するため、養護教諭の資質向上方策が検討され、養成課程及び現職研修を含めた一貫した資質の向上方策を検討していく必要があるとの提言が行われた。この答申を踏まえて、教育職員免許法の改正（平成10年）が行われ、養護教諭の役割の拡大に伴う資質を担保するために、科目「養護概説」、「健康相談活動の理論及び方法」が新設された。

- ⑥ 保健室へ来室する子どもの心身の健康課題が多様化しており、また、来室者が多い上に、一人当たりの対応時間も増加しているため、一人の養護教諭では、より良い対応を図ることが困難な状況にある。また、特別な配慮を必要とする子どもが多い状況にあり、学校、家庭、地域の関係機関との連携の推進が必要であることから、養護教諭の複数配置の促進などを図ることが必要である。なお、養護教諭の未配置校において、適切に学校保健活動を実施することが可能な体制を構築することが望まれる。

○1日平均子どもの保健室利用者数 ○子ども1人平均の対応時間

（小・中・大規模校*を合わせた平均）



*＜学校規模＞

小学校・中学校：小規模校150～299人

中規模校300～499人 大規模校500以上

高等学校：小規模校401～600人

中規模校601～800人 大規模校801以上

（保健室利用状況調査（財）日本学校保健会 平成18年）

- ⑦ 近年、社会的な問題となっているいじめや児童虐待などへの対応に当たっては、すべての教職員がそれぞれの立場から連携して組織的に対応するための校内組織体制の充実を図るとともに、家庭や、地域の関係機関等との連携を推進していくことが求められている。養護教諭はその職務の特質からいじめや児童虐待などの早期発見・早期対応を図ることが期待されており、国においても、これらの課題を抱える子どもに対する対応や留意点などについて、養護教諭に最新の知見を提供するなど、学校の取組を支援することが求められる。
- ⑧ 子どもの健康づくりを効果的に推進するためには、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められる。そのためには、養護教諭は保健室経営計画*を立て、教職員に周知を図り連携していくことが望まれる。また、養護教諭が充実した健康相談活動や救急処置などを行うための保健室の施設設備の充実が求められる。

(2) 保健主事

- ① 保健主事は、学校保健と学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成、学校保健に関する組織活動の推進（学校保健委員会の運営）など学校保健に関する事項の管理に当たる職員であり、その果たすべき役割はますます大きくなっている。

このことから、保健主事は充て職であるが、学校における保健に関する活動の調整にあたる教員として、すべての教職員が学校保健活動に関心を持ち、それぞれの役割を円滑に遂行できるように指導・助言することが期待できる教員の配置を行うことやその職務に必要な資質の向上が求められている。

*保健室経営計画とは、当該学校の教育目標及び学校保健の目標などを受け、その具現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するために作成される計画。

② 保健主事の職務に必要な能力や資質向上のためには、国が学校保健のマネジメントに関し具体的な事例の紹介や演習などによる実践的な研修プログラムを開発し、保健主事研修会、とりわけ新任の保健主事研修会で実施できるようにするなど研修の充実を図ることが求められる。また、研修会においては、「保健主事のための手引」や事例集などの教材を活用するなど、資質向上に向けた取組の充実を図る必要がある。

(3) 学級担任や教科担任等

① 学級担任等は、子どもと常に身近に接していることから、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題に対応すべく、子どもたちと向き合う時間の確保や、日々の健康観察、保健指導、学校環境衛生の日常的な点検などを適切に行うことが求められている。保健学習については、とりわけ、学級担任、保健体育教諭、養護教諭などが連携して実施していくことが求められる。また、学校保健の組織的活動を活性化する上で、養護教諭や保健主事などとともに、学級担任などの一般教諭が一丸となって積極的に取り組んでいくことが必要である。

しかしながら、一般教諭の学校保健活動に対する理解や学校保健活動に主体的に取り組む上での意識の不足が見られ、その担うべき役割が必ずしも十分果たされていないこともあるため、各大学や教育委員会の取組により、教員養成の段階や初任者研修をはじめとする各種現職研修の段階において、学校保健についての知識や指導方法について修得する機会を確保・充実することが望まれる。

② 健康観察は、学級担任、養護教諭などが子どもの体調不良や欠席・遅刻などの日常的な心身の健康状態を把握することにより、感染症や心の健康課題などの心身の変化について早期発見・早期対応を図るために行われるものである。また、子どもに自他の健康に興味・関心を持たせ、自己管理能力の育成を図ることなどを目的として行われるものである。日常における健康観察は、子どもの保健管理などにおいて重要であるが、現状は、小学校96.4%、中学校92.3%、高等学校54.3%で実施されており、学校種によって取組に差が生じている。

③ 学級担任等により毎朝行われる健康観察は特に重要であるため、全校の子どもの健康状態の把握方法について、初任者研修をはじめとする各種現職研修などにおいて演習などの実践的な研修を行うことやモデル的な健康観察表の作成、実践例の掲載を含めた指導資料作成が必要である。

④ また、栄養教諭等についても、第三章において記述しているように学校給食などを活用して食育を推進し、食習慣の改善など子どもの健康の保持増進を図る取組を進めており、養護教諭等と連携しつつ、食育と学校保健が一体的に推進される必要がある。

⑤ さらに、幼児期においては発熱など健康状態が変化しやすいことから、日々の健康観察を重視して、幼児の心身の健康課題の早期発見に努め、子どもや保護者への保健指導の充実を図ることが望まれる。

(参考)

○教諭の養成課程における健康に関連する履修科目（必修科目）教育職員免許法

「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」、「道徳の指導法」、「特別活動の指導法」、「生徒指

導の理論及び方法」、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」

○「初任者研修目標・内容例（小・中学校）」（文部科学省 初等中等教育局教職員課 平成19年2月16日）における健康に関連する事項

〔基礎的素養〕

7 教育課題の解決に向けた取組、研修目標

〔学校保健、安全指導の進め方〕

・研修の目標：健康の保持増進に努める態度や意欲を育てる方法を学び、実際の指導に生かすことができる。

〔食に関する指導の進め方〕

・研修の目標：学校教育全体で行う「食に関する指導」の意義やねらいを理解し、効果的な指導の方法を身につける。

〔学級経営〕

2 学級経営の実際と工夫

〔日常の指導〕

・研修内容：清掃、給食、休み時間、朝や帰りの会などの指導、健康や安全に関わる指導、けんかや対立など人間関係改善への指導、個別に配慮を要する児童生徒への指導。

・研修目標：日頃から児童生徒の学級生活の状況をよく観察し、学級生活上の課題を見定めるとともに、ねばり強く適切な指導、助言をすることができる。

(4) 校長・教頭等

① 学校経営を円滑にかつ効果的に実施していくためには、子どもの健康づくりが重要であることから、学校保健を重視した学校経営を行うことが求められる。特に、インフルエンザ、麻疹のような感染症の校内まん延防止など、健康に関する危機管理は重要な課題である。

② 学校保健活動を推進し、子どもの現代的な健康課題の解決などを図るためには、校長自らが学校保健の重要性を再認識し、学校経営に関してリーダーシップを発揮することにより、学校内（学校保健委員会を含む）や地域社会における組織体制づくりを進めていくことが求められる。

③ しかしながら、管理職研修には、学校保健に関する内容の研修がほとんど組み込まれていないのが現状である。

学校保健について、校長・教頭等の意識の向上を図り、学校経営に関してリーダーシップを発揮できるようにするためには、各都道府県等で実施している管理職研修に子どもの現代的な健康課題の解決に向けた内容を設定するなど、学校保健に関する管理職研修の充実を図る必要がある。

(5) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師

① 学校保健法では、「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する」とその職務が明記されている。また、同施行規則において、学校医、学校歯科医は健康診断における疾病の予防への従事及び保健指導を行うことが明記されている。

② これまでの学校保健において、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が専門的見地から果たした役割は大きいものであった。今後は、子どもの従来からの健康課題への対応に加え、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題についても、学校と地域の専門的医療機関とのつなぎ役になるなど、引き続き積極的な貢献が期待される。

③ 学校医、学校歯科医の主要な職務の一つとして、健

康診断がある。健康診断においては、疾患や異常を診断し、適切な予防措置や保健指導を行うことが求められており、近年、重要性が増している子どもの生活習慣病など、新たな健康課題についても、学校医、学校歯科医は正しい情報に基づく適切な保健指導を行うことが必要である。また、学校の設置者から求められ、学校の教職員の健康診断を担当している学校医も見られるところであり、学校保健法に基づく職員の健康診断では、生活習慣病予防など疾患予防の観点からの健康管理の重要性が増していることから、教職員に対する保健指導が効果的に行われる環境を整えていくことについても、検討することが望まれる。

- ④ 学校薬剤師は、健康的な学習環境の確保や感染症予防のために学校環境衛生の維持管理に携わっており、また、保健指導においても、専門的知見を生かし薬物乱用防止や環境衛生に係る教育に貢献している。また、子どもに、生涯にわたり自己の健康管理を適切に行う能力を身に付けさせることが求められる中、医薬品は、医師や薬剤師の指導の下、自ら服用するものであることから、医薬品に関する適切な知識を持つことは重要な課題であり、学校薬剤師がこのような点について更なる貢献をすることが期待されている。
- ⑤ また、学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、学校保健委員会などの活動に関し、専門家の立場から指導・助言を行うなど、より一層、積極的な役割を果たすことが望まれる。
- ⑥ 近年、子どもの抱える健康課題が多様化、専門化する中で、子どもが自らの健康課題を理解し、進んで管理できるようにするためには、学校医、学校歯科医、学校薬剤師による専門知識に基づいた効果的な保健指導が重要である。その中でも、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が、急病時の対応、救急処置、生活習慣病の予防、歯・口の健康、喫煙、飲酒や薬物乱用の防止などについて特別活動等における保健指導を行うことは、学校生活のみならず、生涯にわたり子どもにとって有意義なものになると考えられる。学校医、学校歯科医、学校薬剤師が保健指導を行うに当たっては、子どもの発達段階に配慮し、教科等の教育内容との関連を図る必要があることから、学級担任や養護教諭のサポートが不可欠であり、学校全体の共通理解の上で、より充実を図ることが求められる。

(6) スクールカウンセラー

- ① スクールカウンセラーについては、平成7年度から調査研究を実施しており、平成18年度には全国の公立中学校を中心に約1万校に配置・派遣されるに至っている。その成果として、スクールカウンセラー派遣校において、いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動の発生率の減少が見られており、また、校長や都道府県・指定都市教育委員会を対象としたアンケートの結果からも、配置の効果を評価する意見や、小学校への配置、スクールカウンセラーの配置時間数の拡大などを希望する意見などが多く見られる。
- ② 「心の専門家」であるスクールカウンセラーは、子どもに対する相談、保護者や教職員に対する相談、教職員などへの研修のほか、事件・事故や自然災害などの緊急事態において被害を受けた子どもの心のケアなど、近年ではその活動は多岐にわたっており、学校の教育相談体制において、その果たす役割はますます大きくなっている。つまり、子どもの状態や子どもをめぐる緊急事態への見立て、個別面接、教職員へのコンサルテーション、関係機関との連携に関するつなぎ役

など、臨床心理の専門性に基づく助言・援助は学校における組織的な相談体制の中で重要な役割を占めている。

- ③ 多様化、深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、メンタルヘルスに関する課題にも対応できるよう、校内組織にスクールカウンセラーの参画を得るなど、スクールカウンセラーを効果的に活用して、心身両面から子どもにかかわる養護教諭をはじめとした教職員との情報の共通理解や地域の専門機関との連携を推進していくことが求められる。

(7) 教育委員会における体制の充実

- ① 教育委員会においては、現在、各都道府県で学校保健を担当する指導主事として、養護教諭のほか一般教諭などが充てられている状況にある。今後、学校が学校保健活動を充実させるためには、指導主事による適切な指導・助言が不可欠であり、養護教諭出身の指導主事はもとより、養護教諭出身以外の指導主事などの学校保健に係る資質向上が求められる。
また、学校保健を担当する指導主事には、各学校の状況の適切な把握や、それを踏まえた改善のための指導・助言などの取組はもとより、地域学校保健委員会、学校保健委員会などの組織づくりや設置された組織が活性化するための働きかけが求められる。
さらに、各学校への指導助言を充実する観点から、学校保健を担当する指導主事の複数配置や退職養護教諭の活用などが望まれる。なお、学校医等が教育委員に就任し、その専門的知見を踏まえて、児童生徒の健康の確保に関する教育委員会としての明確なビジョンが打ち出されたことにより、学校保健に対する意識が向上し、体制の充実が図られた事例も指摘されている。
各教育委員会においては、これらの取組を通じて教育委員会としての学校保健に関する体制の充実が望まれる。

(8) 学校環境衛生の維持・管理及び改善等

- ① 学校環境衛生の維持・管理は、健康的な学習環境を確保する観点から重要であることから、学校薬剤師による検査、指導助言等により改善が図られてきたところであり、その際の基準として「学校環境衛生の基準」(平成4年文部省体育局長裁定)が定められている。しかしながら、学校において「学校環境衛生の基準」に基づいた定期検査は、必ずしも完全に実施されていない状況があり、子どもの適切な学習環境の確保を図るためには、定期検査の実施と検査結果に基づいた維持管理や改善が求められている。そのため、完全に実施されていない要因やその対策について十分検討した上で、現在ガイドラインとして示されている「学校環境衛生の基準」の位置付けをより一層明確にするために法制度の整備を検討する必要がある。
また、域内の学校における日々の環境衛生を含む学校保健管理に関する諸課題に対応するために、都道府県の教育委員会には専門性を有する学校保健技師を置くことができるとされているものの、約半数の都道府県(26府県)では配置されておらず、また、その多くが非常勤となっている。
環境衛生などの諸課題に対しては、専門的な見地から可能な限り早期の助言指導を行う必要があること、維持管理や改善について市町村の教育委員会や関係機関との連携を図る必要があることから、学校保健技師の活用が望まれる。

○学校保健法

- 第15条 都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くことができる。
- 学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について学識経験がある者でなければならない。
 - 学校保健技師は、上司の命を受け、学校における保健管理に関し、専門的技術指導及び技術に従事する。

○学校保健技師の現状

- 医師17人（うち常勤4人）
歯科医師1人（うち常勤1人）
薬剤師8人（うち常勤8人）
保健師2人（うち常勤2人）
（注）都道府県によっては複数配置されている場合がある。

（文部科学省調査 平成18年11月）

- また、平成15年5月1日に「健康増進法」が施行されるなど、学校における受動喫煙による教職員はもとより子どもの身体への悪影響を防止する観点から、各学校において受動喫煙防止をより一層進めることについての検討が必要である。

○健康増進法

- 第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

○学校における受動喫煙防止対策の状況

（単位：校（%））

受動喫煙防止対策を講じている	50,554	(95.3)
〔具体策〕		
1. 学校敷地内の全面禁煙措置を講じている。	24,082	(45.4)
2. 建物内に限って全面禁煙措置を講じている。	12,511	(23.6)
3. 建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を講じている。	13,961	(26.3)
受動喫煙防止対策を講じていない。	2,485	(4.7)
合計	53,039	(100)

（文部科学省調査 平成17年8月）

3. 学校、家庭、地域社会の連携の推進

- メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題に適切に対応していくためには、学校が、学校内でできること、なすべきことを明確化し、すべての教職員間で共通理解を図るとともに、家庭、関係行政機関、医療機関などにもその内容を伝え、理解を求めることによって、適切な役割分

担に基づく活動を行っていくことが求められる。

(1) 学校保健委員会

- 学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である。学校保健委員会は、校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、保健主事が中心となって、運営することとされている。
- 学校保健委員会については、昭和33年の学校保健法等の施行に伴う文部省の通知において、学校保健計画に規定すべき事項として位置付けられている。また、昭和47年の保健体育審議会答申においても、「学校保健委員会の設置を促進し、その運営の強化を図ることが必要である」と提言されているが、平成17年度の学校保健委員会の設置率は、小学校81.9%、中学校78.6%、高等学校76.7%にとどまっている。また、設置されていても開催されていない学校や、年1回のみの開催が多く、充実した議論が行われていないなど質的な課題がある。
- 学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化を図っていくことが必要である。
このため、学校において、学校保健委員会の位置付けを明確化し、先進的な取組を進めている地域の実践事例を参考にするなどして、質の向上や地域間格差の是正を図ることが必要である。

さらに、国、地方公共団体において、様々な資料を収集したデータベースを作成し、ホームページから一括してダウンロードできる環境整備を図るとともに、学校においては適切な管理の下に活用することや、普及のために啓発資料を活用した研修会を実施するなどして、学校保健委員会の設置の推進や質の向上を図っていく必要がある。

(2) 学校と家庭との連携の強化

- 近年、保健室に来室する子どもが増えており、来室の背景要因としては、「身体に関する問題」より「心に関する問題」が多くなっていることや、「家庭・生活環境に関する問題」も少なからず見られることから、学校と家庭との連携がより一層必要となっている。

また、メンタルヘルスに関する課題で、連携が円滑に進められなかった事例の主な理由として、小学校、中学校、高等学校ともに「保護者が連携に消極的であった」ことが挙げられている。

健康課題に関する子どもの支援に当たっては、家庭の理解と協力を得ることが不可欠なため、日ごろから家庭に対する啓発活動を行うなど、家庭との信頼関係の構築に絶えず努めておくことが必要である。また、PTAは、学校と家庭との連携を図る上で重要な組織であることから、これらと効果的な連携を図ることが必要である。

○子どものメンタルヘルスに関する問題で、校内及び関係機関との連携が円滑に進まなかった主な理由

(単位：人)

	小学校	中学校	高等学校
①校外の連携先を選ぶのが難しかった。	4	20	36
②校外の連携先が協力的でなかった。	1	8	9
③校外の連携先と学校の対応に違いが見られた。	13	31	18
④校内関係者が連携に消極的であった。	8	33	45
⑤校内外の連携のための時間の確保が難しかった。	12	30	20
⑥保護者が連携に消極的であった。	83	124	104
⑦校内における推進・まとめ役が明確でなかった。	13	45	54
⑧その他	3	10	15

(「子どものメンタルヘルスの理解とその対応」
(財)日本学校保健会平成17年)

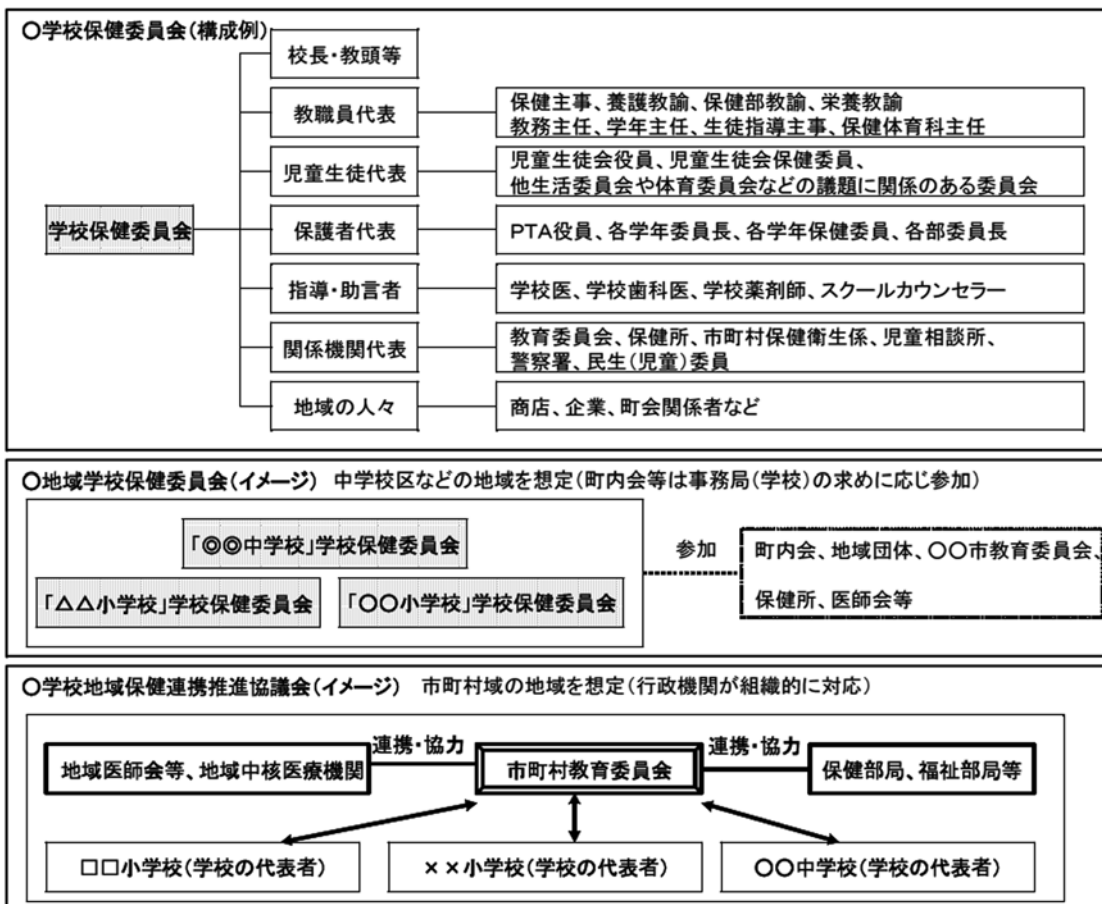
② また、健康診断における事後措置や日常の健康観察などから、学校が家庭に医療機関の受診などを勧めても家庭の理解が得られない場合がある。適切な支援を行うためには、受診などの勧めに応じてもらう必要があるため、家庭や子どもに不安を与えないように、学校からの受診などを勧めるに当たっては、養護教諭、学級担任等、校長等、学校医等、地域の関係機関などが十分に連携する必要がある。

③ 子どもの中には、心臓疾患や腎臓疾患、アレルギー疾患のように、その子どもの健康状態が適切に把握されていないと生命にかかわる事態が生じかねない子どもが少なからず見られる。心臓疾患や腎臓疾患などにおいては、「学校生活管理指導表」を用いて、個々の子どもの疾患の状況に応じた学校生活上の指示が主治医からなされている。また、アレルギー疾患についても同様の指導表の作成に向けた検討が進められている。学校は、健康診断の事後措置の結果や指導表などにより、家庭や主治医から報告された健康情報を適切に把握し、個々の子どもに対する保健管理に生かしていくことが求められる。

また、そのような情報をもとに、学校は適切な配慮を行うことが求められるが、学校の実情に応じて実施可能なものとそうでないものがあることが考えられる。どのような配慮を行うかの基本的な考え方について、教育委員会、学校、家庭、学校医、主治医が共通理解を図った上で、具体的な実施内容について学校と家庭が直接意見交換できる機会を設け、対応を決定することが重要である。

(3) 学校と地域の関係機関との連携の強化

① 子どもの現代的な健康課題に適切に対応するためには、学校や家庭を中心に、学校の設置者である地方公



共団体等や地域の関係機関を含めた地域レベルの組織体制づくりが不可欠である。

- ② 学校と地域の連携については、平成9年の保健体育審議会答申において、「地域にある幼稚園や小学校・中学校・高等学校の学校保健委員会が連携して、地域の子どもたちの健康課題の協議などを行うため、地域学校保健委員会の設置の促進に努めることが必要である」と提言されている。
- ③ このような中学校区などを単位とした学校間の連携は引き続き推進する必要があるが、子どもの健康課題は、その地域の特性を踏まえた取組の実施が重要であり、また、教育委員会はもとより母子保健や保健福祉などを担当する機関とも組織的に連携して対応していく必要がある。
- ④ このことから、市町村レベルにおいて、教育委員会と保健部局などの行政機関や地域の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の関連する団体などが連携し、子どもの現代的な健康課題を検討し対応する場の設置が求められる。このため、例えば市町村教育委員会に「学校地域保健連携推進協議会（仮称）」を設置し、域内の学校の代表者（校長・教頭等や保健主事・養護教諭等）、小児医療などの専門家、母子保健や保健福祉などの行政関係者などの参画を得て、メンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患の増加、性の問題行動や薬物乱用、感染症や過度のスポーツや運動による運動器疾患などの子どもの現代的な健康課題に関して、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた計画を策定し、それに基づき具体的な取組を進めるなど、地域ぐるみで計画的に取り組むことが必要である。

この計画においては、都道府県との連携を図りつつ計画を実行するに当たっての専門的サポートを誰が、どのように行うのかなど、子どもの健康課題に関して、学校や関係機関の果たすべき役割を明確にし、とるべき行動について具体的な年次目標を立て、それに向けた方策を策定することが望まれる。

- ⑤ また、都道府県教育委員会が、地元医師会などの協力を得て、学校に専門医を派遣し、子どもや保護者・教職員に対する啓発や個別の健康相談を行う取組が進められており、今後とも充実を図る必要がある。

Ⅲ 学校における食育の推進を図るための方策について

1. 子どもの食を取り巻く状況とその対応

（子どもの食を取り巻く状況）

- ① 食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。しかしながら、近年、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、偏った栄養摂取、朝食欠食などの子どもの食生活の乱れや肥満傾向の増加、過度の痩身などが見られるところであり、また、増大しつつある生活習慣病と食生活の関係も指摘されている。
- ② 朝食については、「食べないことがある」とする小・中学生の割合は、小学校5年生で14.6%、中学校2年生で19.5%に達し、「ほとんど食べない」とする

割合は、小学校5年生で3.5%、中学校2年生で5.2%となっている（平成17年度「児童生徒の食生活等実態調査」）。肥満傾向児（性別・年齢別に身長別標準体重を求め、その平均体重の120%以上の体重の者）については、小学校5年生男子で11.6%に達している状況である（平成19年度学校保健統計調査速報）。

- ③ 食習慣は、子どものころの習慣が成長してからの習慣に与える影響が大きく、大人になって改めることは困難を伴うものであり、子どもが将来にわたって健康に生活していくことができるようにするためには、子どもに対する食に関する指導を充実し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせることが重要な課題となっている。
- ④ また、食品の安全性や信頼性を揺るがす事案が生じ、国民の関心が高まる中で、食品の品質や安全性について正しい知識・情報に基づいて自ら判断できる能力（食に関する自己管理能力）を身に付けさせることが求められている。
- ⑤ 昭和29年に、学校給食法が制定され、学校給食の法的根拠が明確になるとともに、「義務教育諸学校における教育の目的を実現するため」（同法第2条）とあり、学校給食が教育の一環であることが法的に位置付けられた。その後、学習指導要領においても学校給食が特別活動に位置付けられ、今日に至っている。
- ⑥ さらに、食に関する指導は、給食の時間以外にも、家庭科、技術・家庭科や体育科、保健体育科をはじめとした各教科や特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて広く行われてきており、学校においては、従来より、いわゆる「食育」に関する取組が推進されてきたといえる。

現在では、食育を、食を通して健やかな心身と豊かな人間性をはぐくむことを目的とした、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとしてとらえ、学校における食育の一層の推進が求められている。

（子どもの食をめぐる現代的な課題への対応）

- ① 近年、子どもの食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導を充実し、子どもが望ましい食習慣を身に付けることができるよう、平成16年に栄養教諭制度が創設され、平成17年4月から栄養教諭の配置が開始されているが、食に関する指導体制を整備し、学校における食育をさらに推進するためには、その配置拡大が不可欠である。
- ② また、学校における食育の推進のためには、校長のリーダーシップの下に、学級担任はもとより、家庭科、技術・家庭科や保健体育科をはじめとする関係する教科の担任や、児童生徒の健康の保持増進にあたる養護教諭など関係教職員が連携・協力しながら、栄養教諭が中心となって組織的に取り組む体制を充実し、学校教育活動全体において、各教科等の指導内容・方法を生かしつつ教科横断的な指導として食に関する指導を充実するとともに、地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着など学校給食の充実を図ることが重要である。さらに、食に関する指導の効果を高めるためには、学校内の取組にとどまらず、学校、家庭、地域の連携・協力体制をつくることが求められている。
- ③ 平成17年6月には、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付け、国民の食を取り巻く様々な課題等に対して、国が取組を行うに際しての理念、関係者の責務、施策の基本的な方向を明らかにした「食育基本法」が制定さ

れている。同法に基づき、平成18年3月に政府の「食育推進基本計画」が策定され、内閣府をはじめ、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等の関係各府省庁が実施する食育に関する施策について連携を図り、政府として一体的に取り組む体制が整えられるとともに、地域や社会を挙げて子どもに対する食育を積極的に推進することが求められている。

(1) 「生きた教材」としての学校給食の充実

① 学校給食は、成長期にある子どもの心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する効果的な指導に資するものである。

特に給食の時間では、準備から後片付けを通して、計画的・継続的に指導を行うことにより、子どもに望ましい食習慣や食に関する実践力、豊かな人間関係を構築する力を身に付けさせることが可能であるとともに、地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深め、食に関する感謝の念をはぐくむことができるなど「心の教育」を含め高い教育効果が期待されている。

また、学校における食育を推進する上で、給食の時間のほか、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等における食に関連する学習内容相互の緊密な連携を図り、横断的・総合的な指導を行うとともに、その指導に際し、学校給食を教材として積極的に活用することが求められている。例えば、家庭科、技術・家庭科において栄養バランスを学ぶ場合、当日の学校給食の献立を教材として学習し、授業後の給食の時間に、実際に見て食べることを通して学習内容の復習や確認を行うことにより理解を深める取組や、理科で栽培した植物や社会科で学習した地場産物など、教科等で使用する教材を食材として意図的に学校給食の献立に活用することで、学習内容をより身近にとらえさせる取組などが考えられる。

② このように、学校給食は、子どもの成長発達や活動の源泉となるものであると同時に、極めて有効な教材として多面的な活用を図ることができるものであり、また、子どもが毎日の学校生活の中で特に楽しみとしているものの一つであって、生活の営みの一部であることから、自ずと子どもの興味・関心を引き出し得る特性を有している。このような特性にかんがみ、従前、各学校において、いわゆる「生きた教材」として活用が図られてきたところであるが、今後とも、食育を推進する上で、学校の教育活動全体を通じて、学校給食の有する教育的機能を最大限に発揮させることができるような取組が求められる。

③ 給食の時間における指導は、教育課程上の特別活動として極めて重要な学校教育活動であることから、ゆとりを持って食事や指導ができるよう、地域や学校の実態に応じ、十分な給食の時間の確保に努める必要がある。

また、学習活動の場である教室を食事の場としてもふさわしいものに整える工夫や、食堂やランチルームを有効に活用して異学年や複数学級による会食を実施する取組など、子どもたちが明るく和やかな雰囲気の中で学校給食を楽しみ、豊かな人間関係を醸成することができるような食事環境の整備が求められる。

④ 学校給食の法的根拠である学校給食法は、昭和29年に制定され、当初より学校給食が持つ教育的意義が盛

り込まれているが、今日、食育の推進が重視されている中で、食への感謝の念や学校給食を通じた地域文化の理解、郷土への愛着など、学校給食が持つ食育推進上の教育的意義をさらに明確にすることを検討することが求められる。

○学校給食法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実に資することを目的とする。

(学校給食の目標)

第2条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- 二 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- 三 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
- 四 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解を導くこと。

⑤ また、文部科学省では、学校給食法の趣旨に則り、学校給食を適正に実施するため、学校給食の実施の対象や実施回数、児童生徒1人当たりの平均栄養所要量等について定めた「学校給食実施基準」（昭和29年文部省告示）を告示している。

国の責任として、全国において一定水準以上の学校給食が実施されるよう基準を示すという観点から、「学校給食実施基準」をより明確に法体系に位置付けることを検討することが求められる。

⑥ なお、現在、小学校については全国の約99%が完全給食を実施しているが、中学校については実施率が約70%となっている。今後、中学校における学校給食の実施を含め、学校給食の更なる普及・充実に資し、学校給食が持つ食に関する指導の「生きた教材」としての意義を家庭だけでなく、広く国民に発信することが重要である。

(2) 学校給食における地場産物の活用や郷土食・行事食の活用

① 地場産物を学校給食に活用することにより、子どもが、より身近に実感を持って地域の自然や環境、食文化、産業等について理解を深めることができたり、生産者や生産過程等を理解し、食べ物への感謝の気持ちを抱くことなどができるため、その活用が積極的に進められている。

② 政府の食育推進基本計画において、学校給食における地場産物の活用を促進するため、当該都道府県産の地場産物を使用する割合を平成22年度までに30%以上とすることを目指すこととしており、文部科学省では、各地域の地場産物の調達・納入方法や、地場産物を活用した食に関する指導の実践を集めた事例集を作成・配布（平成18年2月）し、地場産物の活用を促進している。

③ 食育推進基本計画に記載のとおり、学校給食における地場産物の活用は、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、関係者の努力や食への感謝の念をはぐくむとともに、郷土への愛着を深めるといった教育的意義を有するものであり、その意義を踏まえ、学校給食を活用して食に関する指導を

行う際には、地場産物を積極的に活用し、地域の食文化への理解を図ることに配慮するよう法的に位置付けることを検討することが求められる。

- ④ 地場産物の種類・量が少ない都道府県での活用の促進方策も含め、各地域での地場産物の活用を推進するため、地域の生産者や関係機関と連携し、計画的、安定的に供給できる体制の確立や地場産物を使用した加工食品の開発のための支援を国が行うことが望まれる。
- ⑤ また、伝統的な日本文化である稲作、米食について理解するとともに和食の食べ方を身につけることは、食文化を継承する上で非常に重要であることから、今後とも、米飯給食の普及啓発を図ることが求められる。
- ⑥ さらに、学校給食を通して、伝統的な日本文化である稲作・米食や郷土食、行事食について理解を深めることは、教育的意義を持つものであり、全国各地の郷土料理や伝統料理を取り入れた学校給食の献立を広く周知するための取組が望まれる。

2. 食育・学校給食に関する学校内の体制の充実

(1) 学校の教育活動全体を通じた取組

- ① 学校における食育は、給食の時間を中心に、特別活動、各教科等の学校教育活動全体において、各教科等の指導内容・方法を生かしつつ、教科横断的な指導として関連付け、体系的に行うことが重要である。
- ② このため、各学校において、食に関する指導の全体計画を作成し、校長のリーダーシップの下に関係教職員が連携・協力しながら、継続的、体系的な食育を行っていくとともに、関係教職員の食育に対する意識の向上を図ることが必要である。
- ③ 文部科学省では、各学校における食に関する指導内容を充実させるため、教職員用の指導参考資料「食に関する指導の手引」を作成し、各学校の取組を支援している。その中で、食に関する指導に係る全体計画に掲げることが望まれる内容や全体計画の作成、全体計画を踏まえた指導を進めるに際しての留意点等を示すとともに、学校における食育の推進に中核的な役割を担う栄養教諭の果たす役割を提示している。
今後、学校における食に関する指導の全体計画の策定率を向上させ、継続的、体系的な食に関する指導を充実させるためには、学校給食を「生きた教材」として活用した食に関する指導の全体計画の作成に関し、法制度の整備を検討することが望まれる。

(2) 栄養教諭等

- ① 食に関する子どもの健康問題の深刻化に伴い、学校給食の栄養管理や衛生管理などの職務を行う学校栄養職員による担任教諭等の行う教科指導や給食指導への専門的立場からの協力が行われてきた。しかしながら、学校栄養職員が食に関する指導を行うために必要な専門性は制度的に担保されていなかったため、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる職員として、平成16年度に栄養教諭制度が創設された。栄養教諭は、学校における食育の推進の要として重要な役割を担っており、各都道府県において配置が進んでいる。
栄養教諭は、学校給食の管理のほか、
 - i) 他の教職員と連携・調整し、食に関する指導の全体計画の策定など学校全体での取組に企画立案

段階から中心的に携わるとともに、啓発活動や保護者への助言等、家庭や地域との連携を図るなど、学校の内外を通じ、食に関する指導のコーディネーターとしての役割を果たすこと

- ii) 給食の時間をはじめとする特別活動、関連する各教科などにおいて、学級担任や教科担任と連携しながら、食に関する指導を行うこと
- iii) 学級担任、養護教諭、学校医などと連携しつつ、肥満傾向、過度の痩身、偏食傾向の子どもや食物アレルギーを持つ子どもへの個別的な指導を行うこと
など学校における食育推進の中核的な役割を担っている。

- ② 栄養教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」と定められている。学校における食育の推進において、他の教職員や地域社会と連携しつつ、その要としての役割を果たせるよう、栄養教諭の役割・職務の明確化を図るための法制度の整備を検討するとともに、各種研修会をはじめ様々な機会を通じ、その周知を図る必要がある。
- ③ 学校における食育を推進する上で、栄養教諭の果たす役割は極めて重要であるが、その配置は義務的なものではなく学校の設置者の判断にゆだねられており、未だ配置がなされていない場合や、配置数が十分とはいえない都道府県が見られる。

○栄養教諭の配置状況

平成17年度：34名（4道府県）
平成18年度：359名（26道府県）
平成19年度：986名（45道府県）〔平成19年9月30日現在〕

- ④ 各都道府県における栄養教諭の配置を促進するためには、国は栄養教諭制度の意義や具体的な成果を積極的に発信し、自治体や国民の栄養教諭制度に対する更なる理解の促進を図ることが求められる。
- ⑤ また、食に関する指導を充実するためには、多くの子どもが栄養教諭による指導を受けられるようにすることが重要であり、栄養教諭の定数改善を図ることが必要である。なお、将来的には、栄養教諭制度創設の趣旨に照らし、免許法認定講習の適切な実施を通じ、希望するすべての学校栄養職員が円滑に栄養教諭免許状を取得し、計画的に栄養教諭に移行することが望まれる。
- ⑥ 栄養教諭が学校における食育の中核的な役割を担っていくためには、常に食に関する新しい情報を収集し、子どもに適切に指導を行うことができる指導力を身に付けることが重要である。

現在、栄養教諭に対する国レベルでの研修については、全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会や各地域で実施する研修等における指導者の養成研修などを実施している。また、各都道府県においては、地方交付税措置により栄養教諭・学校栄養職員新規採用研修や経験者研修等が行われているが、教諭と比較して研修日数が少なく、不十分な状況といえる。このため、国が研修プログラムのモデルを示し、研修内容と研修体制の充実を図る必要がある。また、教育公務員特例法上の初任者研修を栄養教諭も対象とすることについては、学校内において直ちに指導にあたる人材を確保することが困難であるなど課題があるが、外部人材などの活用状況を勘案し、適宜、新たに採用された栄養教諭に対する研修の充実について検討することが求められる。

⑦ 学校栄養職員については、各学校の求めに応じてチーム・ティーチングや特別非常勤講師制度を活用し、子どもの食に関する指導に取り組んできている。学校栄養職員の職務には栄養教諭のように食に関する指導は位置付けられておらず、学校における食育の推進に果たす役割は異なるが、学校栄養職員は、栄養教諭への移行が想定される職員であり、今後とも食に関する専門性の向上を図り、学校の求めに応じて、食に関する指導に専門性を発揮することが望まれる。

(3) 学級担任や教科担任等

① 食に関する指導が栄養教諭の職務として位置付けられているが、このことは、栄養教諭自身が、食育に関して、その学校における子どもに対する指導のすべてを自ら行うことを想定しているものではなく、校長のリーダーシップの下に、学級担任や教科担任等すべての教職員が連携・協力し、担当する教科等において積極的に食に関する指導を行うなど、学校全体で食育を推進することが求められている。そのためには、教職員の意識啓発のための校内研修や、食に関する指導の全体計画に係る一連の取組等を行うとともに、学校内の食育を組織的に推進する役割を担う「食育推進委員会」などの校内委員会を組織し、校務分掌に明確に位置付けるなど、校内組織を充実させる必要がある。

その際、栄養教諭は、学校における食育の推進のための中核的な役割を担っていることから、食育責任者として校内委員会の取組を積極的に推進する役割が求められる。

② 一方、栄養教諭が配置されていない学校や学校給食を実施していない学校においても、校長を中心とした食育に関する取組が行われている学校も見られるが、全体としては、食に関する指導の全体計画を作成し、継続的、体系的な指導を行うことに関し課題があるといえる。

栄養教諭が配置されていない学校や共同調理場の受配校においては、教諭等が食育責任者となり、校内委員会の運営を行う必要があり、このような場合、本務校や共同調理場の栄養教諭や学校栄養職員と連携しつつ、自校の食育の推進に努めることが重要である。

③ 食育の推進は、学校教育活動全体を通じて取り組むべき事項であるとともに、現在の栄養教諭の配置状況にかんがみると、学校における効果的な食育の推進には、栄養教諭以外の教職員の食に関する指導への関心を高め、その指導力を向上させることが大変重要であり、各大学や教育委員会の取組により、教員養成の段階や初任者研修をはじめとする各種現職研修の段階において食育についての知識や指導方法について修得する機会を確保・充実することが望まれる。

④ 学校給食調理員にも学校における食育の取組に協力することが期待されていることから、学校給食調理員の研修においても、調理方法や衛生管理に関する内容に加え、食育の推進に関する内容を充実するとともに、学校における食育の推進には、すべての教職員の理解と連携・協力が必要があることにかんがみ、職種横断的な研修の取組など新たな研修なども有効である。

⑤ また、肥満傾向や偏食、食物アレルギー、咀嚼不足など、食に関する健康課題を有し、個別的な対応や相談指導が必要な子どもに対しては、学級担任等や養護教諭、栄養教諭、関係教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等が共通理解に立ち、連携して取り組むことが大切であり、学校内においては関係教職員からなる指導体制を整備することが望まれる。

⑥ 高等学校においては、生徒が健全な食生活を主体的に実践し得る発達段階にあることを考慮し、学校の教育活動全体を通じて食育に取り組むことによりその充実を図ることが望まれる。その際、家庭科、保健体育科等関係する教科、ホームルーム活動や生徒会活動等の特別活動、総合的な学習の時間を中心とし、地域の有識者等も活用しながら、それぞれの特質に応じた食に関する指導を適切に行うことが重要である。

(4) 校長・教頭等

① 学校における食育の推進に当たり、校長は、栄養教諭を中心とする食に関する指導の全体計画の作成を指揮し、校内体制を整備して学校教育活動全体で積極的な取組が行われるよう全体的な視点から関係教職員を指導することなどが求められる。

② 食に関する指導や衛生管理を含む学校給食の管理において、責任者である校長のリーダーシップが学校全体の意識向上と取組の活性化に与える影響が極めて大きいことにかんがみ、校長が適切なリーダーシップを発揮できるようにするため、各都道府県等における管理職研修をはじめ食育や食に関する指導の重要性について周知を図る取組を推進することが必要である。

なお、管理職である副校長、教頭についても同様な取組が求められる。

(5) 学校給食における衛生管理の徹底

① 学校給食において、安全・安心な食事の提供は大前提であり、学校給食調理場の衛生管理責任者である栄養教諭等の指導の下、食品、調理作業、施設設備や調理員の衛生管理の徹底を図り、食中毒等の発生を防止することが不可欠である。

② 食中毒を防止し、安全な学校給食を提供するため、文部科学省では「学校給食衛生管理の基準」(平成9年文部省体育局長裁定)を作成し、局長通知により各学校に学校給食の衛生管理の徹底を要請している。

③ しかしながら、これらの基準を遵守した学校給食を実施することは市町村や各学校の判断にゆだねられており、関係者の食中毒に対する意識や衛生管理が不十分なため、食中毒が発生している事例も見られることから、より安全で安心な学校給食の実施のためには、学校給食における衛生管理を今後さらに強化していくことが必要である。

④ このため、国の責任として、一定水準以上の衛生管理がすべての学校で行われるよう基準を示すという観点から、「学校給食衛生管理の基準」を法体系に位置付けることを検討することが必要である。

⑤ 食中毒が発生した場合の迅速な状況確認、対応のための分析や留意事項等の全国への情報提供の体制を構築することが求められる。

3. 学校、家庭、地域社会の連携の推進

○ 学校において食育をより効果的に推進するためには、栄養教諭が中核となり家庭や地域との連携を図りつつ食に関する指導を行うことが重要である。

○ 家庭や地域と連携した取組を進めるためには、食育の目標や具体的な指導内容・方法、学校で指導を行う時期等について、あらかじめ保護者や地域の関係者等に説明し、理解を得ることが有効であり、その意味で

も食に関する指導の全体計画の策定は重要である。

(1) 学校と家庭との連携の強化

① 食に関する問題は、本来、家庭が中心となって担うものである。子どもたちに健全な食生活を実践する力を身に付け、習慣化させるためには、教育活動として様々な配慮の下に実施されている学校給食を活用した学校における取組のみならず、家庭において、楽しく食卓を囲み、家族のコミュニケーションを大切にしながら、基本的な食事のマナーや望ましい食習慣の確立に向けた適切な取組がなされる必要がある。

しかしながら、社会環境の変化や食生活をめぐる状況の変化により、保護者が子どもの食生活を十分に把握し、管理していくことが困難になってきているため、子どもの望ましい食習慣の形成については、家庭を中心としつつ、学校や地域社会においても積極的に取り組んでいくことが重要である。

② このため、給食だよりなどにおいて学校の取組を紹介したり、給食の試食会や親子料理教室などを開催したりして、食育について学校から家庭への啓発が行われているが、食に関する指導の効果を上げるためには、やはり家庭の理解と協力や家庭における子どもへの食に関する指導が不可欠であり、今後とも家庭への情報提供や啓発活動を促進する必要がある。

③ また、食に関する対応については、家庭からの情報収集を積極的に行ったり、食の大部分を担う家庭に対し、栄養や食事に関する助言を行ったりするなど密接に連携を図るとともに、医学的な対応を要する場合には、主治医や専門医との連携を図りつつ対応することが必要である。

④ さらに、現在、「早寝早起き朝ごはん」国民運動など子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるための取組が実施されているが、学校・家庭・地域社会が連携した子どもに対する食育を推進するためには、このような活動と連携することも効果的である。

(2) 学校と地域社会との連携の強化

① 学校における食育を推進するためには、食に関する指導の全体計画に基づき、地域の生産者や食に関する知識・経験を有する地域の人材を積極的に活用したり、食生活の改善のために活動しているNPO等の協力を得るなど、地域社会との連携・協力を進めていくことが効果的である。

その際、学校に設置されている「食育推進委員会」や、共同調理場に設置されている運営委員会等、既存の組織を活用することも考えられる。

② 総合的な学習の時間などにおいて、農作業等の体験活動を実施するに当たり、地域の生産者や生産者団体の担当者に指導を受けながら栽培し、収穫した農作物などを学校給食に活用したり、地域の方を交流給食会等に招待したりするなど地域と連携した取組が行われている。今後とも、地域社会と連携しつつ、子どもたちが食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動に参加し、自然の恩恵の上に貴重な食料生産が成り立っていること、食という行為は動植物の命を受け継ぐことであること、食生活は生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感する機会が確保されることが望まれる。

また、地域の有識者等を特別非常勤講師やゲストティーチャーとして活用し、食に関する指導への協力を得ることも有効である。

③ 学校における食育を推進するため、市町村教育委員会等が中心となり、保育所、幼稚園、小中学校、栄養教諭（学校栄養職員）、地域の関係機関、農林漁業者、保護者等をメンバーとする「地域食育推進委員会（仮称）」などを設置し、一貫した指導に取り組むことが望まれる。

④ なお、各地域において、子どもに対する食育を推進するためには、市町村教育委員会のみならず、保健部局や農政部局等の関係行政部局が緊密な連携を図り取組を推進する必要がある。

Ⅳ 学校安全の充実を図るための方策について

1. 子どもの安全を取り巻く状況と その対応

(1) 子どもの安全をめぐる現状及び対応について (子どもの安全を取り巻く状況)

① 子どもの身のまわりで毎年多数の事故が発生している。例えば、小学校では休憩時間中を中心に、中学校・高等学校では課外活動などにおいて、捻挫、打撲、骨折などの負傷などが年間約120万件*発生している。（*独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付の対象となった災害の件数）

② あわせて、近年、学校に不審者が侵入して子どもや教職員の安全を脅かす事件や、通学路で子どもに危害が加えられる事件が発生し、大きな社会問題となっている。

③ また、交通事故は、成人も含め平成18年には約89万件発生し、負傷者が約110万人、死者が約6,400人に上っている。子どもの交通事故による死亡者数は近年減少傾向にあるが、なお約240人に上り、また、負傷事故も多数発生するなど子どもの安全に対する大きな脅威となっている。

④ さらに、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、児童生徒など300人以上を含む6,000人を超える死者を数えるとともに、多数の市民が被災した。その後も、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、同年8月の宮城県沖地震、平成19年3月の能登半島地震、同年7月の新潟県中越沖地震が発生するとともに、平成16年7月の新潟・福島豪雨災害、同年10月の台風23号、平成19年7月の台風4号などの風水害も発生している。

⑤ このような子どもの安全を脅かす事件・事故に対応して、学校では防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全（防災）のそれぞれの分野について、学校内の施設設備の安全点検や、交通安全を中心とした通学路における取組など安全管理のための取組を進めるとともに、避難訓練などを含め子ども自身に安全を守るための能力を身に付けさせる取組が行われてきた。また、近年発生している学校への不審者侵入事件などに対する取組が進められてきた。

（子どもの安全をめぐる課題への対応）

- ① 子どもの安全を守るための取組を進めていくためには、
 - i) 安全な環境を整備し、事件・事故の発生を未然に防ぐための事前の危機管理
 - ii) 事件・事故の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理
 - iii) 危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る事後の危機管理の三段階の危機管理に対応して、安全管理と安全教育の両面から取組を行うことが求められている。
- ② そのため、学校における子どもの安全を守る体制の整備を推進するとともに、情報化、車社会化をはじめ、地域によって差異があるが、過疎化、都市化、学校に対する意識の変化や地域コミュニティのつながりの希薄化などの地域や社会状況に適切に対応しつつ、学校・家庭・地域の連携の下で子どもの安全に関する取組を進めていくことが必要である。
- ③ また、安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、内容や手段、学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど定期的に取組状況をふりかえり、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。
- ④ さらに、事件・事故を防ぐとともに、発生時の被害を最小限にするためには、その原因となるいじめ、薬物乱用などの課題の解決や事故発生時の応急手当などが必要であることから、生徒指導や第Ⅱ章に述べた養護教諭等を中心とした学校保健のための取組との連携が求められている。
- ⑤ なお、近年、情報化の急速な進展により、子どもが携帯電話やパソコンを利用する機会が増加しているとともに、違法・有害情報サイトを通じた犯罪等に巻き込まれたり、携帯電話等を使ったいじめが発生するなどの問題が起きている。子どもたちをインターネット上の有害情報から守り、また、子どもの情報モラルを育成するためには、学校、保護者のみならず、企業や地域社会が一体となって取り組むことが重要であり、これらの取組とも連携を図ることが求められている。

（2）子どもの安全を守るための学校、家庭、地域の役割について

- 上記のような子どもの安全を守るための取組を進めるためには、学校、家庭、地域が連携しつつ対策を進めることが必要である。一般的には、学校内における子どもの安全は、学校が中心となって、家庭と地域の協力を得つつ確保し、通学路など学校外における子どもの安全については、学校、家庭、地域が、それぞれの状況を勘案し、適切な役割分担の下で協力しつつ、確保することが求められている。
- さらに、学校、家庭、地域が子どもの安全に関する取組を進めるに当たっては、学校の施設設備や人的体制の充実、地域の治安体制の強化などが必要となる。そのため、地方公共団体や国が子どもの安全確保の重要性を認識し、積極的な支援を行うことが求められている。

（子どもの安全を守るための学校の役割について）

- ① 学校に求められる役割として第一に挙げられるのは、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体において行われる総合的な安全

教育によって、子ども自身に安全を守るための能力を身に付けさせることである。

具体的には、

- i) 日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること、
 - ii) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにすること、
 - iii) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすることなどについて、発達段階に合わせて、子どもの能力をはぐくむことが求められている。
- ② 次に、学校においては、施設設備の安全点検などにより、安全な環境づくりを行うとともに、開かれた学校という理念を前提としつつ、教育活動中における事故や災害、学校への不審者侵入による事件などから子どもを守ることも求められている。
 - ③ さらに、学校においては、小学校・中学校を中心に登下校において子どもの安全が確保されるよう、地域の実情を考慮して通学路の設定を行っており、設定した通学路について定期的に点検を行うなど、通学路を含めた学校外の子どもの安全について一定の対応をとることが求められている。

（子どもの安全を守るための家庭の役割について）

- ① 家庭は、自宅や自宅周辺などにおける一般的な安全を確保することが求められている。また、防犯や交通安全を目的とした学校内や登下校時の巡回などの学校内外の子どもを守る活動へ協力することが期待されている。あわせて、家庭は、現在子どもが直面している危険に対する指導や自他の生命の尊重の態度の育成を中心に、安全教育についても大きな役割を果たすことが求められる。

（子どもの安全を守るための地域の役割について）

- ① 地域は、地域における安全な環境を整備するとともに、ボランティア等として学校内外における巡回などの取組を行うことが期待されている。あわせて、「子ども110番の家」など事件発生時の緊急対応に協力することも期待されている。また、地域や関係機関が実施する社会体育・社会教育活動においても、子どもの安全管理について適切に対応する必要がある。
- ② なお、学校や家庭、また、地域のボランティア等が子どもの安全を守る取組を推進したとしても、子どもの安全を脅かす課題は、あらゆる場面において生じることから、学校内や通学路などにおける子どもの安全を守ることに加えて、地域全体の治安を向上させ、犯罪や事故が起りにくい社会を構築していくことが求められる。

現在、多くの都道府県等において、生活安全条例を制定し、警察や学校による子どもの安全のための取組はもとより、住民の自主的な活動の推進や地域社会の一員としての事業者の努力を求め、犯罪の防止に配慮した道路、公園や住宅の普及など、警察、消防、道路交通、公園、街づくりなどすべての行政分野において連携を図りつつ安全・安心なまちづくりを進めている例が見られ、このような取組を進めていく必要がある。

2. 学校安全に関する学校内の体制の充実

- 学校が、学校内で、また、学校外においても子どもの安全を守るための一定の取組を進めていくためには、校長等管理職のリーダーシップの下、総合的な計画を策定しつつ、学校内における体制を整備することが求められている。

(1) 学校安全の計画的な実施について

- ① 子どもの身のまわりの事件・事故や自然災害はあらゆる場面において発生しうることから、学校事務職員、学校現業職員を含むすべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのため、学校安全に関して総合的な計画（学校安全計画）を作成し、教職員の共通認識の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。
- ② 現在、学校保健法では、学校保健安全計画を立て、これを実施することが規定されているが、計画に盛り込むべき安全に関する内容としては安全点検のみが例示されている。

学校が取り組むべき安全課題に適切に対応するためには、日常生活における事件・事故、交通事故や自然災害に対する対応について、学校保健安全計画に定めることを法的に明確にすることを検討する必要がある。

また、安全教育と安全管理の両者を盛り込んだ計画を策定している例が多いが、安全管理のみの計画にとどまる学校も見られ、避難訓練を含め安全教育に関する計画も盛り込んだ計画を策定することが必要である。

○学校保健法

第2条 学校においては、幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

○学校保健安全計画の概要

- ・安全管理、安全教育いずれかの内容だけである小学校 (15.2%)
- ・安全管理と安全教育の両方の内容が含まれる小学校 (84.3%)

(文部科学省調査 平成16年度)

(2) 安全点検など環境の整備について

(環境整備に関する法的制度について)

- ① 学校における安全な環境を整備することは危険を予防する上で極めて重要である。そのため、学校保健法では、日常的に安全な環境の維持に努め、毎学期1回以上、子どもが通常使用する施設設備の異常の有無について、系統的に安全点検を行うとともに、必要があるときは臨時に安全点検を行い、安全点検の結果に基づき危険箇所の明示、施設設備の修繕などの事後措置を行うこととされている。
- ② 各学校の抱える様々な課題に対して適切に安全対策が行われるよう、学校保健安全計画において日常生活

における事件・事故や自然災害に対応した安全点検がなされ、また、通学路の安全点検を行うことについての確に位置付けられるよう検討する必要がある。

なお、労働安全衛生法においては、労働者の安全を確保する観点から、事業場の規模に応じた体制を整備し安全衛生管理を行うことが規定されており、学校においても教職員の安全を守るという観点から、同法に基づく学校の安全確保のための取組を着実に実施する必要がある。

○学校保健法

第3条の2 学校においては、施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じて修繕する等危険を防止するための措置を講じ、安全な環境の維持を図らなければならない。

○学校保健法施行規則

第22条の5 法第2条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童、生徒、学生又は幼児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

第22条の6 学校においては、前条の安全点検に行つたときは、その結果に基づき、必要に応じて危険箇所の明示、施設及び設備の修繕等危険を防止するための措置を講じなければならない。

第22条の7 学校においては、前二条に定める措置をとるほか、常に、設備等の整理整頓に努めるとともに、危険物の除去等安全な環境の維持に配慮しなければならない。

(学校施設等の安全性の確保について)

- ① 学校施設は、子どもが一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。
- ② 学校施設についても前述のように学校保健法に基づき、安全点検を行うこととされているが、学校施設の安全性を確保するためには、平常時の安全性のみならず、地震や台風などの自然災害に対する構造上その他の安全性を確認することが重要である。そのため、日常的又は毎学期1回以上定期に行う安全点検に加え、数年ごとなどの中長期的に行う各学校の設置者における安全点検の実施について明確化することを検討する必要がある。
- ③ また、学校の設置者においては、喫緊の課題である学校施設の耐震化を推進するとともに、安全上問題のある老朽施設の解消を図る必要がある。さらに、学校への不審者侵入による事件や教育活動中における事故を未然に防ぐために、防犯カメラや防犯センサーなどの防犯監視システムについては、例えば公立学校においては地方財政措置がなされており、その活用などにより施設設備面からの対策を行う必要がある。あわせて、非常時の対応のために、自動体外式除細動器（AED）など安全確保のための物的整備を行うことも重要である。これらについては、人的体制の整備等の取組とあわせて有効な活用が図られることが必要である。

(3) 学校における人的体制の充実について

- ① 学校保健安全計画の原案の作成や日常的な安全管理活動の実施など事前の危機管理を円滑に進めるために、学校安全に関する学校内の体制として、多くの学校において保健安全委員会（部）、学校安全委員会

(部) など安全に関する組織が校務分掌上位置付けられている。

○学校安全に関する組織の状況

- 何らかの形で学校安全に関する組織を設置している小学校 (97.6%)
- ・学校安全部、安全委員会等独立した安全関係の組織を設置 (22.2%)
- ・保健安全部、保健安全委員会等保健と併せて安全関係の組織を設置 (22.6%)
- ・生徒(生活)指導部、特別活動部、保健部、保健委員会等の中に係や担当として位置付け (52.8%)

(文部科学省調査 平成15年度)

② しかしながら、安全に関する様々な取組が複数の部(係)において、分散して行われている例(けがの防止については保健部、防災(訓練を含む)については管理部、交通安全については指導部等)が見られる。このような場合、具体的な取組はそれぞれの担当が行うが、各種計画の策定、学校内の学校安全活動の企画・調整について、関係教職員の連携の核となる教職員(例えば、学校安全主事・主任等)を校務分掌の中で明らかにし、学校安全を推進する学校も見られ、各学校において、このような体制の整備を図ることも有効である。

③ また、学校を不審者から守るためには、実際の人の力によって子どもの安全を確保していくことが求められる。

そのため、学校や学校の設置者の判断により、警備員を配置し、学校内の子どもの安全を守る取組を進める学校が見られる。また、ボランティアなどが学校内を巡回したり、常駐するような取組も見られる。学校と地域が連携して子どもの安全を確保する観点から、学校や学校の設置者において、地域の実情に応じて、このような外部の人材を活用した人的体制を充実する取組を今後とも進めていく必要がある。さらに、地方公共団体や国においても、学校における安全に関する人的体制の充実が図られるよう適切な支援を行うことが必要である。

○警備員の配置状況

- ・警備員(夜間警備やボランティアによる巡回等は除く)を配置している小学校 (11.8%)

(文部科学省調査 平成17年度)

(4) 緊急時の体制の整備について

① 子どもの安全を確保するための取組の中でも、学校への不審者の侵入事件や地震など突発的、外因的に発生し、その後の被害の拡大が予想される事件・事故の発生時の安全管理については、校長などの管理職の下、学校全体で対応に当たる特別な体制をあらかじめ構築しておくことが求められる。

② そのため、多くの学校においては、学校に不審者が侵入した場合を念頭に、内容の精粗はあるが、緊急時の対処方法、情報の連絡・共有、応急手当、報道機関や関係者への適切な情報提供、被害にあった子どもの心のケアなど必要な方策の具体的な内容とその実施体制を「危機管理マニュアル」として定め、教職員への周知を図っている。また、文部科学省において各学校のマニュアル作成に当たっての参考となるよう「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」をまとめている。

○防犯マニュアルの策定割合

- ・防犯マニュアルを活用している小学校 (99.9%)
- ・学校独自の防犯マニュアルを作成している小学校 (95.0%)

(文部科学省調査 平成17年度)

③ 危険発生時の学校の対応を円滑に進めるため、あらかじめすべての学校において、学校や地域の状況に合わせて学校の教職員がとるべき措置の具体的な内容、手順等を記載した危機対処要領が策定されるよう、その作成の必要性を法的に明確にすることも含め危機対処要領の策定を促進することを検討する必要がある。

なお、危機対処要領については、学校を取り巻く状況の変化に伴い定期的な見直しを図るとともに、危険発生時においては、学校の設置者の支援が重要であることから、方策の策定に当たっては、学校と教育委員会など学校の設置者との連携・協力が重要である。

(5) 学校安全に関する教職員の資質の向上と研修の充実

① 子どもの安全確保の重要性について、教職員の意識を向上させるとともに、知識・技能を身に付けさせるために、都道府県等において教職員向けの研修が行われるとともに、避難訓練や防犯訓練を含め防災や防犯分野を中心に多くの学校において安全に関する校内研修などが行われている。さらに、初任者研修について文部科学省から示されているモデルカリキュラムの中でも、学校安全に関する下記のような研修が示されている。あわせて、学校安全に関する科目を教員免許の取得に当たって必修とする大学も見られ、また、教員の学校安全に係る能力の向上のための具体的な教育プログラムについて研究を行うなど教員養成段階から安全教育を充実している大学も見られる。

○防災・防犯に関する校内研修の実施率

- ・(小学校) 防災に関する校内研修の実施率71.5% (平成16年度)
- 防犯に関する校内研修の実施率95.8% (平成17年度)

(文部科学省調査)

○初任者研修目標・内容例(小・中学校)(文部科学省初等中等教育局教職員課)

5. 学校の組織運営
 - ・安全管理・事故の防止(学校事故防止と安全対策等のマニュアルの理解や非常時の組織的行動と役割等を理解し、行動できる。)
7. 教育課程の解決に向けた取組
 - ・学校保健、安全指導の進め方(各教科・領域と安全に関する内容との関連を十分に図り、指導できる。交通安全指導の考え方や指導法の要点を学び、実際の指導に生かすことができる。)

○教員養成段階から安全教育を重視している大学の例

- ・日本体育大学や大阪教育大学等においては、教職課程において安全教育に関する科目を必修としている。
- ・日本女子大学においては、文部科学省から「資質の高い教員養成推進プログラム」の支援を受け、平成18年度より学校安全主任養成のための大学院教育プログラムを開発している。

- ② このような中、すべての教職員の安全に関する知識・技能を向上させるためには、各学校において、安全な環境の整備、様々なケースに対応した防犯・避難訓練、心肺蘇生、心のケアなど事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが必要である。そのため、国においては、全国で教職員が一定の知識を持つことができるよう、最新の安全知識や優れた取組事例などについて教職員用教材を作成することが求められる。
- ③ また、各学校や教育委員会の取組により初任者研修をはじめとする各種現職研修の段階において、安全についての知識や指導方法について修得する機会の確保・充実を図る必要がある。さらに、各大学の取組により、教員養成段階においても安全に関する教育を充実することが求められる。特に、地方公共団体等において、前述した学校の安全対応に関して中核となる教職員に対して、学校安全に関するマネジメント研修などを行うことが求められている。
- ④ あわせて、文部科学省や独立行政法人教員研修センターなどにおいて、安全に関する各種の教職員参考資料を作成しており、各学校や教育委員会において、適切に活用を図ることが望まれる。

3. 学校、家庭、地域社会の連携の推進

○ 学校外はもとより、学校内も含めて子どもの安全を確保するためには、学校、家庭及び自治会、商店街組織、大学生など多様な層からなる地域のボランティアが協力して子どもを守るための活動を行うとともに、防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全などに関して専門的知識を有し、主体的な活動を行っている関係機関や団体と連携して、安全のためのより効果的な取組を進めていく必要がある。

(1) 家庭、ボランティア、関係機関等地域との連携の強化

① 通学路の安全を含め子どもの安全を確保するために、従来から交通安全指導員による地域での交通指導や「子ども110番の家」など各種の活動が行われているが、近年、学校内外における子どもの安全を脅かす事件が発生したことを受け、24,000のボランティア団体が登下校中の子どもを見守る活動を行っている。
(平成18年12月現在：警察庁調べ)

○ボランティアによる学校内外の安全の確保

・地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が行われた小学校 (86.7%)

(文部科学省調査 平成17年度)

- ② 学校、家庭、地域のボランティア、関係機関等が連携を進め、子どもの安全を確保していくためには、学校での安全教育の内容について情報を積極的に公開するとともに、ボランティアや関係機関等の要望に対して迅速に対応するほか、交流会などの開催、登校時のあいさつなど日ごろから学校と家庭や地域がお互いの顔がわかる関係づくりを進めることが求められる。
- ③ そのため、PTA、地域のボランティア、自治会、警察などの関係機関と学校が同じテーブルにつき、意見交換や調整を行う連絡会議(「地域学校安全委員会」(仮称)等)を開催することが極めて重要である。その際、前述した学校安全の中核となる教職員や校長などの管理職が、地域との連絡の窓口として周知され、意見交換・調整を円滑に図ることが求められる。なお、地域で設置されている既存の会議(青少年の健全育成のための協議会等)に、幅広い担当部局の参加を得て実施することも有効である。

○家庭、地域との協議の場の設置状況

・家庭、関係機関・団体との情報交換会議の開催をしている小学校 (93.8%)

(文部科学省調査 平成17年度)

- ④ また、このような「地域学校安全委員会」については、地方公共団体による参加や幅広い支援が求められる。例えば、学校が通学路の安全点検などを行った結果、通学路の植込みの伐採や街灯の増設など学校では対応できない措置が必要となる場合がある。このような場合、学校や地域のボランティア等から、例えば市民生活、地域企業、防災・安全全般を担当する行政部局に対して、状況を説明し、対応を求める場としての委員会の活用が考えられる。また、このような行政部局の参加によって、その関係団体等に情報が伝達され、「地域学校安全委員会」への参加や具体的な学校安全活動につながるなどの効果が見込まれる。
- ⑤ なお、保護者が仕事などのために、子どもの安全を守るための活動に参加しにくい状況にあるという指摘がある。企業などにおいては、子どもの安全を守ることを社会的責任の一つとして位置付け、保護者や一般の従業員が子どもの安全を守る活動に参加しやすい職場環境を整えることが期待される。
- ⑥ さらに、近年大きな課題となっている防犯に関する取組においては、登下校時間に関する情報や緊急時における不審者情報など様々な情報を共有することが重要であり、学校だよりや緊急電話連絡網、電子メールなどを活用した情報ネットワークなどによって、安全に関する情報を伝達する取組を進めることが必要である。
- ⑦ 近年個人情報の保護の観点から、子どもの安全を守るための情報について極めて厳格な管理が行われ、結果的に子どもの安全を守ることに支障が生じているのではないかという指摘がある。

例えば、電子メールによる連絡を行うに当たって、必要以上に電子メールアドレスが他者に知られないような取扱いをすることは必要であるが、家庭や参加者の同意を得て緊急連絡に関する電話連絡網を作成することが、子どもの安全の確保につながることを理解

を家庭などに求めていくことが必要である。

- ⑧ 学校における安全活動や学校外における見守り活動を行う地域のボランティアについては、各個人ができることを行うという観点から、専門的な知見を有しない方も多数参加している。

そのため、ボランティア自身の安全を確保するという観点から自らの安全を守る手法も含めた一定の専門的な指導を行うことが求められる。その際、現在、文部科学省が実施しているスクールガード・リーダーなどの専門的な知見を持つ者を活用してボランティアの指導を行う体制を構築・充実することが求められる。

また、市町村においては、ボランティアの活動に当たって、万一の場合に備えた保険を自治体の負担で加入させるといった対応も見られるが、少なくともボランティアが活動する際には保険に加入するよう勧め、その状況を確認するなどの適切な対応を行うことが必要である。

(2) 専門的な知見を有する関係機関等との連携の強化

- ① 学校安全を推進していく上で、教職員は一定の安全

知識を研修などで修得していることを求められるが、学校安全の取組を充実させるためには、安全に関する専門的な知見を持った者の支援を受けることが重要である。

具体的には、危機管理マニュアルに基づく訓練を実施するに当たって、警察やスクールガード・リーダーの参加を得て、活動の点検・評価を依頼し、マニュアルの改善につなげることや、学校における施設設備の安全点検において防犯や防災の専門家の知見を活用することが求められる。

- ② さらに、学校における防犯教室や交通安全教室を含め、安全教育においても、警察、交通安全団体、消防署等の協力を得ることが重要である。

安全教育においては、事件や災害の実態や発生メカニズムについて、子どもに理解させることが重要である。特に、防災分野については自然災害のシミュレーションなどを活用して子どもの視覚に訴える教育・指導を行うことも可能であり、教職員が科学技術の成果など専門的な機関の持つ知見を活用して、教育を行うことができるよう支援する仕組みづくりを進めることが必要である。

中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校健康・安全部会委員名簿

◎：部会長 ○：副部会長

【正委員5名】

安彦 忠彦	早稲田大学教育学部教授
岩崎 洋子	栗東市教育委員会教育長
梅田 昭博	社団法人日本PTA全国協議会会長
◎衛藤 隆	東京大学大学院教育学研究科教授、東京大学教育学部附属中等教育学校校長
○角田 元良	聖徳大学人文学部教授

【臨時委員6名】

明石 要一	千葉大学教育学部長
※雨宮 忠	独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 (平成19年10月25日付辞任)
市川 森一	社団法人日本放送作家協会理事長
勝野 眞吾	兵庫教育大学理事・副学長
香山 リカ	精神科医、帝塚山学院大学教授
服部 幸應	社団法人全国栄養士養成施設協会副会長
マリ・クリスティーン	アジアの女性と子どもネットワーク代表

【専門委員19名】

石井 一夫	全国学校保健主事会副会長、千葉県立千葉大宮高等学校長
内田 健夫	日本医師会常任理事
岡本 淳子	立正大学心理学部教授
加藤 征男	福島県西郷村教育委員会教育長
下元 智世	高知県梶原町立梶原中学校栄養教諭
都築 桂子	千葉市立都賀小学校教頭
十一 元三	京都大学医学部保健学科教授
仲田 吟子	松山市立北条南中学校学校栄養職員、全国学校栄養士協議会理事
中野 靖子	高知県土佐市立新居小学校養護教諭
西岡 伸紀	兵庫教育大学大学院教授
野津 有司	筑波大学人間総合科学研究科准教授
馬場 鍊成	東京理科大学専門職大学院教授
松野 智子	十文字学園女子大学人間生活学部人間発達心理学科講師 元全国養護教諭連絡協議会副会長
松本 和昭	長崎市立橘小学校長
丸山進一郎	日本学校歯科医会専務理事
守谷まさ子	京都府学校薬剤師会会長
山口智佳子	奈良教育大学附属幼稚園養護教諭
米山 和道	文京区立誠之小学校長
渡部 誠一	土浦協同病院小児科部長、茨城県小児科医会会長

五十音順・敬称略

※の委員は異動があったことを示す

参考データ集 目次

(* 誌面の都合上、参考データは一部分のみ掲載)

学校保健

- ・ 養護教諭・保健主事の配置状況
- ・ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師・スクールカウンセラーの配置状況
(中略)
- ・ メンタルヘルスに関する問題で養護教諭が支援した子どもがいた割合
- ・ 養護教諭が支援したメンタルヘルスに関する主な問題とその割合(担任や保護者等から相談依頼を受けて支援したものを除く)
(中略)

学校給食

- ・ 児童生徒の朝食の現状
- ・ 児童生徒の肥満・痩身状況
- ・ 栄養教諭の配置状況
(後略)

養護教諭・保健主事の配置状況

養護教諭

区分	養護教諭数(人)		学校数(校)	本務養護教諭が いる学校数(校)	配置率(%)
小学校	国	76	73	72	98.6
	公	23,666	22,607	21,704	96.0
	私	148	198	140	70.7
	合計	23,890	22,878	21,916	—
中学校	国	79	76	76	100
	公	10,553	10,190	9,709	95.3
	私	286	726	276	38.0
	合計	10,918	10,992	10,061	—

保健主事

区分	保健主事数(人)		学校数(校)	本務保健主事が いる学校数(校)	配置率(%)
小学校	国	72	73	72	98.6
	公	20,913	22,607	20,904	92.5
	私	49	198	49	24.7
	合計	21,034	22,878	21,025	—
中学校	国	75	76	75	98.7
	公	9,608	10,190	9,607	94.3
	私	153	726	150	20.7
	合計	9,836	10,992	9,832	—

文部科学省「学校基本調査」(平成18年度)

学校医・学校歯科医・学校薬剤師・スクールカウンセラーの配置状況

学校医

区分	学校医数(人)	学校数(校)	本務学校医が いる学校数 (校)	配置率 (%)	
小学校	国	214	73	100	
	公	58,400	22,607	22,156	98.0
	私	392	198	191	96.5
	合計	59,006	22,878	22,420	—
中学校	国	210	76	76	100
	公	27,461	10,190	10,057	98.7
	私	1,153	726	625	86.1
	合計	28,824	10,992	10,758	—

学校薬剤師

区分	学校薬剤師数(人)	学校数(校)	本務学校薬剤師が いる学校 (校)	配置率 (%)	
小学校	国	72	73	72	98.6
	公	22,015	22,607	21,945	97.1
	私	145	198	145	73.2
	合計	22,232	22,878	22,162	—
中学校	国	76	76	76	100
	公	9,973	10,190	9,944	97.6
	私	433	726	431	59.4
	合計	10,482	10,992	10,451	—

学校歯科医

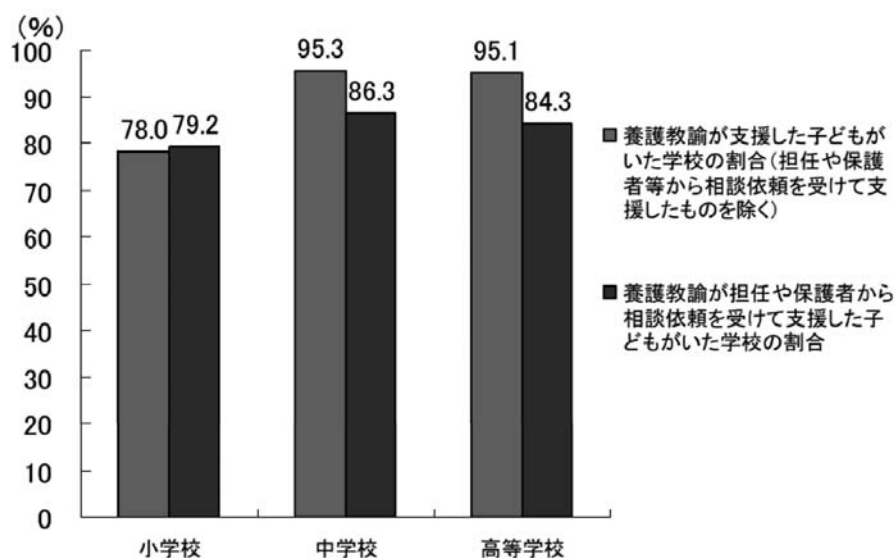
区分	学校歯科医数 (人)	学校数(校)	本務学校歯科 医がいる学校 数(校)	配置率 (%)	
小学校	国	84	73	73	100
	公	26,262	22,607	22,144	98.0
	私	193	198	185	93.4
	合計	26,539	22,878	22,402	—
中学校	国	88	76	76	100
	公	12,312	10,190	10,049	98.6
	私	603	726	559	77.0
	合計	13,003	10,992	10,684	—

スクールカウンセラー

年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
スクールカウンセラー 派遣校数 (公立中学校)	4,406	6,572	6,941	8,485	9,547

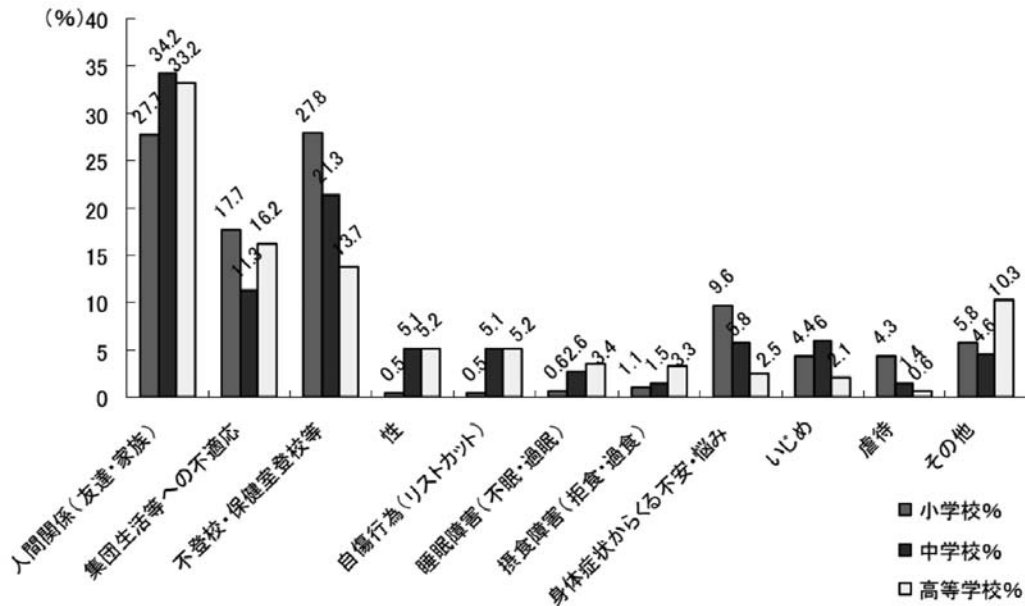
文部科学省「学校基本調査」(平成18年度)

メンタルヘルスに関する問題で養護教諭が 支援した子どもがいた学校の割合



心の健康づくり推進委員会「子どものメンタルヘルスの理解とその対応」(平成18年度)

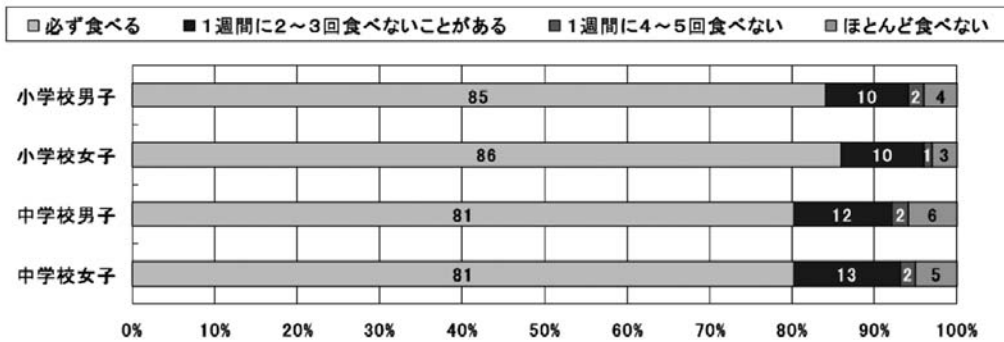
養護教諭が支援したメンタルヘルスに関する主な問題とその割合 (担任や保護者等から相談依頼を受けて支援したものを除く)



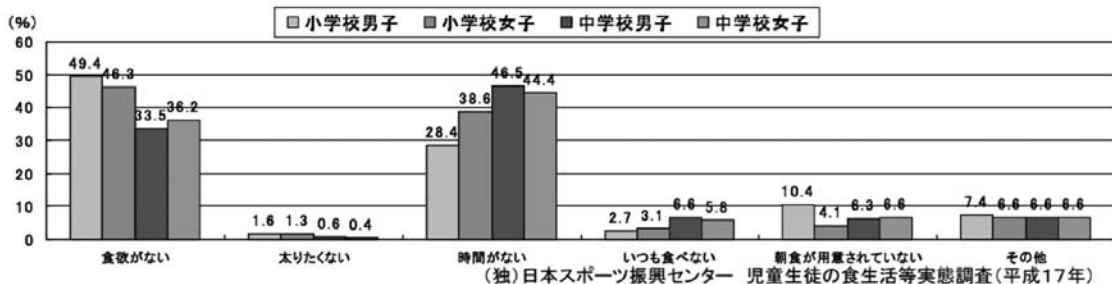
心の健康づくり推進委員会「子どものメンタルヘルスの理解とその対応」(平成18年度)

児童生徒の朝食の現状

○朝食欠食状況



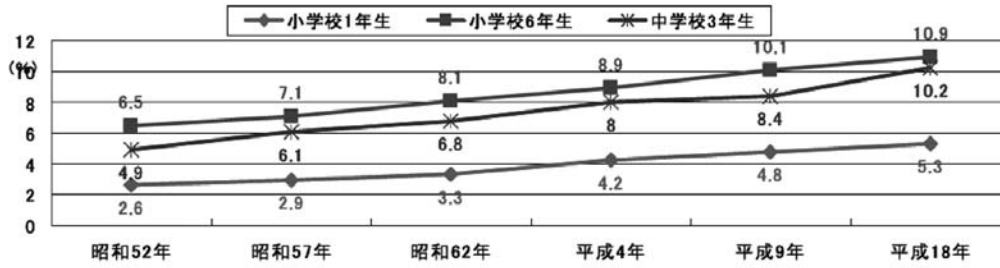
○朝食欠食の理由



(独)日本スポーツ振興センター 児童生徒の食生活等実態調査(平成17年)

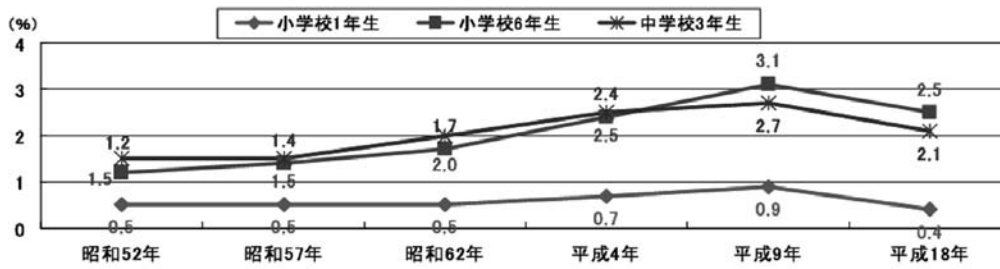
児童生徒の肥満・痩身状況

○肥満状況



※肥満傾向児とは、性別・年齢別に身長、体重を求め、その平均体重に比べて、120%以上の体重の者をいう。

○痩身状況

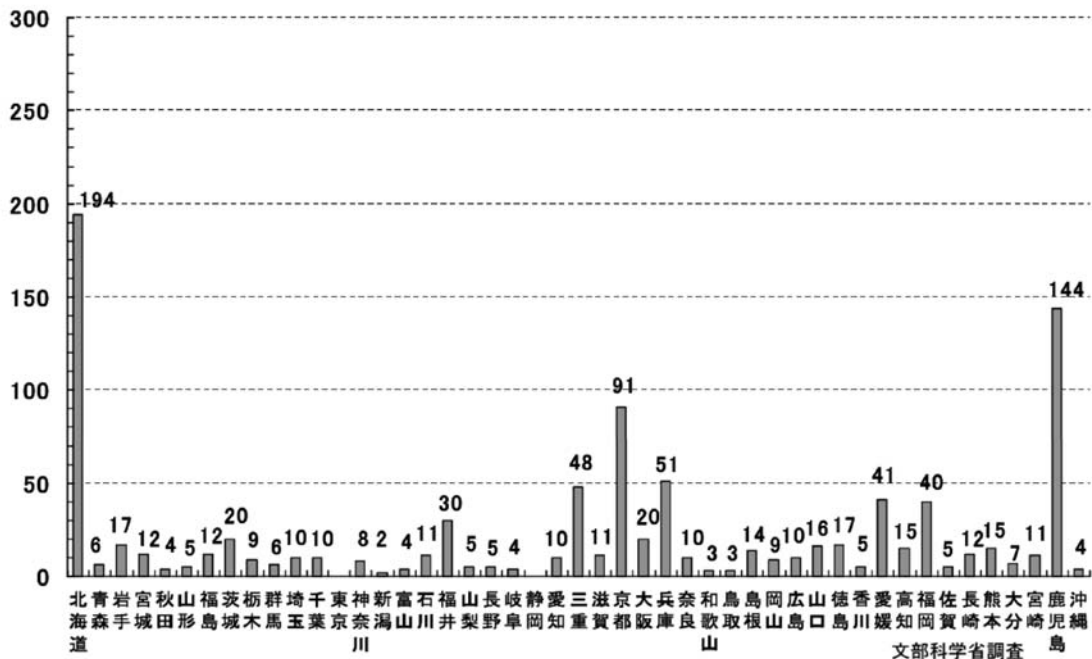


※痩身傾向児とは、性別年齢別に身長別平均体重を求め、その平均体重の80%以下の者としている。

文部科学省 学校保健統計調査(平成18年)

栄養教諭の配置状況

平成19年9月末現在で、45道府県に986名が配置されている。



社団法人日本学校歯科医会加盟団体名簿（平成20年7月1日現在）

団体名	会長名	〒	所在地	TEL・FAX
北海道歯科医師会	富野 晃	060-0031	札幌市中央区北1条東9-11	011-231-0945 011-271-7514
札幌歯科医師会学校歯科医会	藤田 一雄	064-0807	札幌市中央区南7条西10丁目	011-511-1543 011-511-1530
青森県学校歯科医会	川島 慶三	030-0803	青森市安方2-9-20 室津ビル304B	017-775-3666 017-775-3668
岩手県歯科医師会	箱崎 守男	020-0045	盛岡市盛岡駅西通2-5-25	019-621-8020 019-654-5474
秋田県歯科医師会	石田 宏	010-0941	秋田市川尻町字大川反170-102	018-865-8020 018-862-9122
宮城県歯科医師会	細谷 仁憲	980-0803	仙台市青葉区国分町1-5-1	022-222-5960 022-225-4843
山形県歯科医師会	佐藤 博嗣	990-0031	山形市十日町2-4-35	023-632-8020 023-631-7477
福島県歯科医師会	金子 振	960-8105	福島市仲間町6-6	024-523-3266 024-524-1323
茨城県歯科医師会	志賀 正三	310-0911	水戸市見和2-292	029-252-2561 029-253-1075
栃木県歯科医師会	新井 武	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-5	028-648-0471 028-648-8149
群馬県学校歯科医会	川越 文雄	371-0847	前橋市大友町1-5-17	027-252-0391 027-253-6407
千葉県歯科医師会	岸田 隆	261-0002	千葉市美浜区新港32-17	043-241-6471 043-248-2977
埼玉県歯科医師会	井坂 義昭	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ5F	048-829-2323 048-829-2376
東京都学校歯科医会	櫻井 善忠	102-0073	千代田区九段北4-1-20 新歯科医師会館2F	03-3261-1675 03-3222-6528
神奈川県歯科医師会	高橋 紀樹	231-0013	横浜市中区住吉町6-68	045-681-2172 045-681-2426
川崎市歯科医師会	久保木 弘	210-0006	川崎市川崎区砂子2-10-10	044-233-4494 044-222-3924
山梨県歯科医師会	三塚 憲二	400-0015	甲府市大手1-4-1	055-252-6481 055-253-0854
長野県歯科医師会	一志 忠廣	380-8583	長野市岡田町96	026-227-5711 026-224-1188
新潟県歯科医師会	岡田 広明	950-0982	新潟市中央区堀之内南3-8-13	025-283-3030 025-283-6692
静岡県歯科医師会	飯嶋 理	422-8006	静岡市駿河区曲金3-3-10	054-283-2591 054-283-3590
愛知県歯科医師会	宮村 一弘	460-0002	名古屋市中区丸の内3-5-18	052-962-8020 052-951-5108
名古屋市学校歯科医会	江場 弘和	460-0001	名古屋市中区三の丸3-1-1 名古屋市教育委員会学校保健課	052-972-3246 052-972-4177
岐阜県歯科医師会	高木 幹正	500-8486	岐阜市加納城南通1-18	058-274-6116 058-276-1722
三重県歯科医師会	峰 正博	514-0003	津市桜橋2-120-2	059-227-6488 059-227-0510
石川県歯科医師会	白尾 理英	920-0806	金沢市神宮寺3-20-5	076-251-1010 076-251-6450
福井県学校歯科医会	山口 一郎	910-0001	福井市大願寺3-4-1	0776-21-5511 0776-27-5640
富山県歯科医師会	栗山 豊実	930-0887	富山市五福字五味原2741-2	076-432-4466 076-442-4013
滋賀県歯科医師会	芦田 欣一	520-0044	大津市京町4-3-28	077-523-2787 077-523-2788
和歌山県学校歯科医会	中谷 讓二	640-8287	和歌山市築港1-4-7 県歯科医師会館内	073-428-3411 073-431-2660
奈良県歯科医師会	森本 清治	630-8002	奈良市二条町2-9-2	0742-33-0861 0742-34-1279
京都府歯科医師会	平塚 靖規	604-8415	京都市中京区西ノ京梅尾町3-8	075-812-8492 075-812-8814
大阪府学校歯科医会	佐藤 文夫	543-0033	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-3-27 府歯科医師会館内	06-6772-8367 06-6775-2255
大阪市学校歯科医会	辻本 宣一	543-0033	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-3-27 府歯科医師会館内	06-6772-8362 06-6774-0488
兵庫県学校歯科医会	澤田 隆	650-0003	神戸市中央区山本通5-7-18	078-351-4181 078-351-4333
神戸市歯科医師会神戸市学校歯科医会	岡田 誠一	650-0003	神戸市中央区山本通5-7-17	078-351-0087 078-371-7118
岡山県歯科医師会学校歯科医部会	酒井 昭則	700-0813	岡山市石関町1-5	086-224-1255 086-224-8561
鳥取県歯科医師会	林 伸伍	680-0841	鳥取市吉方温泉3-751-5	0857-23-2621 0857-23-5584
広島県歯科医師会	山科 透	730-0043	広島市中区富士見町11-9	082-241-5525 082-246-0389
島根県歯科医師会	仲佐 善昭	690-0884	松江市南田町141-9	0852-24-2725 0852-31-0198
山口県歯科医師会	右田 信行	753-0814	山口市吉敷下東1-4-1	083-928-8020 083-928-8025
徳島県歯科医師会	和田 明人	770-0003	徳島市北田宮1-8-65	088-631-3977 088-631-4179
香川県歯科医師会	山下喜世弘	760-0020	高松市錦町2-8-38	087-851-4965 087-822-4948
愛媛県歯科医師会	清水 恵太	790-0014	松山市柳井町2-6-2	089-933-4371 089-932-5048
高知県歯科医師会	恒石 定男	780-0066	高知市比島町4-5-20	088-824-3400 088-872-8011
福岡県学校歯科医会	宮崎 禎之	810-0041	福岡市中央区大名1-12-43	092-714-4627 092-714-7599
福岡市学校歯科医会	佐知 正道	810-0041	福岡市中央区大名1-12-43	092-781-6321 092-781-6512
佐賀県学校歯科医会	寺尾 隆治	840-0045	佐賀市西田代2-5-24	0952-25-2291 0952-22-7586
長崎県歯科医師会	道津 剛佑	852-8104	長崎市茂里町3-19	095-848-5311 095-846-0175
大分県歯科医師会	丸尾 道彦	870-0819	大分市王子新町6-1	097-545-3151 097-545-3155
熊本県歯科医師会	堤 直文	860-0863	熊本市坪井2-4-15	096-343-8020 096-343-0623
宮崎県歯科医師会	田島 逸男	880-0021	宮崎市清水1-12-2	0985-29-0055 0985-22-6551
鹿児島県歯科医師会学校歯科部会	四元 貢	892-0841	鹿児島市照国町13-15	099-226-5291 099-223-6079
沖縄県歯科医師会学校歯科医会	高嶺 明彦	901-2134	浦添市港川1-36-3	098-877-1811 098-877-7925

社団法人日本学校歯科医会役員名簿（平成20年7月1日現在）

（任期：平成19年4月1日～平成21年3月31日）

役職〔職務分掌〕	氏名
会 長	松 島 悌 二
副 会 長〔制 度 他〕	中 田 郁 平
副 会 長〔普 及 他〕	黒 住 正 三
副 会 長〔学 術 他〕	柘 植 紳 平
副 会 長〔涉 外 他〕	箱 崎 守 男
専務理事〔総 括〕	丸 山 進一郎
常務理事〔普 及 総 括〕	金 森 市 造
常務理事〔会 計 他〕	野 溝 正 志
常務理事〔対外PR対策他〕	杉 原 瑛 治
常務理事〔制度総括他〕	阿 部 洋一郎
常務理事〔学術総括他〕	藤 居 正 博
常務理事〔国 際 涉 外〕	橋 本 芳 紀
常務理事〔総 務〕	赤 井 淳 二
常務理事〔広 報 総 括〕	佐 橋 永 吉

役職〔職務分掌〕	氏名
常務理事〔会員対策他〕	五十嵐 一 誠
理 事〔学術第3他〕	稲 垣 幸 治
理 事〔対外PR対策〕	五十嵐 雄 一
理 事〔会員対策〕	高 木 忠 雄
理 事〔制度第1他〕	川 本 強
理 事〔広報第1他〕	稲 富 道 知
理 事〔学術第1,第2〕	青 島 孝 之
理 事〔学術第1〕	長 哲 也
理 事〔普及第1,第2他〕	今 井 健 二
理 事〔制度第2〕	仲 佐 善 昭
理 事〔広報第2〕	清 水 惠 太
監 事	川 越 文 雄
監 事	小 林 菊 生
監 事	佐々木 貞

社団法人日本学校歯科医会顧問参与名簿（平成20年7月1日現在）

（任期：平成19年4月1日～平成21年3月31日）

役 職	氏 名
名誉会長	西連寺 愛 憲
顧 問	大久保 満 男
参 与	平 塚 哲 夫
参 与	白 尾 国 興
参 与	桜 井 善 忠
参 与	岡 村 親一郎
参 与	野見山 滋 光
参 与	望 月 兵 衛
参 与	森 川 勝

役 職	氏 名
参 与	中 井 洋
参 与	入 交 重 道
参 与	森 本 基
参 与	湯 浅 太 郎
参 与	相 澤 恒
参 与	藤 井 宏 次
参 与	佐 藤 健 一
参 与	立 花 義 康

●会誌100号を迎えることになりました。過去多くの先生方が御苦勞され、一つ一つ積み重なれた結果であり歴史の重みを感じます。私にとってもこの記念号で座談会の聞き手として携われたことは大変な喜びで、素晴らしい感激でした。その席で学識者代表の赤坂教授より、委員も勉強して論文の査読をし学識者に対して注文を出すくらいでなければならぬとお言葉を頂きました、編集を担当する者としてより一層努力し学んでいく所存です。
(末高英世)

●とうとう日学歯の会誌も100号の記念号を出版するまで歴史を重ねてきました。会誌100号記念座談会でも多くの先人達の苦勞と努力の結果によって今日を迎えていることが語られています。平成20年度からは年3回の発行となり、今まで以上に編集を担当する委員会のスキルアップが必要となっています。優秀な担当役員の方々、また実力、気力、迫力を備えた委員たちとより一層の会誌内容の充実を図っていきたいと思っています。また会員の方からのすばらしい投稿をお待ちしております。
(伊從 明)

●今回100号を記念して歴代の会誌を振り返る機会を得ることができました。その作業の中でたまたま私と会誌は偶然にもまったく同じ年に誕生したことを発見し、自分の生まれた当時の冊子を見る驚きとともに会誌に対して愛着を感じさせられました。今後は「会誌」「広報」とともに日学歯の機関誌としての働きであります会員への種々の情報伝達を行ってまいりたいと考えております。今年より会誌は年三回の発行となります。さらに今まで以上に会員の皆様にとって魅力ある会誌に少しでも近づくよう努力してまいりたいと存じます。
(佐橋永吉)

●年に1回の発行で昭和32年に創刊された会誌が、発行以来51年目の平成20年の今年より年3回の発行となってついに記念すべき100号を迎えた。「過去、現在、未来」をテーマに、歴代の広報担当常務・学識者の方々による会誌100号記念座談会が催された。貴重なそして、大変参考になるご意見が多くあった。昭和52年より担当された石川先生の時代から今現在担当している我々まで、共通のテーマは「はたして会員は読んでくれているのだろうか？ 読んでもらうにはどうしたら良いのだろうか？」のように思う。読者の顔が見えないと悩む前に、執行部の顔を見せるのが先であると示唆されたように感じた。
(稲富道知)

日本学校歯科医会ホームページもご覧下さい。 <http://www.nichigakushi.or.jp/>

日本学校歯科医会会誌 第100号

- 印刷 平成20年8月10日
- 発行 平成20年8月20日
- 発行人 社団法人日本学校歯科医会 丸山進一郎
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20
新歯科医師会館4F
TEL. 03-3263-9330 FAX. 03-3263-9634
- 編集委員 末高英世 伊從 明 瀬川 洋
美島達平 遠藤隆一 藤田俊也
佐橋永吉(担当常務理事) 稲富道知(担当理事)
- 印刷所 一世印刷株式会社